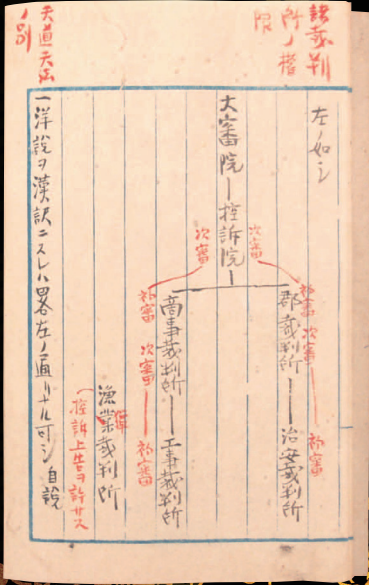


三島中洲



Chushu

近代

其
一

Modern



Handwritten Japanese text in cursive script, likely a letter or a manuscript fragment.

三島中洲と近代

— 其一 —

三島中洲と近代 ―其―

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 図版 | |
| Ⅰ期 修学と師友 (一歳～三二歳) | 1 |
| Ⅱ期 幕末維新期の活躍 (三三歳～四二歳) | 7 |
| Ⅲ期 明治新政府への出仕 (四三歳～六六歳) | 13 |
| Ⅳ期 一世の師表 (六七歳～九〇歳) | 23 |
| 展示品解説 | 33 |
| 資料編 | |
| Ⅰ 『三島中洲・南摩羽峯往復書簡』翻印 | 53 |
| Ⅱ 『三島中洲・川北梅山・崔成大筆談録』翻印・訓読 | 69 |
| 三島中洲年譜 | 80 |

凡例

- 一、本書に収録した資料は、二松学舎大学図書館に所蔵するものである。各資料の請求記号は、「展示品解説」に記した。『学校法人二松学舎所蔵資料目録』は「資料目録」と略記した。
- 二、本書に使用する漢字の用字は、常用漢字体など通行の字体を基本とした。ただし「展示品解説」と「資料編」において翻印に使用する漢字は、原資料に近い字体を基本とした。訓読文の仮名遣いは歴史的仮名遣いを基本とした。
- 三、数字は基本的に漢数字を使用した。図版の横書きの部分では主に算用数字を使用した。
- 四、三島毅の呼称は時期に拘わらず三島中洲、または中洲を用いる。他の人物の呼称も基本的にこれに準じて姓号を用いるが、汎用される姓名を用いた場合もある。
- 五、年齢表記は、旧暦の生年を起点とした数え歳による。内容から推定した年次については、() 括弧に入れて記した。
- 六、消印等によって年次が判明しない書簡等資料のうち、七、図版キャプション、解説、翻印・訓読は、町泉寿郎が担当した。
- 八、本書は二松学舎大学資料展示室における企画展「三島中洲と近代 ―其―」(二〇一三年四月二二日～五月二五日)の展示図録を兼ねるものである。

三島中洲と近代 其一

(1831 ~ 1919)

I期 一歳〜三二歳

(一八三二〜一八六一)

修学と師友

天保元年二月九日(一八三二・二二)に備中窪屋郡中島村(現倉敷市中島)の庄屋の家に生まれた中洲は、祖父・父が新見藩儒の丸川松隠に学んだ縁で、一四歳の時、松隠門の高弟で備中松山藩儒となった山田方谷に入門して漢学を学ぶ。方谷は西洋砲術を松山藩に導入すべく隣藩津山に学び(一八四七)、同行した中洲も漢学だけでなく西洋の科学技術に早くから触れた。学業が進捗すると、藩務で多忙の方谷に代わって、方谷の家塾(牛麓舎)で代講するようになる(一八五〇)。

ついで津藩の斎藤拙堂のもとに遊学し(一八五二〜五六)、詩文のほか、これまで修めた朱子学に加えて、博く折衷学・考証学を学ぶ。また内憂外患の時勢に感じ、米國使節ペリーの再来航に際しては、探索に出かけて『探辺日録』を著し(一八五四)、清国漂流船の志摩漂着事件に際しては『屯兵策』を著す(一八五五)。

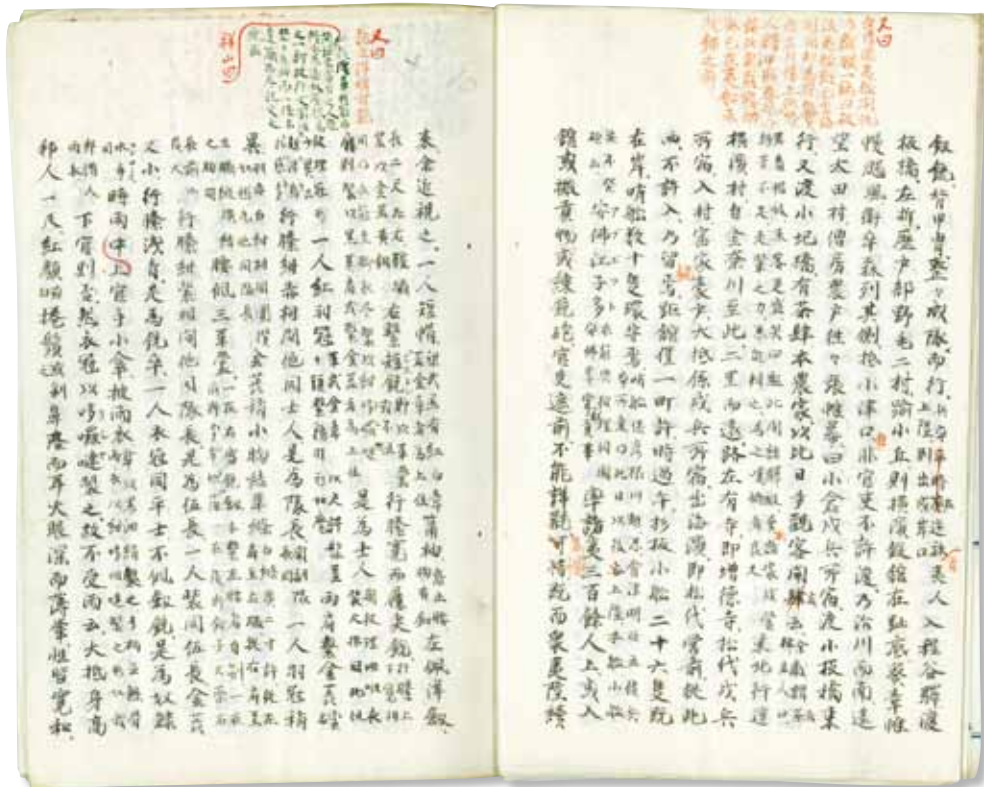
津藩遊学から帰郷した中洲は、方谷の勧めに従って松山藩に仕官したが(一八五七)、五年後の成学を期して学資を支給され、江戸に遊学して諸儒を歴訪し、昌平坂学問所書生寮に入り、更に学業を積む(一八五八〜五九)。帰藩して藩校有終館会頭となる(一八五九、禄五〇石)。昌平坂学問所に再遊し(一八六〇〜六一)、帰藩して有終館学頭となり、家塾虎口溪舎を開く(一八六一)。

1 三島中洲『弘化中』文稿『四冊



中洲16~17歳（1845~46）の年、備中松山城下の山田方谷の塾での修学を示す文稿。朱の筆削は山田方谷によるもの。名文家として知られる中洲の最初の一步が記されている。

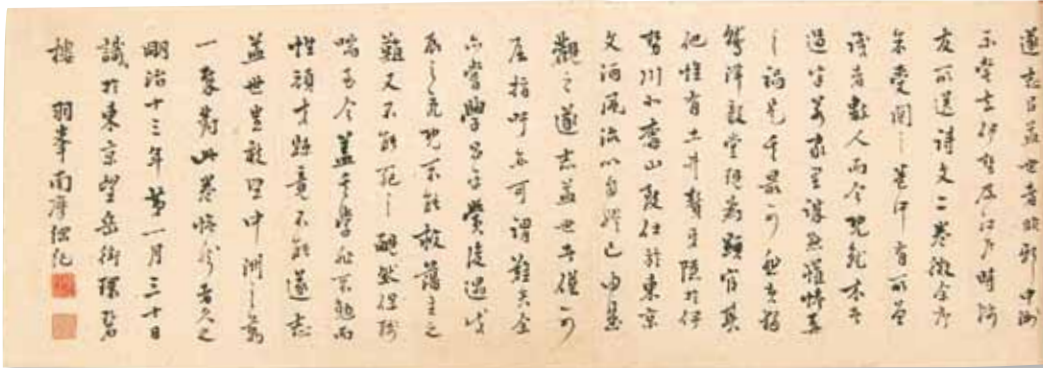
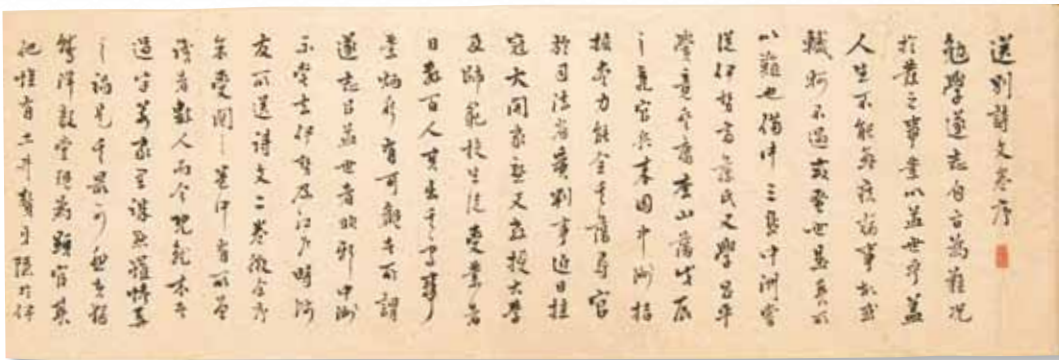
2 三島中洲『探辺日録』一冊



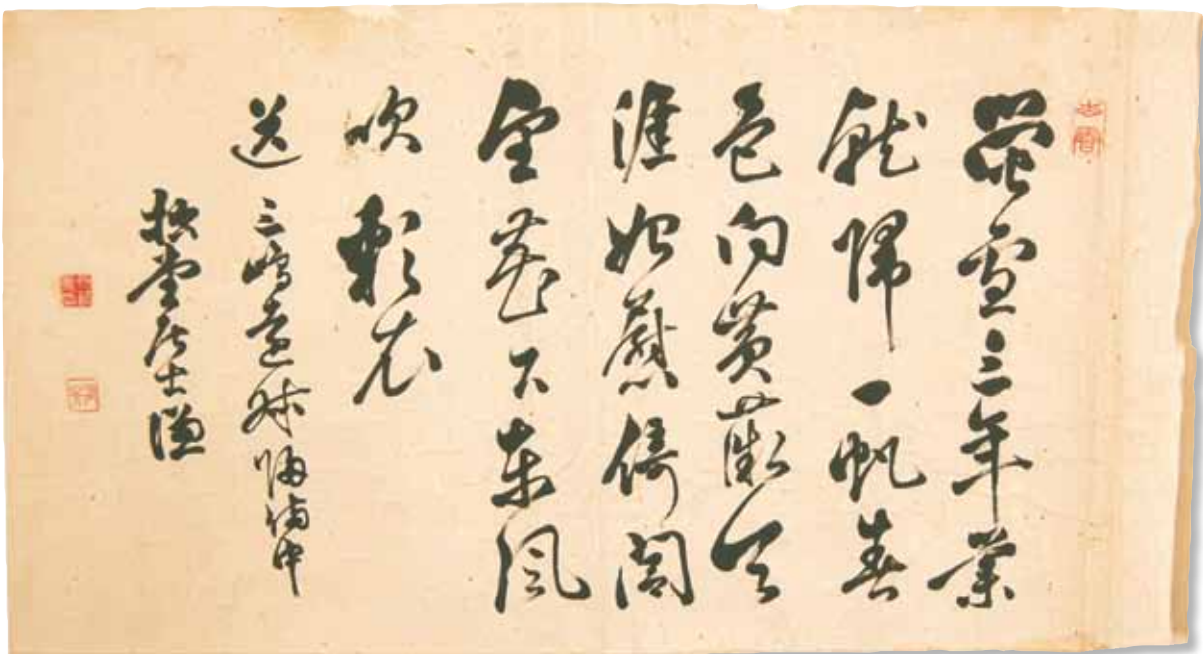
津藩に遊学中、米国使節ペリーの再来航（1854、中洲25歳）を聞いて東上した中洲が、碇泊中の艦隊や横浜に上陸した兵隊のようす、江戸の知友からの伝聞をまとめた見聞録。この時、横浜に集まった人物の中に相識の吉田松陰の姿もあった。

3-1

『送別詩文卷』 乾坤二卷、南摩羽峯序



乾卷には中洲が27歳で津藩遊学から帰郷する際に師友から贈られた詩文画を収め、坤卷には32歳で昌平坂学問所再遊から帰藩する際に知友から贈られた詩文を収める。卷頭には同じく昌平坂学問所の書生寮に学んだ南摩羽峯が序文を寄せている（1880年）。



3-2 齋藤拙堂「送三嶋遠叔帰備中」

中洲は齋藤拙堂（1797～1865）が56～60歳の時に従学。中洲は津藩を遊学先に選んだ一因に『拙堂文話』を読んで興味を覚えたことをあげる。拙堂は頼山陽と幕末の文名を二分し、また海防や経世に関する著作も残している。



3-3 | 宮崎青谷画「春江帆影」

中洲の送別の宴が開かれた安政3年（1856）2月15日に、津藩の儒者で文人画に優れた宮崎青谷（1811～1866）から贈られた画。海路帰郷する中洲を思って描いたものであろう。



3-4 | 家里松島 「贈三島遠叔序」

家里松島（1827～1863）は伊勢松坂の出身で、斎藤拙堂門下の儒者。梁川星巖らと交わり、主に京都で尊皇攘夷の運動を行ったが、倒幕には異議を唱えたため、佐幕派の内通者と誤解されて暗殺された。弟・次郎は壬生浪士組隊員。

余與遠叔未深相知也一日携其所
 業來示余未及讀而與之論文遠
 辨曰文非使人泣豈可謂至者哉余
 一言之下律然說然其意之擅文場
 者率不遜優吾衣冠傷蒙啼笑不則
 海市蜃樓以構空虛而求其一言之逆於
 情性而不可得也故已論其下者不直一笑
 即其上者使人欣然揚眉賞其寸準
 是已彼豈以文為侶優乎而徒資人笑
 噱也遠叔之文余未知其深使人泣否然
 其見能及此則誠有足多者焉於是握
 手歎洽恨相見晚遠叔去後而把其文讀
 之益嘆絕以為不可及余嘗論品文章崇品
 人物同人自狂狷以至於盜賊狙獍之雄皆
 無不可容唯卿愿則不可文自凡百癡病莫
 不可醫唯偽則不可遠游於文不假彫飾而
 唯意所向一直寫去酷如其為人其於情

性之真者得矣使其他日藏於事物利
 害之致以大發其所蓄蓄則其使人泣者
 將無相違焉君子一言以為知余以遠叔
 一言既知其文又由以知其為人頃者未嘗別
 曰今得歸桑梓請子叙行鳴呼數年
 來二三鉅公就彰表而文章一之哀甚矣
 豈其無人也耶或憂於才而儉於學或掩
 於學而益於談波汎茅靡鮮散自林立焉
 窘之中原旗鼓誰屬都遠游盡自易焉
 夫長門一賦價直黃金百斤而左太冲
 三都賦資洛陽文人才士之望于一肯無與
 比矣荆轲交也偃讀梁報報惠王書
 則指廢書而泣者何如豈非才華煥發
 之文不過喜一時之日而忘原萬擊感慨故
 涯之言實有足與百代志士之嘆者耶余
 於遠叔何能別有所論說唯結采
 充表之一言則斯道之砥柱得
 於子乎屬寫堂壺樹幟文壇
 云哉

七百零二月

中村正直

拜稿

3-5 | 中村敬宇「(送三島遠叔序)」

中村敬宇（1832～1891、名は正直）は幕臣で、中洲が昌平坂學問所に再遊した時の教官のひとり。2歳年少の中村は自宅を訪ねた中洲に酒飯を供し友人として遇した。後年、東京大学で共に教鞭を執り旧交を温めた。

幕末維新期の活躍

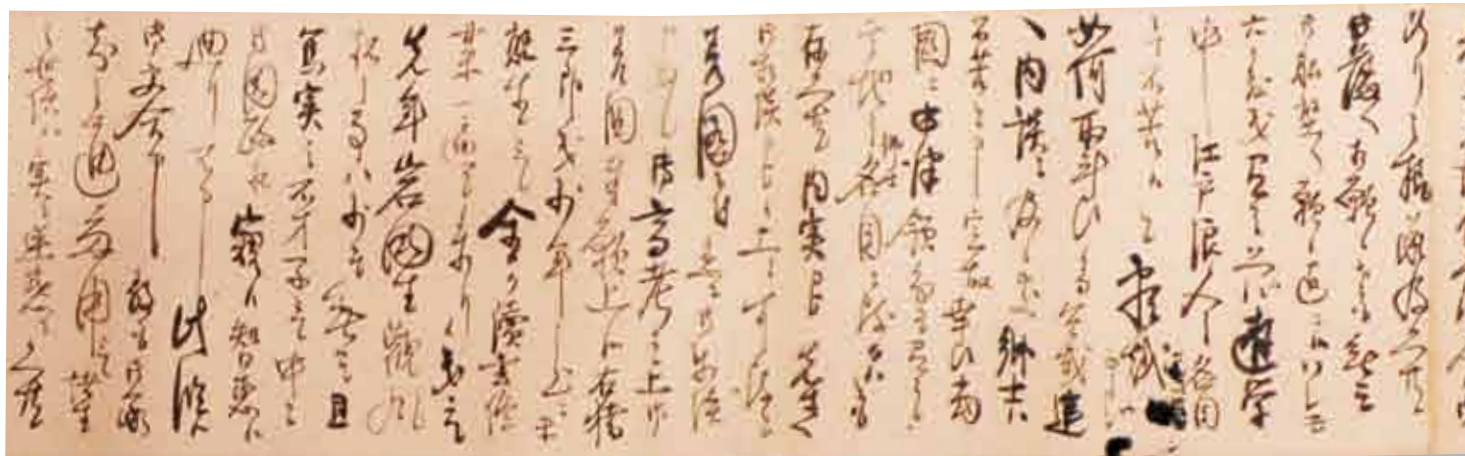
文久二年（一八六二）三月、松山藩主板倉勝静が老中（外国事務掛）に昇任して幕政の中核を担い、山田方谷がこれを補佐するようになると、中洲の藩士としての活動も儒職（藩校学頭）を核としながらその範囲は拡大していった。この年十月、中洲は密命を帯びて中国・九州諸藩の探索に出かける。遊山旅にかこつけたその旅程は、一一〇日間、四六四里（1,800km以上）に及んだ。各地で収集した情報は『西国探索録』『鎮西観風詩録』『瓊浦筆談』にまとめられた。

文久三年四月からは京都にあって、攘夷決行を迫る孝明天皇と逡巡する幕府の間に立ち、方谷と共に老中勝静の君側にあつて補佐し、攘夷決行によって朝幕対立の回避を説いた（一八六三）。吟味役（勘定方）に転じ、更に隣好掛を兼務して、たびたび隣藩に使者に立つて交渉（一八六四）。第二次長州征討でも事態収拾に尽力した（一八六六）。鳥羽伏見敗戦後、岡山藩兵による鎮撫使を家老とともに迎え、松山城下の開城について交渉し、藩主の名誉を守りつつ武力衝突を回避した（一八六八）。

次いで、東北戦争の混乱によって行方不明となった藩主父子に代わり、分家から勝弼を迎えてこれを補佐した（一八六八）。勝静父子が自首して禁錮となると、勝弼が高梁藩（五万石から二万石に減封）の知事に就任したのを見届けて、旧主の労苦を分かつべく致仕した（一八六九）。

Ⅱ期 三三歳〜四二歳

（一八六二〜一八七二）



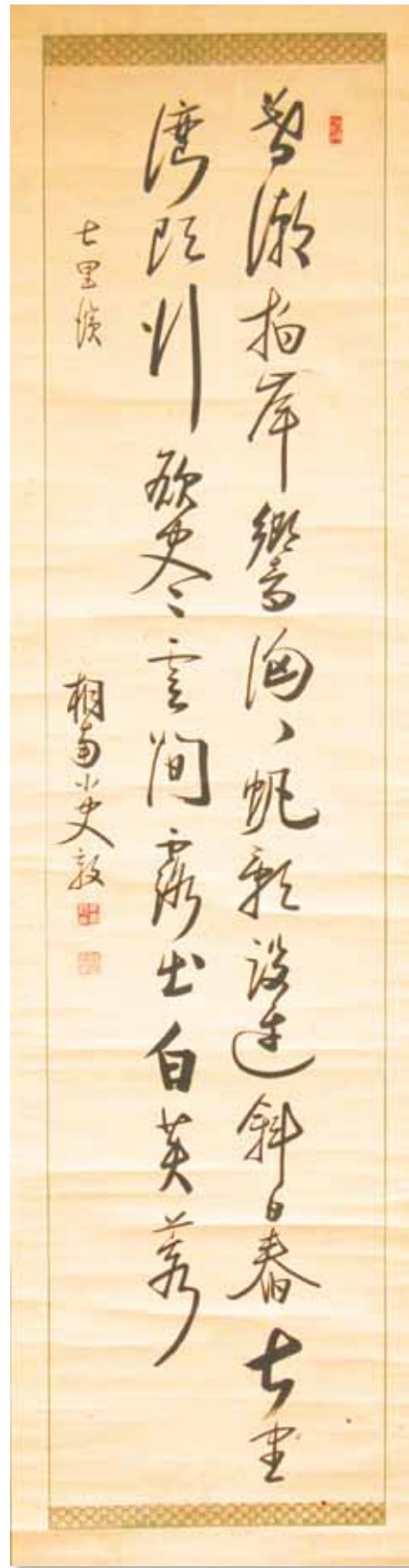
5-4 | 三島中洲書簡 (山田方谷宛、〔文久3年〕5月2日)

中洲から方谷に、明朝の急な呼び出しを伝える書簡。勝静に召されて出京した方谷と中洲は、異国船来寇の風聞が立つなか、将軍の近海巡見に随ってこの日、大坂にあった。

6

三島中洲書幅「七里濱」

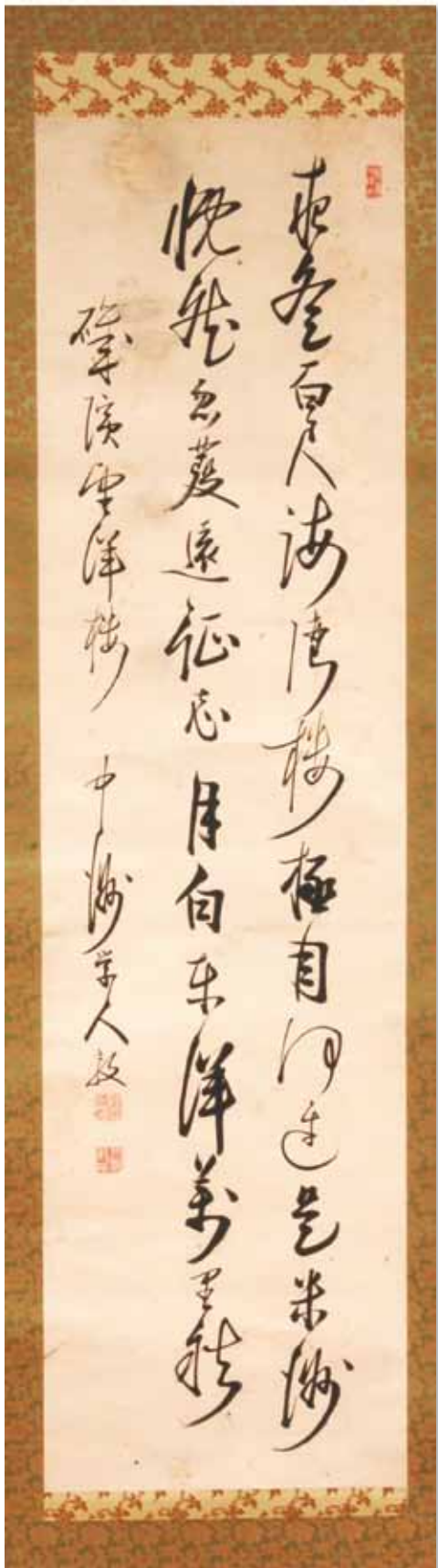
中洲と号する以前、桐南と号した時代（二八五六～二八七〇）の作。



7

三島中洲書幅「磯濱望洋楼」

新治裁判所所長時代（二八七三～二八七五）、夏期休暇中に訪れた大洗海岸での作。



明治新政府への出仕 ―法曹、大学教授―

明治五年（一八七二）、旧主板倉勝静が禁錮を解かれた後、旧友玉乃世履・鶴田皓等の推薦によって、中洲は明治政府から司法省七等出仕の徵命を受けた。しばらく東京裁判所聴訟に勤務した後、権少判事となり新治裁判所に所長として赴任し（一八七三〜七五）、ついで東京裁判所判事（一八七五）、大審院民事課に転じた（一八七六）。この間、司法省において御雇外国人ボアソナード、ブスケの講習を受けてフランス民法について学び、聴講ノートを残している。

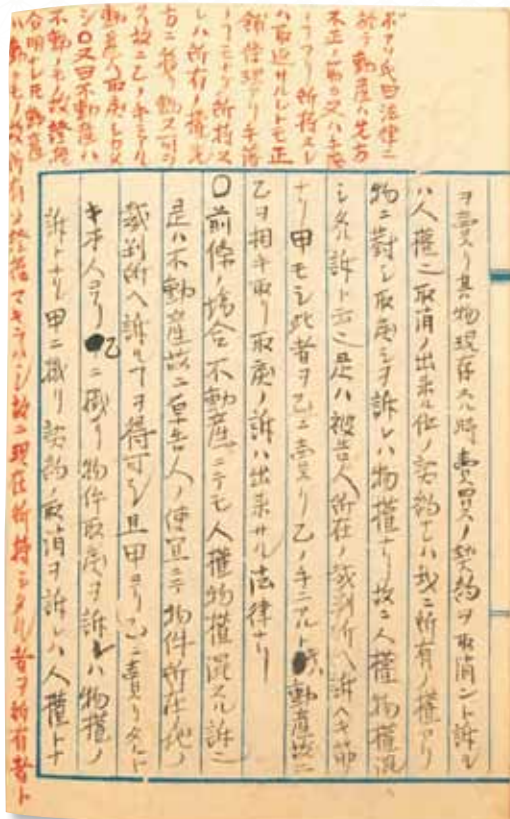
大審院判事廃官によって判事の職を失った中洲は、松山藩時代に家塾を営んだ経験を生かして二松学舎を開設（一八七七、中学私塾）。明治一〇年代には司法省法学校・陸軍士官学校・東京大学古典講習科等の上級学校への進学者を輩出して、多数の入学者を集めた。

また中洲自身も加藤弘之総理の委嘱により東京大学で漢文を講授している（一八七九 講師、一八八一〜八六教授）。東京学士会院の会員にも選出され（一八八五）、同会では多くの講演を行った。作詩文の能力を活かして、朝鮮の視察団と筆談したり、清国公使館員らとも詩文を盛んに応酬している。

明治二十二年（一八八八）には、大審院検事となりボアソナード編纂にかかる民法草案の修正に従事する（一八九〇）。判事に転ずるが間もなく休職、以後は文事を専らとし花月を審問する「風流判事」を自称する。

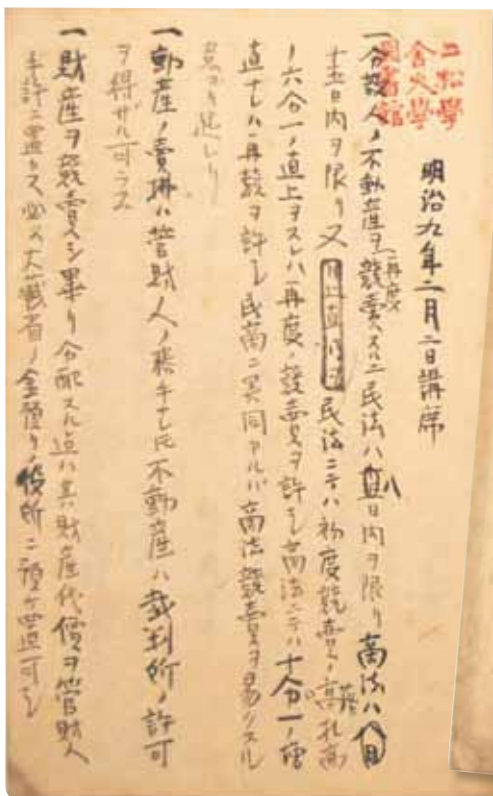
Ⅲ期 四三歳〜六六歳

（一八七二〜一八九五）



8 | 三島中洲『仏蘭西民法講義聴書』一冊

中洲がフランスの法学者ボアソナードの講義による司法省の「会議」に出席してまとめた聴講ノート。明治8年12月8日・12月23日、明治9年1月18日の3日分に過ぎないが、「会議」の一次資料として価値がある。



9

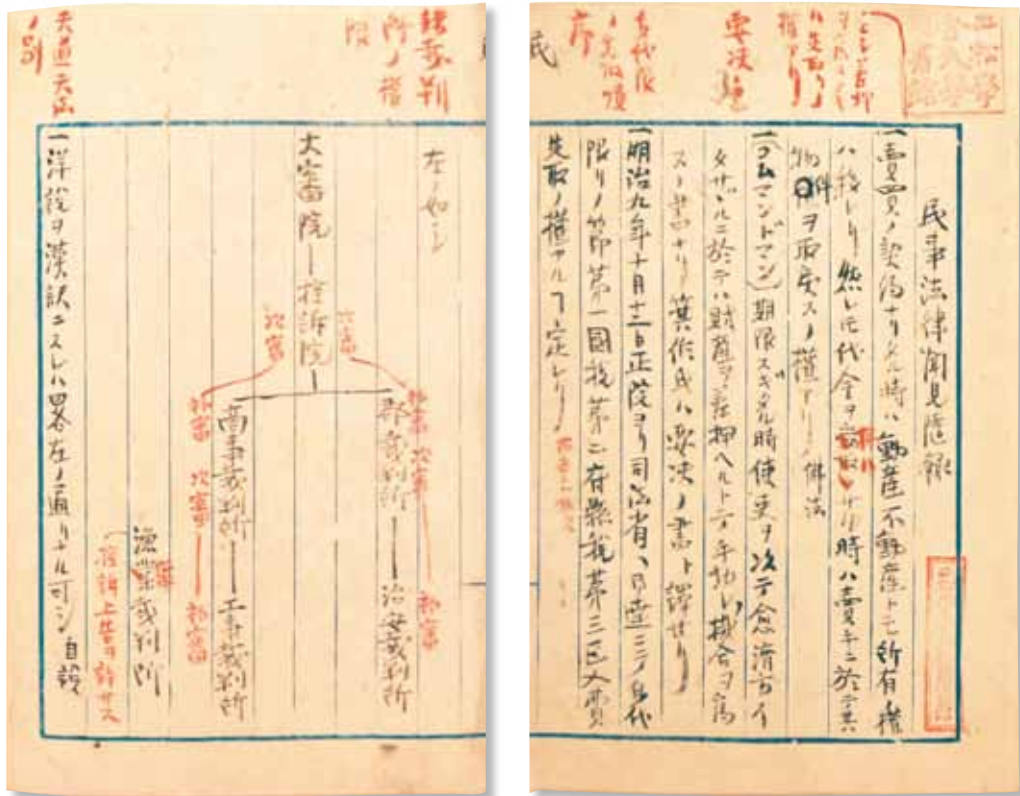
三島中洲

『仏国ブスケー氏商法講義聞書』一冊

中洲がフランスの法学者ブスケの講義による司法省の「会議」に出席してまとめた聴講ノート。明治九年二月二日、二月七日の二日分の記録。訴訟法・民法・商法・治罪法・刑法のうち、ブスケは商法のみを講じた。

10

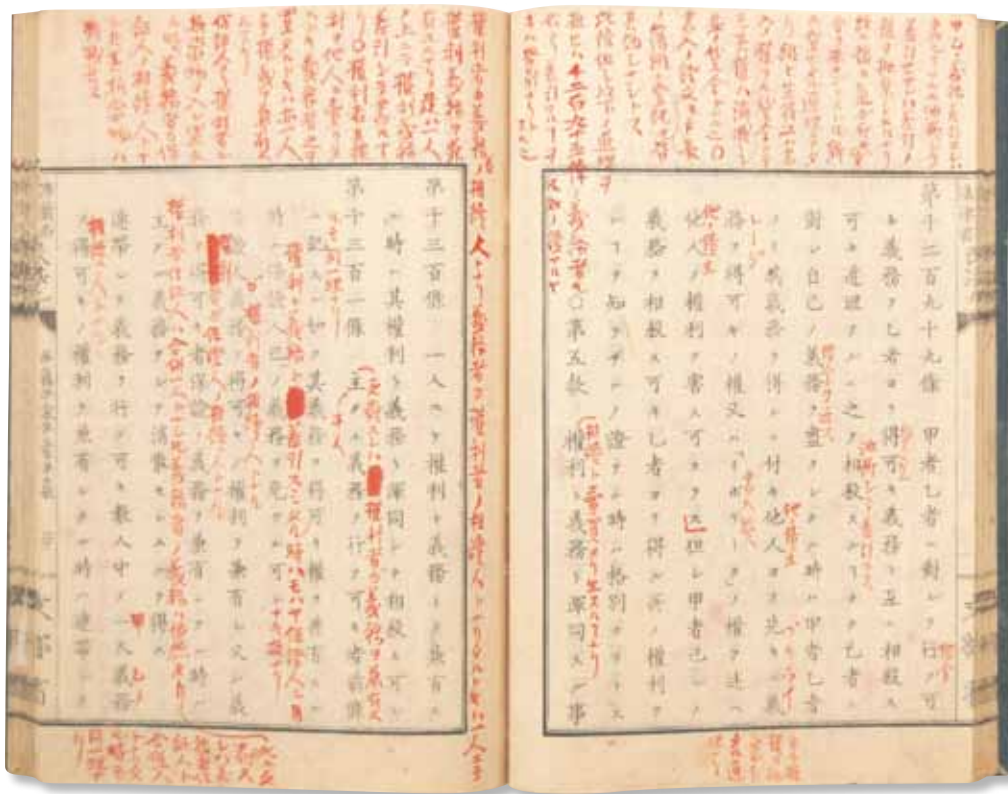
三島中洲『民刑法律聞見隨録』一冊



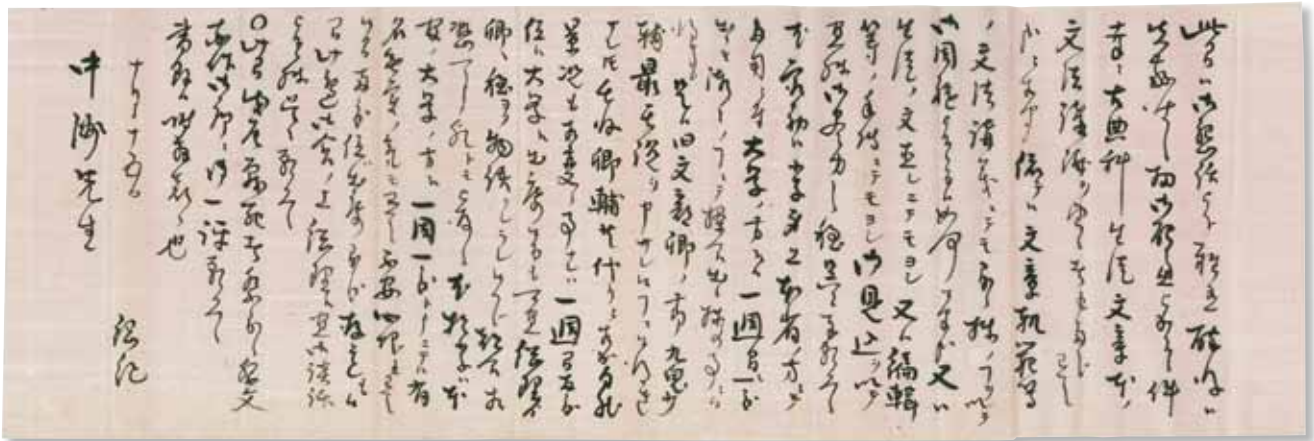
中洲による民事・刑事にわたる法律関係の雑録。法解釈・法制度等に関する具体的な記述のほかに、自然法と実定法の関係など、中洲の近代法理解を特徴付けるような記述が比較的多く含まれる。

11

三島中洲手沢『(仏蘭西法律書)民法』一六冊

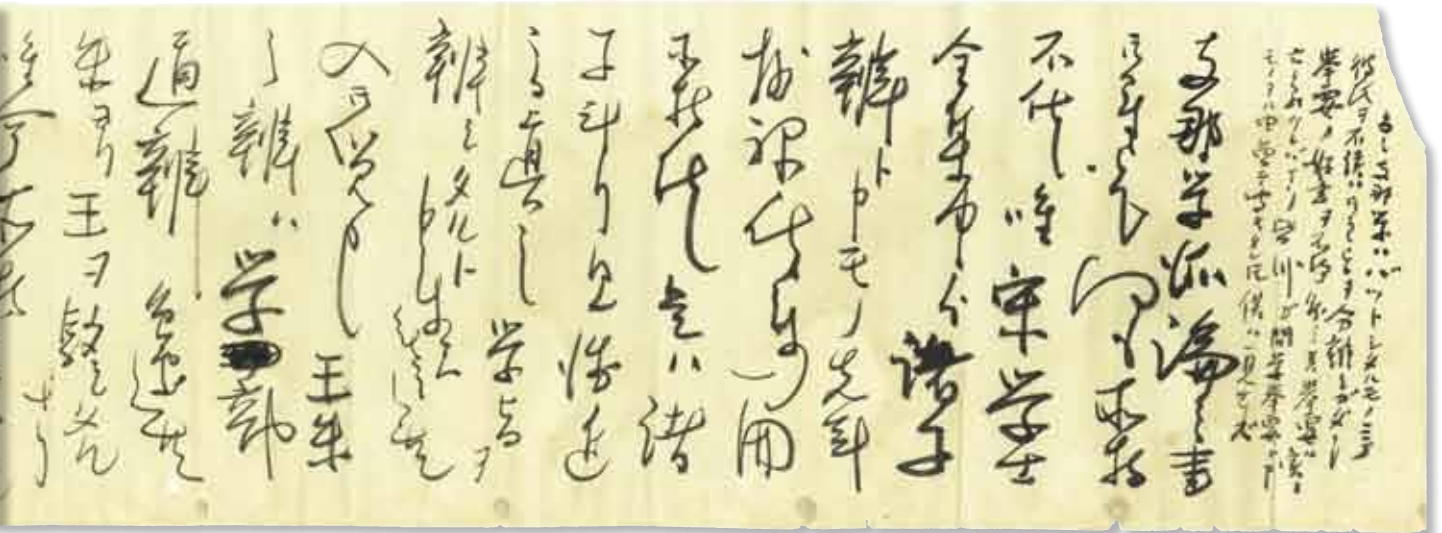


ボアソナード・ブスケ講義による「會議」には、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』がテキストに用いられた。展示品は中洲が聴講時に用いたもので、全編にわたって中洲による多量の書入れがある。



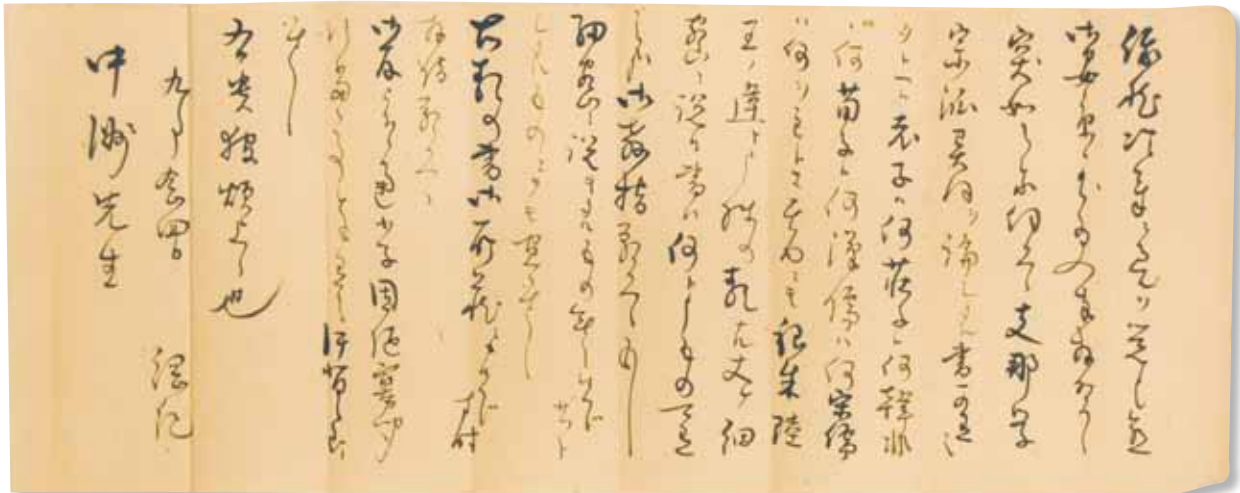
12 | 南摩羽峯書簡 (三島中洲宛、[明治15年]10月15日)

南摩羽峯 (1823~1909) から中洲に、東京大学で担当しうる授業内容および出講可能な日数について回答した書簡。南摩の教官就任は中洲の推薦によるものであった。過渡期の明治10年代における漢文教育の実態をものがたる資料。



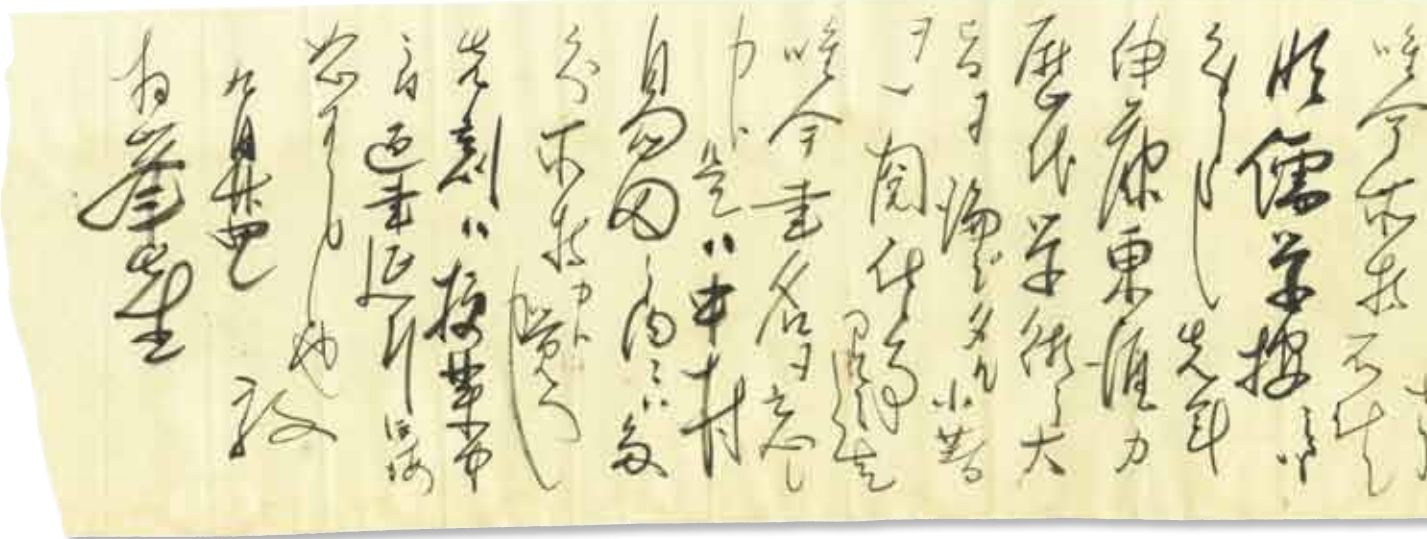
14 | 三島中洲書簡 (南摩羽峯宛、[明治18もしくは19年]9月24日)

前掲13の書簡に対する返信。中洲は南摩から訊ねられた中国思想哲学の概説書について、具体的な書名を挙げて答えるとともに、手許にあった宋濂『諸子辨』を貸与している。



13 | 南摩羽峯書簡 (三島中洲宛、[明治18もしくは19年]9月24日)

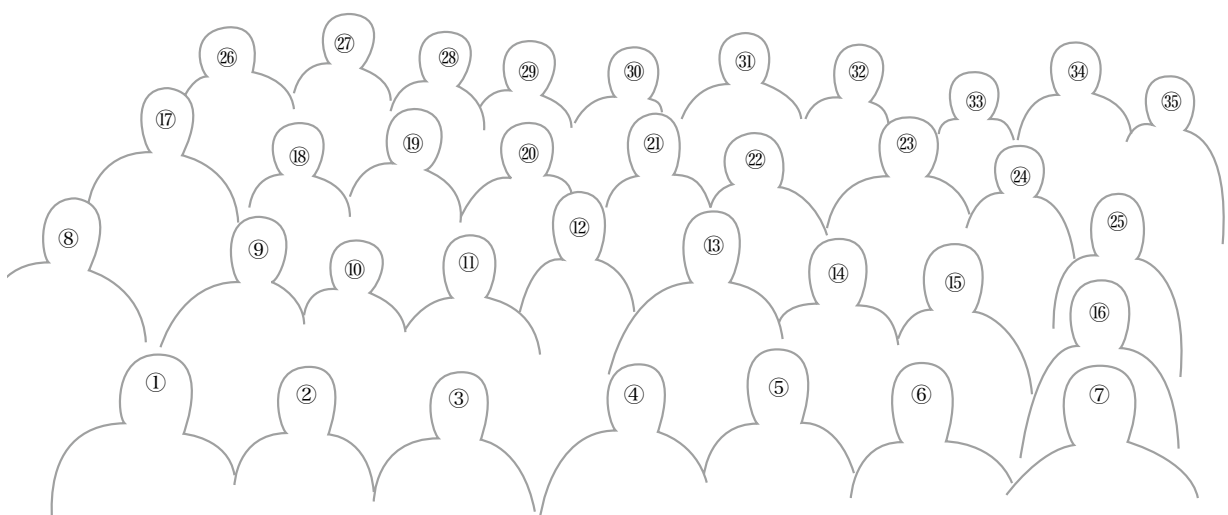
中国の思想・哲学に関する参考書について南摩が中洲に問い合わせた書簡。従来の漢作文指導に変わって、この頃から学史・概論の講義がもとめられるようになったことが背景にあると思われる。





15 | 秋月韋軒書簡 (南摩羽峯宛、〔明治17年〕8月9日)

秋月韋軒（1824～1900、名は胤永、通称は悌次郎）は会津の人。昌平坂学問所に学び、松平容保の君側にあつて幕末の政治史で活躍したが、後半生は教育職に就いた。展示資料は秋月が東大講師に移るにあたり、教導職を辞職することに関する内容。



- | | | | | | | |
|--------|------------|--------|--------|------------|------------|------------|
| ①大澤清臣 | ②三島 毅 (中洲) | ③小中村清矩 | ④加藤弘之 | ⑤南摩綱紀 (羽峯) | ⑥重野安禪 (成斎) | ⑦川田 剛 (甕江) |
| ⑧菅間保蔵 | ⑨安原富次 | ⑩堀捨次郎 | ⑪池上幸次郎 | ⑫岡田正之 | ⑬外山正一 | ⑭島田重禮 (篁村) |
| ⑮中村正直 | ⑯渡邊洪基 | ⑰末永 允 | ⑱今井恒郎 | ⑲岡田文平 | ⑳深井鑑一郎 | ㉑福田重政 |
| ㉒橋本好蔵 | ㉓福島 操 | ㉔与野山熊男 | ㉕林 泰輔 | ㉖鈴木栄次郎 | ㉗宮川熊三郎 | ㉘渡辺恕之允 |
| ㉙花輪時之輔 | ㉚日置政太郎 | ㉛松本胤恭 | ㉜熊田鐵次郎 | ㉝瀧川亀太郎 | ㉞松平良郎 | ㉟田野泰助 |

長非無非也

孔子為道

不能辨似是而非則何

道也

使用孔在今日則必不唱

道法而高道臣也

何

因我亞細之國尚未

與西人入我道法之

位彌天地則未有功利

技術之多論乎

功利技術不可不備但

以道法為根根則

詐偽

傲古與聖妻世之教何也

三腹十子七

其三 名雖借也其實則

猶有七子之借也之多論

聖人代天生養新氏也

帝正制器循聖來程諸

人製器而為生者

具是奉聖人

之我而物生養

聖人

聖世然乎不其然乎

聖世然乎不其然乎

先生因戲我茂

評非戲言也持論如

以事一蓋取長槍短

槍也漫說知新

之教亦未然

其長以短固在我

誰何庸取法於西人乎在

若賊也未聞取法於西也

嘆論也非今所待

數年再念後更

惟天而已耳

弊國十數年前

子 先生一教能於

趨在甚過遂心

制而事神效

和悔是得字之

以再與也於是始有取

長槍短槍

先生衷曲之言今

向而云長短之

條信也矣 貴國

當為契那鏗

中洲と兄妹の肖像画（明治14年） 中洲五二歳（左側）

郷里から上京した兄繩正（中央）・妹増（右側）を迎えた中洲が、記念に兄弟妹三人の姿を描かせた肖像画。父を早く喪って若くして庄屋の仕事についた兄繩正は、中洲に二〇年にわたって学資を送り、その兄弟仲は極めて濃やかであった。



IV期 六七歳〜九〇歳

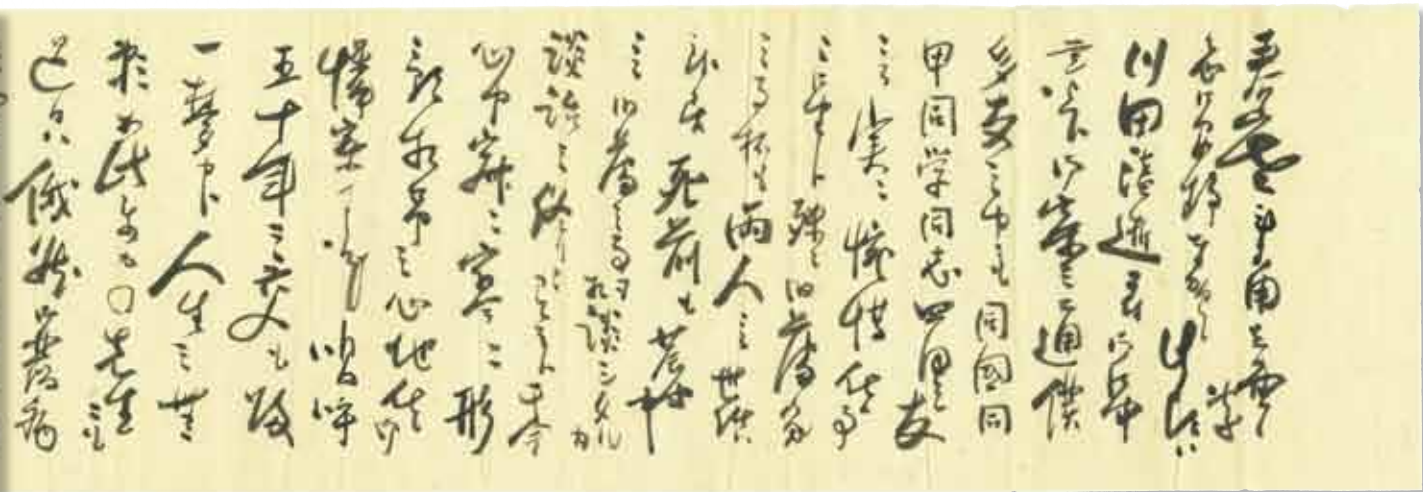
(一八九六〜一九一九)

一世の師表 ―天皇・皇太子への進講、漢学者―

中洲は明治二七年(一八九四)七月、佐渡旅行中に脳溢血で倒れ、療養に努めて快復したものの、以後は右半身がやや不自由になった。翌年から再び帝国大学講師を短期間勤めていたが、明治二九年に川田甕江が病歿した後、その後任として宮内省東宮職御用掛を拝命。間もなく東宮侍講として皇太子(後の大正天皇)に近侍して漢籍を進講し、また漢詩を添削した。その就任から大正四年(一九一五)八六歳ごろまで、約二〇年にわたって、召しに応じて御所や御用邸で進講する日々を送った。

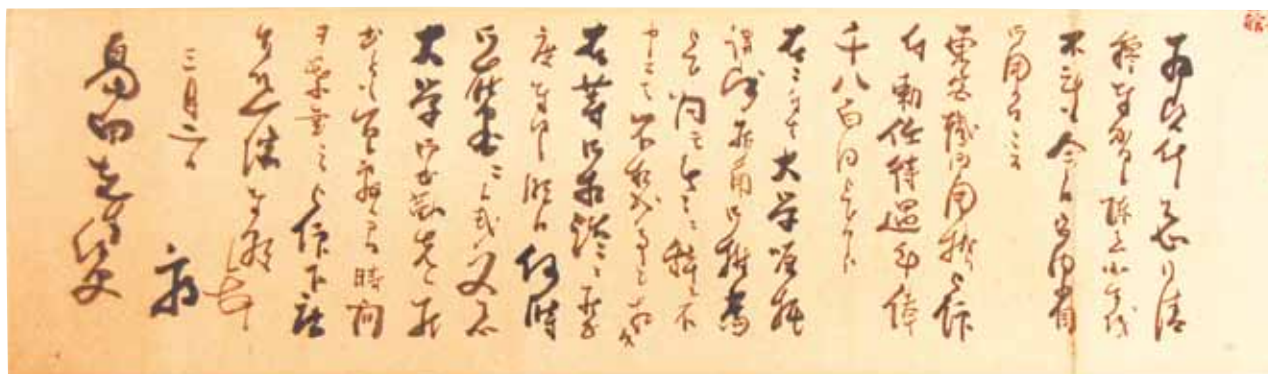
明治天皇・大正天皇の御前での講書始にもしばしば進講している(一八九九・一九〇〇・一九〇二・一九〇六・一九一〇・一九一一・一九一四)。博士会の推薦によって文学博士の学位も授与された(一八九九)。

また漢文・漢詩の大家として広くその名を知られ、日本中からの依頼に応じて極めて多くの碑・序・記を作り、大量の詩幅を揮毫した。その文の中には、木戸孝允の神道碑のように明治天皇の勅命を受けて成稿したものもあり、濃淡さまざまに交流した師友の事蹟を叙するものもあり、また高弟の代作とされるものも混じる。いずれにせよ、中洲が文によってその業績を讃えた顕官や名望家、その意義を述べた著作、その由来を伝えた史蹟名勝は、ひとつひとつが近代日本の軌跡そのものであった。



19 | 三島中洲書簡 (南摩羽峯宛、〔明治29年〕2月19日)

この年2月2日に中洲は盟友川田麴江を喪った。本書簡は南摩からの弔文に対する返信。川田は中洲にとって苦難の時期をともにした、かけがえのない友であった。翌年には碑文を撰文している。



20 | 三島中洲書簡 (島田篁村宛、〔明治29年〕3月2日)

川田の死は晩年の中洲に悲嘆だけでなく、その後任のポストをももたらした。展示品は宮内省東宮職御用掛を拝命した中洲が、漢学科主任教授島田重禮に帝大講師を辞職せざるを得なくなったと報じた書簡。

三島中洲の書翰。右側から左側へ縦書きの文字が記されている。

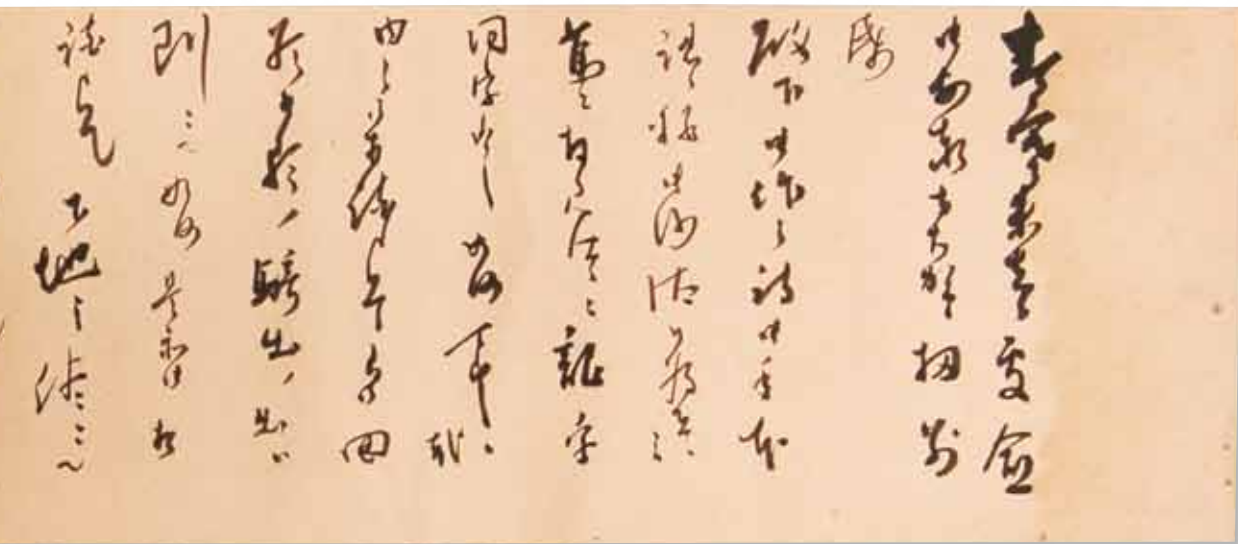


21

三島中洲

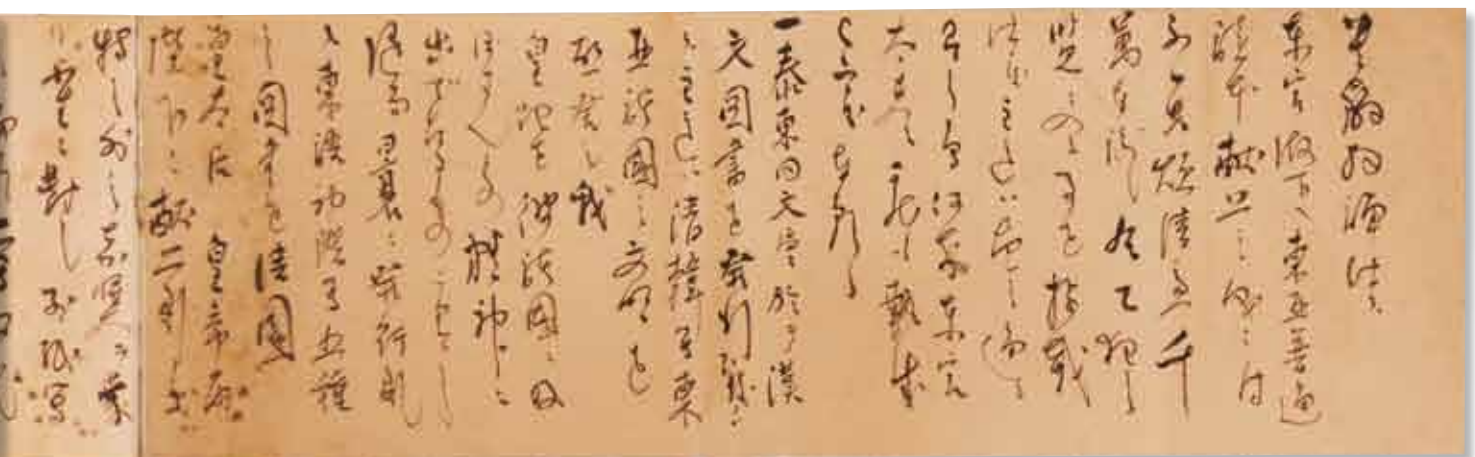
東宮侍講時代の写真

(明治42年1月撮影、八〇歳)



22 | 杉孫七郎書簡 (三島中洲宛、[明治35年] 3月11日)

皇太子の漢詩の清書を命じられた能書家の杉孫七郎（1835～1920、長州出身、子爵、号は聴雨）から、適宜添削を加えるべきかかどうか、中洲に内々に相談する内容。



23 | 伊澤修二書簡 (三島中洲宛、[明治38年?] 7月19日)

学務官僚・教育者として知られる伊澤修二（1851～1917）から、東宮に献上した自著「東亜普通読本」に東宮呈覧の旨を記載したいので、東宮大夫に取りなして欲しいという内容の書簡。

(明治32年1月7日)

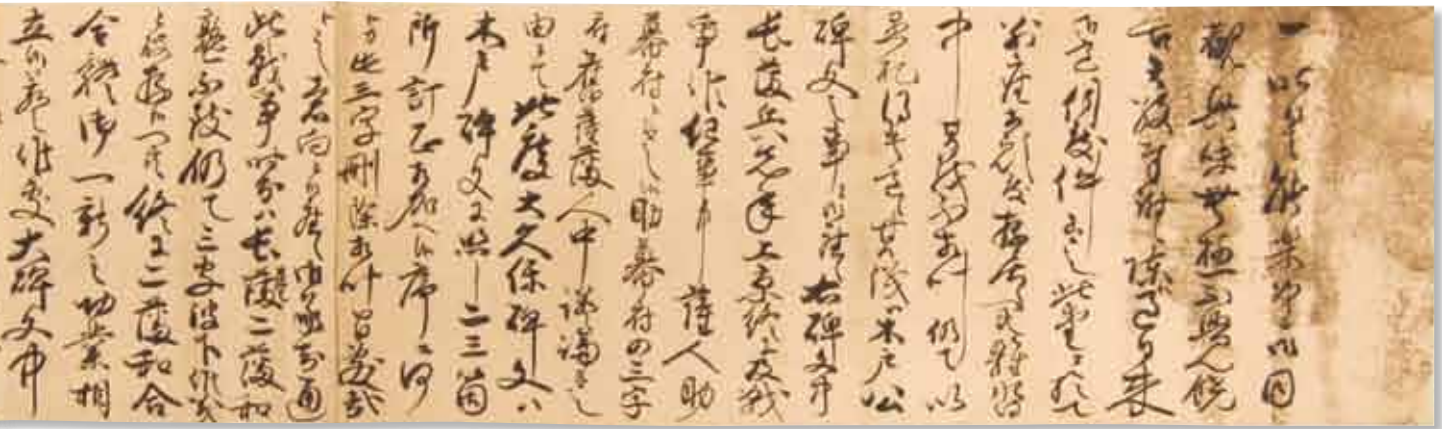


中洲が初めて宮中の講書始に召されて天皇・皇后に進講した時の原稿。『周易』泰卦の卦辞と爻辞について簡明に解説している。日本と中国の歴史事実を引いてその意味を敷衍している点に特徴がある。

(明治33年1月6日)

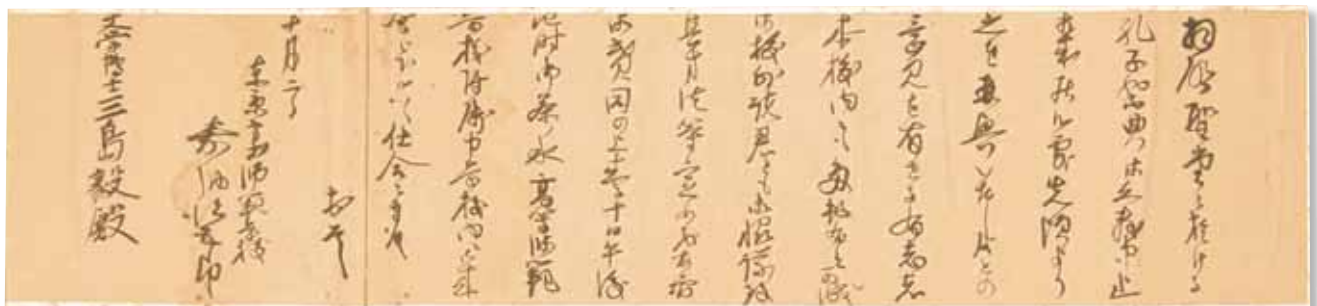


『大学』に説く「絜矩の道」とは「用人と理財」のことであると説き、衆議を尽くして財政を論ずる現今の国会は『大学』の「絜矩」の器械に他ならないと述べる。



26 | 重野成斎書簡 (三島中洲宛、明治41年10月25日)

木戸孝允神道碑の表現をめぐる、薩摩閥を代表する重野成斎から中洲に字句の訂正を申し入れた内容。初めに勅命を受けた川田甕江が成稿をみずに歿した後、あらためて撰文の勅命を受けた中洲が川田の原案を尊重しつつ明治39年に書上げたが、成稿には更に歳月を要した。



27 | 嘉納治五郎書簡 (三島中洲宛、[明治39年] 10月2日)

嘉納治五郎 (1860~1938) は開塾もない二松学舎に在籍し、東大文学部の政治学理財学科でも漢文を中洲に習った。展示資料は嘉納校長が高師教職員の孔子祭再興要請を受けて校外有志者に呼びかけた時の書簡。

立の... 引く... 禁... 責... 為... 能... 法... 作... 何... 自... 兩... 新... 之... 争... 心... 心... 折... 書... 三島中洲宛
 宣... 引... 禁... 責... 為... 能... 法... 作... 何... 自... 兩... 新... 之... 争... 心... 心... 折... 書... 三島中洲宛
 宣... 引... 禁... 責... 為... 能... 法... 作... 何... 自... 兩... 新... 之... 争... 心... 心... 折... 書... 三島中洲宛

宣... 引... 禁... 責... 為... 能... 法... 作... 何... 自... 兩... 新... 之... 争... 心... 心... 折... 書... 三島中洲宛
 宣... 引... 禁... 責... 為... 能... 法... 作... 何... 自... 兩... 新... 之... 争... 心... 心... 折... 書... 三島中洲宛
 宣... 引... 禁... 責... 為... 能... 法... 作... 何... 自... 兩... 新... 之... 争... 心... 心... 折... 書... 三島中洲宛

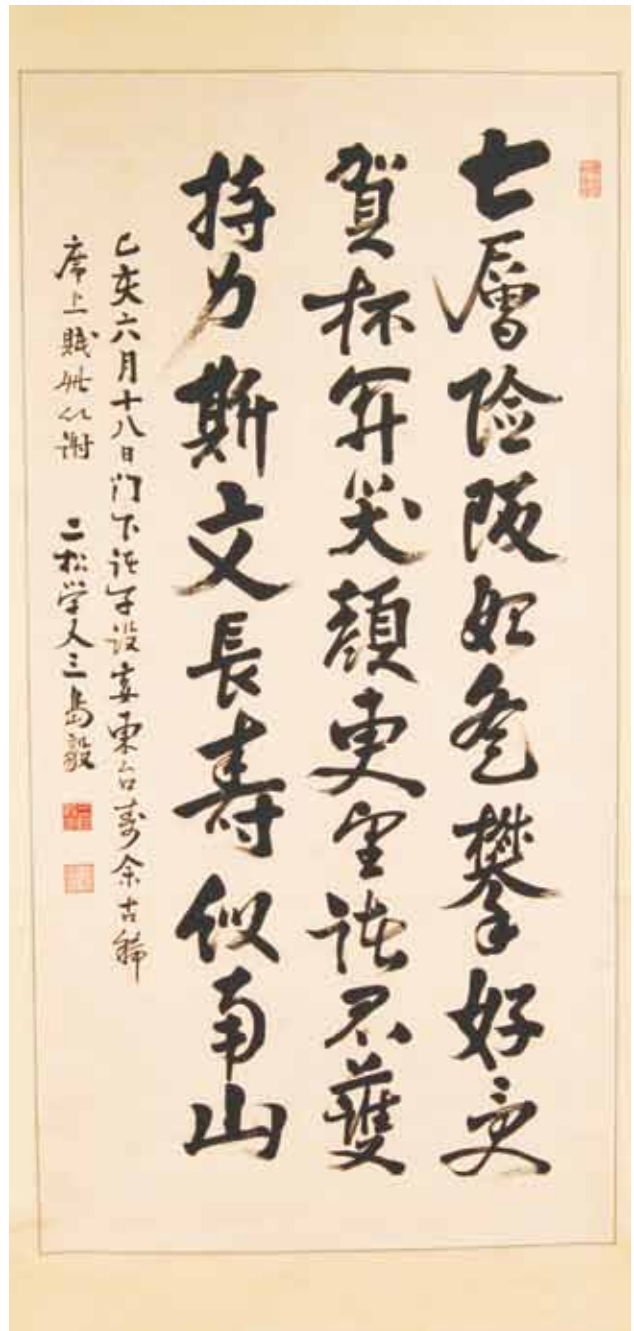
28 | 牧野伸顕書簡 (三島中洲宛、〔明治39年〕12月)

牧野伸顕 (1861~1949) は大久保利通の二男。東大文学部の和漢文学科に在籍 (中退) し中洲に学んだ。展示資料は西園寺内閣の文相であった牧野に、阪谷芳郎蔵相を通じて孔子祭典会の開催に賛成するよう中洲からの要請があり、それに応諾した書簡。



30 | 三島中洲書幅 七言律詩
「己未春賀澁沢男八十」
(大正8年春)

90歳で歿する最晩年の中洲が澁沢栄一の80歳を祝って作った詩。中洲に後事を託された澁沢は、大正6年（1917）に二松義会会長に就任し、中洲歿後、専門学校二松学舎の開設に尽くした。



29 | 三島中洲書幅 七言絶句
「己亥六月十八日門下諸子設宴東台、寿余古稀、席上賦此以謝」
(明治32年6月18日)

門人たちが中洲の古稀を祝う宴を上野公園の梅川楼で開いた時、中洲がその宴席で披露した詩。

展示品解説「三島中洲と近代―其一―」

Ⅰ期 一歳〜三二歳（一八三一〜一八六一）修学と師友

【一】三島中洲『弘化中』文稿 四冊（資料目録 和装本 0003, 0004, 0005, 0006）

三島中洲一六〜一七歳（一八四五〜四六）の時の文稿で、その最も早い時期の修学をものたる資料。但し展示品は原本ではなく、後年の写しである。朱筆による訂正や批評は中洲の師・山田方谷（一八〇五〜一八七七）によるものと考えられる。

署名は一六歳の年に方谷から授けられた名「毅」を記すことが多いが、二一歳で貞一郎と改称する以前の通称「廣治」の署名も混じる。

文稿は弘化二年四月の松山城下での作にはじまり、七月に一旦帰省し、一〇月には松山の方谷塾（牛麓舎）に戻っている。帰省中に玉島の圓通寺を訪れて作った「遊圓通寺記」（資料1の左）は方谷に激賞され、これを機に中洲が文章に鋭意努力するようになったと伝えられている。今この文稿によって「遊圓通寺記」をみると、加筆修正の痕も少なくないが、四行にわたる批点（優れている箇所を評価者が加える傍点）が施されており、方谷の鼓舞と中洲の発奮のさまを彷彿とさせる。また一〇月二〇日からの「日課記事」と題する一連の文章は、著名な武将などの逸話を漢作文したもので、方谷塾では塾生にこうした叙事文を日課として課していたものと考えられる。

翌弘化三年に入ると、中洲の作文も論・説・序などの議論文へと広がりを見せる。方谷塾に限らず初学者の修学内容として、叙事文から議論文へと進むことは一般的な傾向であったと見てよいだろう。

【二】三島中洲『探辺日録』一冊（資料目録 和装本 0018）

嘉永五年（一八五二）二月に二三歳で方谷の家塾を退いた中洲は、親交のあった阪谷朗廬（一八二二〜一八八一、名は素）に津藩儒・斎藤拙堂への紹介状を頼み、三月に二人の松山藩士と遊学に旅発つ。姫路・加古川・兵庫を経て淀川を溯上して京都に入り草津・土山を経て津に到着した中洲は、城西で借家住まいを始める。藩

校有造館への入学は難しいので、斎藤拙堂の茶磨山荘における私的な詩文会に出席して添削指導をうけるほか、津藩の儒者（川村竹坡・土井聳牙・石川靖齋ら）と交友を結び、近くに住む川北梅山を通じて藩校蔵書を借りて学問に励む。また翌六年五月の吉田松陰（その師佐久間象山と中洲の師山田方谷とは佐藤一斎門下の同学）や劉石舟など、津藩を訪れる文人や志士との交流を通して、国事への関心を深めていった。

『探辺日録』は、嘉永七年（一八五四）一月のペリー提督率いる米艦隊再来航に際し、その視察の藩命をうけた石川源太郎ら松山藩士に同行して、中洲が著した見聞録である。ちなみに前年六月のペリー初来航時には江戸の古賀侗庵塾に遊学中の川田甕江が実見している。一月二三日に津を発した中洲一行は、二月二日に保土谷で神奈川沖碇泊中の艦隊を実見。三日、神奈川の宿屋から望遠鏡で艦隊七隻と応接の役人を見て記録している。一〇日・一九日に横浜で日米会談があった日に中洲は横浜に行っておらず、後日、実見した塩谷岩陰や石川源太郎から情報収集している。一五日には横浜に上陸した米兵隊を間近に見ている。二四日には羽倉簡堂に従って品川の砲台を見学。三月四日、通訳ウィリアムスの属僚羅森からの情報として清国内乱（太平天国乱）を書留めている。一四日に帰途に就く。この間、横浜で吉田松陰に邂逅したと伝えられるが、日録には見えない。『探辺日録』は当時、写本によってかなり流通したらしく、幕末期の写本が散見される。

展示資料は『二松学舎学友会誌』三三号に活字化された際の原稿で、上欄の批評は山田方谷・藤井祥山による。

【三】『送別詩文卷』乾坤 一卷（資料目録 掛軸巻子 0234, 0235）

中洲は津遊学から帰郷した翌年（一八五七）、松山藩への仕官を薦められるが、藩務に拘束されることを欲しない中洲は、五年間の遊学、適時藩領を出ること、四〇歳以前専ら儒職を勤めること、講義は朱注に限定しないこと、という条件を呈示し（『與進督学書』『中洲文稿』第一集）、これが許可されて、藩から学資三人扶

持を支給されることとなった。一〇月、江戸に出た中洲は松山藩邸を拠点として安積良斎・安井息軒・塩谷合陰・藤森弘庵ら江戸の諸儒を歴訪し、翌五年（一八五八）四月、林復斎（一八〇〇〜一八五九、述斎六男）の門人となって昌平坂学問所の書生寮（幕臣子弟用の寄宿寮）に対して諸藩士・処士用の学舎）に入學。翌年、帰藩して藩校有終館の会頭となったが（禄五〇石）、その翌年（一八六〇）四月、昌平坂学問所に再遊。安政五ヶ国条約・安政大獄・桜田門外変といった内憂外患の時期に、昌平坂学問所で同学となった諸藩からの有為の人材と交流を深めた。

『送別詩文卷』は、中洲が津遊学（一八五二〜五六）から帰郷する際の詩文を乾巻に、昌平学問所再遊（一八六〇〜六一）を終えて藩校の学頭となり帰藩する際の詩文を坤巻に収めており、修学時代の中洲の人脈や活動を知る上で興味深い。

即ち乾巻には南摩羽峯の序（一八八〇年、三一）に続き、以下を収める。

- 斎藤拙堂の七言絶句（三一）
- 川村尚迪（号竹坡）の七言律詩「送遠叔三島契友帰備中」
- 宮崎青石の画（三一三）
- 川北長颯（号梅山）の文「送三島遠叔序」
- 斎藤正格（号誠軒）の七言律「送遠叔三島兄帰備中」
- 川北梅山の五言律詩「送三島遠叔帰郷」
- 鷹羽龍年の七言絶句「三島遠叔来告別後托人致之」
- 三瓦龍維孝の七言律詩「送三島君遠叔帰備」（以上、津での師友）
- 榕室山本錫夫の七言絶句「備中三島遠叔学拙堂先生之門業成将西帰、又寓京数日屢顧余廬、一相見如旧知己、見著書若干篇、深嘆其才秀。将別為賦小詩以饒之」
- 韜庵居士惇（家長韜庵）の七言絶句「丙辰暮春送三島遠叔帰黄薇」
- 家里松島の文（三一四）
- 劉昇（号冷窓）の五言律詩「送三島君遠叔西帰、於家里誠縣宅始遇遠叔、誠縣有送序謂、遠叔於己為後進而學術既絶塵於前、深自悔少年不苦学優游終日云爾。余読之有蹙々焉、因摘其意詩之」
- 山本秀夫（号弦堂）の七言絶句「送三島遠叔帰備中」
- 静斎献（山中信天翁）の五言絶句「送鬼城辞兄」
- 家里松島（名誠縣）七言律詩
- 草場廉（号船山）の七言絶句「三島君帰于備中」

○松塘鈴木邦の七言絶句「京師客舎遇備中三島君遠叔、談及其郷鴨井東仲老人。々々客歳在吾房之戌宮、数見訪予廬。因賦一絶以送遠叔兼寄東仲老人」

○倉田績の七言律詩「平安別三島君遠叔」

○秋里居士安藤乘（字維義）の文「送三島遠叔帰備中序」（以上、帰途京都・大坂での交友）

坤巻には次の諸作を収める。

- 中村正直（字致堯、号敬宇）の文「送三島遠叔序」（三一五）
 - 栃原定（熊本の人、字伯紹、通称助之進、号東臯）の文「送三島遠叔序」
 - 後藤東庵（名謙・寛、字子栗）の七言律詩「送三島遠叔」
 - 島田濟（通称頭二）の詩「白雲歌、送桐南三島君還松山」
 - 高橋路（号鴉山）の七言律詩「送三島遠叔帰備中」
 - 伊藤雄（仙台の人、名茂、字雄飛）の文「送三島遠叔序」
 - 岡田信之（富山の人、字君行、号呉陽）の七言絶句三首「送遠叔三島君還備中」
 - 小西有義（字士成）の五言律詩「送遠叔三島君帰故郷」
 - 草鹿瑛（加賀の人、通称勝介、号采玉）の文「送序」
 - 宗像靖共（通称真太郎）の七言絶句「送三島遠叔」
 - 樋口彰の七言律詩「送遠叔三島君」
 - 伊藤茂雄の七言絶句「送三島君帰郷」
 - 股野琢（播州竜野の人、号藍田）の文「送序」
 - 今井義順の七言絶句「送三島遠叔帰于黄薇」
 - 広沢安任（会津の人、通称富次郎）の文「送三島遠叔帰于松山序」
 - 鷲津毅堂の文（三一六、以上、江戸・昌平坂学問所での交友）
- 三一 南摩羽峯「送別詩文卷序」
- 南摩羽峯（一八二四〜一九〇九、名は綱紀）は会津出身で、昌平坂学問所に学び、旁ら洋学も修め、藩命により蝦夷地の防備にあたり、東北戦争により高田に幽閉。許されて政府に出仕して文部省の役人となり、麹町富士見町に住んで住所の近い中洲とは詩文の交わりが深かった。
- 勉學遂志自古為難。況於發之事業以益世乎。盖人生不能無疾病事故。或轉軻不遇、或蚤世。是其所以難也。備中三島中洲嘗從伊勢斎藤氏、又學昌平覺、竟登

庸松山藩。戊辰之亂、官兵來圍、中洲拮据尽力、能全其藩。尋官於司法省爲判事、近日挂冠大開家塾。又教授大學及師範校生徒、受業者日數百人。其出處、事業炳然有可觀者。所謂遂志曰益世者非邪。中洲示嘗去伊勢及江戸時、師友所送詩文二卷、徵余序。余受閱之、卷中有曾所識者數人、而今既就木者過半。若家里誠縣罹慘毒之禍、是其最可悲者。獨鷲津毅堂現爲頭官。其他惟有土井磬牙隱於伊勢、川北梅山致仕於東京、文酒風流以自娛已。由是觀之、遂志益世者僅可屈指。吁亦可謂難矣。余亦嘗學昌平鬢、後遇戊辰之亂、既不能救藩主之難、又不能死之、靦然保殘喘至今。蓋其學非不勉、而性頑才疎、竟不能遂志益世。豈敢望中洲之萬一哉。對此卷、愜然者久之。

明治十三年一月三十日 識於東京望嶽街環碧樓 羽峯南摩綱紀

(學に勉めて志を遂ぐるは古より難しと爲す。況んや之を事業に發して以て世を益するに於いてをや。蓋し人生れて疾病事故無きこと能はず。或は轆轤不遇、或は蚤世す。是れ其の難き所以なり。

備中の三島中洲、嘗て伊勢の齋藤氏に従ひ、又た昌平鬢に学び、竟に松山藩に登庸さる。戊辰の亂、官兵來たり困むに、中洲拮据尽力して、能く其の藩を全うす。尋いで司法省に官して判事と爲り、近日、挂冠して大いに家塾を開く。又た大學及び師範校の生徒を教授し、業を受くる者日に百人を數ふ。其の出其の処、事業炳然として觀るべき者有り。所謂、志を遂げて以て世を益する者に非ずや。

中洲、嘗て伊勢及び江戸を去る時に師友送る所の詩文二卷を示し、余に序を徵す。余受けて之を閱するに、卷中、曾て識る所の者數人有り。而して今既に木に就く者半ばを過ぐ。家里誠県の慘毒の禍に罹かるが若き、是れ其の最も悲しむべき者なり。獨り鷲津毅堂のみ現はれて頭官爲り。其の他は惟だ土井磬牙の伊勢に隱れ、川北梅山の東京に致仕して文酒風流以て自ら娛しむ有るのみ。

是れに由つて之を觀れば、志を遂げ世を益する者は僅かに指を屈すべきのみ。ああ亦た難しと謂ふべし。余も亦た嘗て昌平鬢に学び、後に戊辰の亂に遇ひ、既にして藩主の難を救ふ能はず、又た之に死する能はず、靦然として殘喘を保つて今に至る。蓋し其の學勉めざるに非ざれども、性頑才疎、竟に志を遂げ世を益する能はず。豈に敢へて中洲の万一を望まんなや。此の卷に対して、愜然たる者之を久しうす。

明治十三年一月三十日 東京望嶽街環碧樓に識す 羽峯南摩綱紀

三一二 齋藤拙堂 七言絶句「送三嶋遠叔帰備中」

齋藤拙堂(一七九七—一八六五、名は謙)は、はじめ古賀精里に学び、頼山陽と幕末の文名を二分し、経世家としても知られ海防や経世に関する著作も残している。中洲は津藩を遊学先に選んだ一因に『拙堂文話』を読んで興味を覚えたことをあげる。拙堂の五六—六〇歳の時に従学。藩校で学ぶことはできないため、茶磨山莊で開かれる詩文会に出席して拙堂の添削指導を受けた。また藩校で行われた『資治通鑑』校刊により、幕末の津藩には史学が興ったと言われ、これが中洲の学業にも影響を与えた。

螢雪三年業就帰 螢雪三年 業就りて帰る

一帆春色向黃薇 一帆 春色 黃薇に向ふ

天涯始慰倚閭望 天涯 始めて慰む 閭に倚つて望めるを

花下東風吹彩衣 花下 東風 彩衣を吹く

送三嶋遠叔帰備中 拙堂居士謙

三一三 宮崎青谷画 「春江帆影」

宮崎青谷(一八一—一八六六、名は憲)は、齋藤拙堂門下で、藩校有造館の教官であり、文人画にも優れた。安政三年二月一日に中洲の開いた送別の宴に招かれた宮崎が中洲に贈った画。海路、帰郷する中洲を思つて描いたものであろう。

丙辰二月十有五日、三島遠叔別筵を龍津精舎に設け、余も亦た邀へらる。此

(丙辰二月十有五日、三島遠叔別筵を龍津精舎に設け、余も亦た邀へらる。此れを写して以て贈と爲す。) 青谷生憲

三一四 家里松島「贈三島遠叔序」

家里松島(一八二七—一八六三、名は誠縣、号は松疇とも)は伊勢松坂の出身で、齋藤拙堂門下の儒者。中洲の津遊学の初めにはまだ伊勢で活動していたが、京都で梁川星巖らと交わり、中洲の帰郷以前に京都に開塾して活動拠点を移し尊皇攘夷を唱えた。一方で倒幕には異議を唱え、中洲らとも親交があったため、佐幕派の内通

者と誤解されて暗殺された。弟の次郎は壬生浪士組隊員。

(後半部分) 備中三島遠叔、往者游伊勢津藩、從齋藤拙堂先生學焉。余以同門之誼、相得驩甚。且以津藩與余鄉相距不遠、數相往來以資講習。當時遠叔年僅過冠、即少余三歲、雖有超人之才、而其學未甚博、其文未甚奇。居數年、奮勵讀書、刻苦為文、駸々乎絕塵奔逸、使人瞠然乎後矣。余於是乎又為少者所勝、其慚悔者比前日加甚也。嗟乎遠叔既能勝余、則世更有少遠叔者、勝余而進、亦未可測也。余豈可不發奮努力哉。今茲丙辰仲春、遠叔辭津歸其鄉。以余先在京也、迂路來訪、同寓殆一月。迄將行、微贈言。余乃拳所嘗慚悔者、使其勿踏覆轍。然遠叔才俊識明、其益奮勵不生怠慢也必矣。果然不獨勝今人、雖古人、不難勝。庸詎待余輩規戒哉。但余因遠叔益知所慚悔、則其所以規遠叔、適所以自警也。雖然、讀書之務博、文辭之爭功、抑末也。學者宜務其本。本者何。謙讓脩德而已。蓋以蘄勝之心處世、則傲慢忌克、其弊必至凌轢儕輩輕蔑老成。故讀書為文、則不可不慎然蘄勝也。處世則不可不坦然謙讓也。遠叔既已以讀書文章勝人、而容貌不驕、辭氣不矜。余知其必謙讓脩德、不陷傲慢忌克之弊矣。且夫世之學者、率務其末而不務其本。今果能謙讓脩德、則世人之所不及焉。是亦所以勝於人也。遠叔勉哉。乃書以為序。

安政三年三月念七

松島家里衡拜具

(備中の三島遠叔、往者、伊勢の津藩に遊び、齋藤拙堂先生に従つて学ぶ。余同門の誼を以て、相驩びを得ること甚し。且つ津藩と余が郷と相距つること遠からざるを以て、数々相往來して以て講習に資す。当時、遠叔年僅かに冠を過ぎ、即ち余より少きこと三歳、超人の才有りと雖も、而れども其の學いまだ甚しくは博からず、其の文いまだ甚しくは奇ならず。居ること数年、奮勵して書を読み、刻苦して文を為り、駸々乎として絶塵奔逸し、人をして後に瞠然たらしむ。余是に於いてか又た少き者の勝る所と為り、其の慚悔すること前日に比して甚しきを加ふ。ああ遠叔既に能く余に勝れば、則ち世に更に遠叔より少き者有りて、余に勝つて進むも、亦たいまだ測るべからず。余豈に發奮努力せざるべけんや。

今茲丙辰仲春、遠叔津を辞して其の郷に帰る。余先に京に在るを以て、迂路して來訪し、寓を同じうすること殆ど一月なり。將に行かんとするに迄んで、贈言を徴す。余乃ち嘗て慚悔する所の者を挙げて、其の覆轍を踏むこと勿からしめんとす。然れども遠叔の才俊識明、其の益々奮勵して怠慢を生ぜざるや必

せり。果して然らば獨り今人に勝るのみならず、古人と雖も勝るに難からざらん。なんぞ余輩の規戒を待たんや。但だ余遠叔に因つて益々慚悔する所を知れば、則ち其の遠叔を規する所以は、適に自ら警する所以なり。然りと雖も、讀書の博に務め、文辭の功を争ふは、抑々末なり。學者は宜しく其の本を務むべし。本とは何ぞ。謙讓脩德のみ。蓋し勝るを蘄むる心を以て世に処すれば、則ち傲慢忌克、其の弊必ず儕輩を凌轢し老成を輕蔑するに至らん。故に書を読む文を為るは、則ち憤然として勝るを蘄めざるべからず。世に処するは則ち退然として謙讓せざるべからず。遠叔既に已に讀書文章を以て人に勝り、而して容貌驕らず、辭氣矜らず。余其の必ず謙讓脩德して、傲慢忌克の弊に陥らざるを知る。且つ夫れ世の學者、率ね其の末を務めて其の本を務めず。今果たして能く謙讓脩德するは、則ち世人の及ばざる所なり。是れ亦た人に勝る所以なり。遠叔勉めよや。乃ち書して以て序と為す。

三十五 中村敬宇(送三島遠叔序)

中村敬宇(一八三二—一八九一、名は正直、通称敬輔)は下級幕臣の家に生まれ、昌平坂學問所に学び、若くして教授方に拔擢され、中洲が昌平坂學問所に再遊した時の教官のひとり。年齢は中洲が二歳年長で、中洲は自宅を訪ねた中洲に酒飯を供し友人として遇した。再遊時の中洲は高い作詩文能力を評価され、書生寮における詩文課題のとりまとめ役(詩文掛)に任命されており、中洲が描写するように文によって世に立つ気概に溢れていた。中洲の文の本質を「不佞彫飾、而唯意向一直寫去」と見抜いている点が貴重である。

後年、東京大学で共に教鞭を執るようになった両者は、旧交を温め頻りに交流するようになった。明治一八年に中村から「送三島遠叔序」の稿本を示されて批評を求められた中洲は、往事を回顧し今昔の感を記している(『敬宇文集』卷四)。

余與遠叔未深相知也、一日携其所業來示余。余未及讀而與之論文。遠叔曰、文非使人泣、豈可謂至焉者哉。余一言之下、聳然既異之。蓋今世之擅文場者、率不過優孟衣冠偽裝啼笑。不則海市蜃樓以構空虛。而求一言之近於情性、而不可得也。故亡論其下者不直一笑、即其上者使人欣然揚眉賞其才華是已。彼豈以文為倡優乎。而徒資笑噱也。遠叔之文、余未知其果使人泣否、然其見能及此、則誠有足多者焉。於是握手欵洽、恨相見晚。遠叔去後、而把其文讀之、益嘆絕以

為不可及。余嘗論品文章與品人物同、人自狂狷以至於盜賊駑獘之雄、皆無不可容、唯鄉愿則不可。文自凡百疵病、莫不可醫、唯偽則不可。遠叔於文不假彫飾、而唯意所向一直寫去、酷如其為人。其於情性之真者得矣。使其他日感觸於事物利害之故、以大發其所蘊蓄、則其使人泣者、將無相違焉。君子一言以為知。余以遠叔一言既知其文、又由以知其為人。頃者來告別曰、今將歸桑梓。請子叙行。嗚呼數年來、二三鉅公就彫喪、而文章之衰甚矣。豈其無人也耶。或豐於才而儉於學、或掩於學而乏於識、波流第靡、鮮能自樹立焉。寥寥中原、旗鼓誰屬邪。遠叔盍自勵焉。夫長門一賦、價直黃金百斤、而左太冲三都、紙貴洛陽。文人才士之重于一畝、若無與比。然蒯徹主父偃讀樂毅報惠王書、則獨廢書而泣者何也。豈非才華煥發之文、不過喜一時之目、而忠厚篤摯感慨披瀝之言、實有足興百代志士之嘆者耶。余於遠叔、何能別有所論說。唯能果充曩之一言、則斯道之砥柱、將於子乎屬焉。豈啻樹幟文壇云哉。 己酉春二月 中村正直拜稿

(余 遠叔といたまた深くは相知らざるに、一日其の業とする所を携へ來つて余に示す。余いまだ読むに及ばずして之と文を論ず。遠叔曰く、文は人をして泣かしむるに非ずんば、豈に至れる者と謂ふべけんやと。余 一言の下、聳然として既に之を異とす。蓋し今世の文場を擅にする者、率ね優孟の衣冠して、偽りて啼笑を装ふに過ぎず。しからずんば則ち海市の蜃樓、以て空虚を構ふ。而して一言の情性に近きを求むるも得べからざるなり。故に其の下なる者の一々に直せざるは論なく、即ち其の上なる者も人をして欣然として眉を揚げて其の才華を賞せしむる、是れのみ。彼豈に文を以て倡優を為さんや。而して徒に笑曠に資するのみ。遠叔の文、余いまだ其の果たして人をして泣かしむるや否やを知らず、然れども其の見能く此に及ぶは、則ち誠に多とするに足る者有り。是に於いて手を握つて歎治し、相見ること晩きを恨む。

遠叔去りて後、其の文を把つて之を読むに、益ます嘆絶して以て及ぶべからずと為す。余嘗て論ず、文章を品するは人物を品すると同じく、人狂狷より以て盜賊駑獘の雄に至るまで、皆容るべからざるは無きも、唯だ郷愿は則ち不可なり。文は凡百の疵病より、医すべからざるは莫きも、唯だ偽りは則ち不可なりと。遠叔の文に於ける、彫飾を仮りずして唯だ意の向かふ所に一直に寫し去るは、酷だ其の人となりの如し。其の情性の真なる者に於いては得たり。其の他日、事物利害の故に感觸して、以て大いに其の蘊蓄する所を發せしむれば、則

ち其の人をして泣かしむる者、將に相違無からんとす。君子の一言、以て知るを為す。余遠叔の一言を以て既に其の文を知り、又た由つて以て其の人となりを知る。

頃者、來つて別を告げて曰く、今將に桑梓に帰らんとす。請ふ、子行を叙せと。ああ數年來、二三の鉅公彫喪に就きて、文章の衰ふること甚し。豈に其れ人無からんや。或は才に豊かにして學に儉に、或は學に掩はれて識に乏しく、波流第靡、能く自ら樹立するもの鮮し。寥寥たる中原、旗鼓誰にか属せんや。遠叔なんぞ自ら勵めざる。夫れ長門の一賦は価黄金百斤に直たり、左太冲の三都は紙洛陽に貴からしむ。文人才士の一時に重んぜらるること、與比ぶるもの無きがごとし。然れども蒯徹・主父偃の、樂毅惠王に報する書を読み、則ち独り書を廢して泣く者は何ぞや。豈に才華煥發の文は一時の目を喜ばしむるに過ぎずして、忠厚篤摯感慨披瀝の言、實に百代志士の嘆を興すに足る者有るに非ずや。余 遠叔に於いて、何ぞ能く別に論説する所有らんや。唯だ能く果たして曩の一言を充たせば、則ち斯道の砥柱、將に子に於いてか属せん。豈に啻だに幟を文壇に樹つと云はんや。)

三六 鷲津毅堂「送三島遠叔婦備中松山序」

鷲津毅堂(一八二五—一八八二、名は宣光、字は重光、通称郁太郎)は尾張の人で、昌平坂学問所に学び(一八四五—一八四八)、海防に関する著作を著し、諸藩に招かれた後、江戸の下谷で塾を開き、中洲は江戸遊學時に親交をもつた。のち尾張藩校の教官となり、大政奉還後に藩侯に召されて京都にあり、維新後はやく出仕し、司法省官吏としてまた詩文結社同人として中洲と親交をもつた。二女が永井久一郎に嫁して永井荷風を生んだ。

曩者樂翁公之相文恭公、五六年之間而已。而幕廷清明、風俗一變、當時自一命之士以上、皆無不洗心易德、勉為敦厚、而恥為浮薄者。是公有何所施設而致此。豈非公擢學醇德備足以為師表如柴栗山尾藤二洲古賀精里三先生于陪隸之中、遽委以教鐸之任、使有所振作輔導旗下八萬之子弟之勅也哉。由此推之、興治致化之本、莫先於立學。立學莫先於選師焉。今備中松山侯實樂翁公之孫也。而銳意圖治、一法乃祖之所為、以立學選師為先務。于是余友三島遠叔為選首。是侯委遠叔、以樂翁公之委三先生之任、何其任之重也。夫任重則責亦從而大。為

遠叔者、將何以報塞之也。亦唯以三先生之所為報塞焉耳。余聞三先生學務蓄德、而不肯銜核（※該）博。文期載道、而不肯事藻飾。勇于自立而無苟且僥倖之心。其所予進退去就、由于禮義而行、如是而已矣。凡此數者、三先生所以振作輔導之實、而遠叔之所宜勉也。遠叔苟反三先生之所為、以核（※該）博藻飾為心、則子弟亦夸多而求售、好文而偷合、殆有疾于影隨形響應聲者。如是則興治致化之本、反為傷風害俗之歸。而學師之欺、豈端使然哉。遠叔嘗師齋藤拙堂翁。翁精里先生之門人也。當日三先生之事、聞諸師說、固既熟矣。曷用余言為。雖然、余于遠叔非燕游一朝之好。故其告別也、從回路相請與處之義、贈以言如是。不知遠叔何以處我乎。

友人鷺津宣未定稿

（曩者、樂翁公の文恭公を相くること五、六年の間のみ。而して幕廷清明、風俗一変、當時、一命の士より以上、皆心を洗ぎ徳を易へ、敦厚を為すを勉めて、浮薄を為すを恥ぢざる者無し。是の公何の施設する所有つて此れを致すや。豈に公の學醇く徳備はつて以て師表と為すに足ること柴栗山・尾藤二洲・古賀精里の三先生の如きを陪隸の中より擢でて、遽かに委ぬるに教鐸の任を以てし、旗下八萬の子弟を振作輔導する所有らしむるの勅に非ずや。此れに由つて之を推せば、治を興し化を致すの本は學を立つるより先なるは莫く、學を立つるは師を選ぶより尤先なるは莫し。今の備中松山侯は實に樂翁公の孫なり。而して銳意治を図り、一に乃祖の為す所に法り、立學選師を以て先務と為す。是に於いて余が友三島遠叔、儻として選首と為る。是れ侯遠叔に委ぬるに、樂翁公の三先生に委ぬるの任を以てすれば、何ぞ其の任の重きや。夫れ任重ければ則ち責も亦た従つて大なり。遠叔為る者、將に何を以て之に報い塞がんとするや。亦た唯だ三先生の為す所を以て報い塞ぐのみ。余聞く、三先生學び務め徳を蓄ふるも、肯へて該博を銜はず。文は道を載するを期して、肯へて藻飾を事とせず。自立に勇なるも苟且・僥倖の心無し。其の進退去就に予る所は、礼義に由つて行ふ、是くの如きのみ。凡そ此の數者は、三先生の振作輔導する所以の實にして、遠叔の宜しく勉むべき所なり。遠叔苟も三先生の為す所に反して、該博藻飾を以て心と為さば、則ち子弟も亦た多きを夸つて售らんことを求め、文を好んで偷合し、殆んど影の形に隨ひ響きの声に応ずるより疾き者有らん。是くの如くなれば則ち治を興し化を致すの本、反つて風を傷なひ俗を害するの帰を為す。而して師の欺りを學ぶこと、豈に端に然らしむるのみならんや。遠

叔嘗て齋藤拙堂翁を師とす。翁は精里先生の門人なり。当日の三先生の事は、これを師說に聞きて、固より既に熟せり。曷ぞ余が言を用つて為んや。然りと雖も余の遠叔における、燕游一朝の好みに非ず。故に其の別を告ぐるや、回路相請ひて処を與にするの義に従つて、贈るに言を以てすることは是くの如し。知らず、遠叔は何を以て我を処するかを。）

■ II 期 三三歳〜四二歳（一八六二〜一八七一）幕末維新期の活躍

【四】三島中洲・林雲達『瓊浦筆談』一冊（資料目録 和装本 0026）

文久二年（一八六二）三月、松山藩主板倉勝静が老中（外国事務掛）に昇任して幕政の中核を担い、山田方谷がこれを補佐するようになると、中洲の活動も儒職を核としながらその範囲は拡大していった。この年一〇月一三日、中洲は同藩の中村長遷とともに密命を帯びて中国・九州諸藩の探索に出かける。「鎮西觀風」の遊山旅にかこつけたその旅程は、翌年二月五日まで一〇日間、四六四里（一八〇〇km以上）に及んだ。各地で収集した詳細な記録は『西国探索録』として藩主に提出され、別に日々知友と応酬した詩は『鎮西觀風詩録』として残され、ともに『二松學舎学友会誌』に活字化されて伝えられている。

『瓊浦筆談』は、この旅中、中洲が清国人林雲達と一月二日と二四日の両日、長崎において筆談した際の筆談録である。展示品は中洲による自筆本で、塗抹箇所も散見される稿本。比較的小さい字で筆写され、また中洲が普段余り使用しない薄手の用箋に書かれている（半折にした折り皺もある）。西国探索中、記録用に携行していた用箋に纏められたものと推定される。

『鎮西觀風詩録』から長崎での中洲の活動を拾えば、一月二〇日に長崎入りした中洲は、二日に旧友小永井小舟（長崎勤番徒目付）を訪問し、次いで丸山の伝習館（西洋医学学校）を見学。また船載書購入。二二日に英学生牧山公平の案内で大浦の英国商館を見学し、太平天国乱を避けて多数の清国人が寄寓していることを知る。また出島の和蘭商館を見学。二三日は小曾根乾堂を訪問し、また唐通詞の案内で小島の清国商館を見学。二四日は船載書購入と林雲達再訪と伝習館再訪。二五日

は小曾根乾堂の案内で製鉄所を見学して衝撃をうけている。

林雲達は嶺南の出身で、幕末明治期（一八六〇〜）に長年にわたって長崎に滞在

した清国人で、当時、大浦の英館に寄寓していた。ほかの清国人と同じく太平天国を避けて渡来した者と思われる。また佐賀出身の書家中林梧竹が書法を問うたことでも知られる。

中洲の質問として注目される内容は、曾國藩が太平軍を破って南京を回復したと聞いたが事実かどうか。再訪時には、キリスト教に関する林の見解、西洋人のキリスト教布教の真意、西洋人の日本に対する態度、現在の清国の戦争方法、西洋人が朝鮮を顧みない理由、同治帝の賢愚と主要な文武官、清露関係、清朝史の好書などを矢継ぎ早に質問している。また北京が占領されてロシアには満州を租借し英仏には賠償金を支払ったとされる、その真偽を問うている。この時点で中洲が持っている清国情報や国際情勢認識がうかがえる資料である。

【五】『山田方谷書簡及方谷來簡』一卷

本資料は、幕末期の山田方谷の書簡三通・建言一通、および山田方谷來簡一〇通を巻子に仕立てたもの。方谷書簡三通の宛先は次の通り。

- 山田英太郎（方谷弟平人の男、方谷の養嗣子、耕蔵、知足齋）
- 三島中洲 ○村上某

方谷宛書簡の投函者は次の通り。

- 関藤藤陰（一八〇七～一八七六初め 石川文兵衛、福山人、頼山陽門）
- 進鴻溪（一八二一～一八八四 山田方谷・佐藤一斎門）
- 林抑齋（一八一三～一八七一 備中玉島の人、山田方谷門）
- 金子得所（一八二四～一八六七 佐藤一斎門、出羽上山藩儒）
- 林鶴梁（一八〇六～一八七八 幕臣、長野豊山・松崎懺堂門）
- 佐藤立軒（一八二二～一八八五 佐藤一斎男）
- 三浦安（一八二九～一九一〇 紀州藩士、元老院議員、東京府知事）
- 川田甕江（一八三〇～一八九六） ○三島中洲

書簡本紙の上欄に「星江」と号する人物が差出人に関する情報を書入れている。「星江」は備中出身で三島中洲に学び、東京大学古典講習科漢書課後期を卒業して五高・東京高師・京城帝大の教授を務めた児島献吉郎（一八六六～一九三一）の別号。したがって本資料は児島献吉郎の旧蔵にかかると考えられる。

五十一 山田方谷「建言」草稿（文久二年末～同三年初め）

内容から、老中の板倉勝静に君側にある方谷が呈上した建言の草稿と見られる。老中に就任した勝静に召された方谷は文久二年三月から翌三年二月まで江戸に滞在した。文書中に「攘夷御決定」とあるのは文久二年一月の奉勅攘夷の請書を提出後のことと考えられ、翌三年二月三日には將軍が上洛の途に就くから、その間の建言と考えられる。方谷の元来の持論は開国し交易を広くすることであったが、現在の難局を乗り切るには攘夷貫徹によって朝幕一致の体制を構築することが先決と考えたからである。

乍恐奉書上候。今朝奉申上候御布告之一条、御供方之御大名御旗本様方丈江御内達被為在候而ハ如何ニ可有御座候哉と奉存候。御達振、凡左之通。

英國軍艦五六艘も近日渡來之趣風説有之趣、右ハ虚実未分、実説ニ候共僅之船數、何程之事も無之儀ニ候得共、御上洛御船路ニ付而ハ人心致疑惑、種々浮説可相起も難斗候。如何様之儀有之候而も御延引等ハ決而不被遊思召ニ候。万一実ニ渡來差障候事有之候共、本より攘夷御決定之折柄、嚴敷應接ヲ以差押、承伏不致時ハ打破候而も被遊御通行候間、此段内々相心得、無二念出立用意可被致候。右無急度御供之面々ニ付、可被達置候。以上。

五十二 川田甕江書簡（山田方谷宛、〔文久元年〕五月二八日付）

川田甕江（一八三〇～一八九六、名は剛）は江戸遊学时に老大家たちに評価されて早くから文名が高く（これが安井息軒門の同輩の重野成斎との確執の一因をなしたといわれる）、安政三年に近江大溝藩に仕官したが、翌年、方谷の意を帯びた中洲が川田を近江大溝の寓居に訪ね、方谷からの松山藩仕官を打診する。これを諾した川田は、松山藩江戸藩邸の督学に任ぜられ、主に松山藩にあった中洲に対して、主に江戸にあって活動した。本書簡は、川田が幕臣高橋和貫の随員として幕府の遣欧使節の一員として加わる内話をうけていたことを伝える内容。高橋が長崎奉行に転任したことによって川田の渡航も望み薄になったと伝えている。

なお、この年二月に寺社奉行に再任された勝静から召されて江戸に出た方谷（五七歳）は、顧問としてこれを補佐することとなったが、三月に愛宕下を通行中に吐血して倒れ、四月に中洲が付き添って帰藩している。

（前缺）新聞掛り兼帯被仰付候。

兼而御内話申上候外國行之義、先般御月番より瀬下を以て被傳内命候。其主意ハ、御上ニ於而外國江人被遣度思召有之付而、尋常俗人江申付而も何如二候。剛杯可然哉。乍去先々当人ニ於而迷惑之筋も無之哉、内々尋合可申と之御意ニ御座候由。右二付、生無異儀御請申上置候。其後本月朔二御目見相済、九日御前江被召、人弘二而御口ずから被仰付、御勘定吟味役高橋美作守様 元八平作

ト申候ニ陪從致し参るべき様御頼被置候由にて、則十日ニ高橋君ニ謁見仕候。然る處、此節右高橋様御轉役、長崎奉行被蒙仰、外國行ハ御免ニ相成候。未迹役其替ハ不被仰付、世評ニ而は一員御省きニ相成候故、其替リハ出来間敷杯申候。左様ニ而ハ生も何如相成候哉難斗候。此度ハ諸家より申込多く、且ハ供方之員數並行之時よりは大二減省ニ相成、既ニ竹内野州杯江ハ公より御頼ミも有之候事ナレ共、最早手後れ之由ニ御座候。右等之次第第二而、何分まだきまり不申候。猶様子相分之上、委曲可申上候。先は右申上度、以短翰如此ニ御座候。恐惶謹言 五月念八 川田剛

方谷先生 函丈

※高橋美作守和貫・一八六一〜六二年、長崎奉行。

※竹内下野守保徳・幕府文久使節の正使（文久元年二月〜二年二月）。

五十三 三島中洲書簡（山田方谷宛）〔文久元年〕八月一日付

本書簡は、中洲が突然来訪した遊学希望の他藩士の取り扱いについて方谷に相談した内容。中洲が昌平坂学問所で詩文掛をしていた時の在寮生で中津藩の川田猪三郎が、川田甕江と鷺津貞助の紹介状を手に突然、松山城下の中洲を訪れた。川田猪三郎は江戸詰の藩士であるため、生地江戸では学問修業に身が入らないので、松山藩校への入学が困難ならば、中洲の虎口溪舎に入塾させてくれないうい頼みである。中洲が先輩の進鴻溪に相談したところ、幸い備中には中津藩の飛び地があるから、その郷士ということにしてはどうか、しかし方谷先生には前もって話しておいた方がいいとアドバイスされた。中洲は川田猪三郎を「篤実之不才子」で問題を起すような人物でないことは保証すると率直に説明している。幕末の遊学に關する資料としても興味深い。

なお、この年五月に中洲に付き添われて帰藩した方谷は、長瀬に療養の日々を送っており、昌平坂学問所再遊を終えて吟味格・藩校字頭に昇進した中洲は、六月に屋

敷を賜り邸内に塾舎「虎口溪舎」を構えたばかりの時期である。この頃から既に中洲の塾に藩領外からの遊学希望者がいたことがわかる。

朝暮ハ秋冷相催候處、尊履御清福御座可被遊奉敬賀候。毅依然頑健ニハ候へ共、是迄之閑常等と違、公私多用困入申候。右二付、時々御尋申上候事も不仕、不本意千萬之事、御海容可被下候。

然ハ急ニ御相談申上候事有之。兼而御承知ニも可有之、小黒田侯儒臣鷺津貞助之親類ニ、奥平大膳大夫様家来川田猪三郎と申もの有之。昌平ニ入寮罷在、右貞助頼ニて、毅心添等仕處、今日晩刻突然来訪、如何之事と驚き、貞助并三川田剛之轉書開キ候處、其大意右猪三郎定府人ニて、都下修業ハ身ニ入り不申、偏鄙可然と申處より、足下ニ随心差向候間、私塾ニ差置、世話致可被呉候。且近來貴藩他藩人ハ御断リ之様承及候へ共、御藩へ相願候儀ニも無之、御私塾へ願候迄二候。ソレモ六ヶ敷儀有之候へバ、遊学中江戸浪人之名目ニて不苦候と頼越申候。如何取斗ひ候而宜哉、進へ内談ニ及候處、郷士ハ不苦と申定故、幸ひ当國ニ中津領分も有之、其地之郷士名目ニ致而ハとも存候へ共、内実申上、先生へ御相談申上候上ニ可致と差函ニ付、急ニ御相談申上候。御高考之上、御差函奉願上候。右猪三郎儀、少年之上ニ未熟生ニて、全く讀書修業ニ遍て参り候儀ニて、先年岩國生觀風杯之事ハ少モ無之、且篤実之不才子ニて、中々御國政杯窺候智恵ハ廻り不申、此段ハ御受合申候。毅も御承知之通多用ニて、諸生之世話ハ実ニ迷惑ニ候へ共、懇意家之頼ミ、且遠方折角来訪を突返シ候も不人情。何卒相成候へバ世話致遣度候へ共、御國法を背き候而ハ不相済、表向筋立候へバ不苦と申儀ニ不相成ものニ候哉否、疑惑仕候間、御相談申上候。御熟考之上、急ニ御答可被下候。ソレ迄ハ市中ニ滞留為致相まち申候。餘付後便候。 艸々不一。

山田先生 函丈 八月朔日 三嶋毅再行

尚々弘道より承候處、御病氣も追々御快方之趣、安心仕申候。此處御大切二候間、御用心可被遊候。

五十四 三島中洲書簡（山田方谷宛）〔文久三年〕五月二日付

中洲から方谷に、明朝の急な呼び出しを伝える書簡。この年の春〜夏、方谷と中洲は、將軍に随って京都に上った老中勝静から召されて、京坂にあった。四月末か

ら五月にかけて異国船が摂津海に來寇するとの風聞が立ち、將軍自ら乗船して近海を巡見することになったので、方谷・中洲もこれに随って大坂に移った。六月には、將軍とともに江戸にもどった勝静の後を追ひ、方谷・中洲も江戸で奉勅攘夷を貫徹させるべく懸命の活動を続けたが、終に実行されなかった。

拜啓、明朝五時迄二御出勤被成候様申上候との御意二付、人足差上候間、御苦勞可被成下候。今日ハ松平幹太郎と申候人町奉行被命、先役鳥居ハ堺奉行被命候。植原六郎左衛門、明日、幹太郎ノ宅へ出候様之御沙汰有之、定而鑄砲之世話被命候事と奉存候。餘付拜晤候。勿々頓首。五月二日夕

メ 常安橋荒新ニテ 山田安五郎様侍史 御旅館より 三嶋貞一郎

※鳥居忠善(越前守、一八六〇外国奉行―大坂西町奉行―一八六三―六四 堺奉行)。

※松平信敏(勘太郎、大隅守・河内守、一八六三―六七・六七―六八 大坂西町奉行)。

※植原六郎左衛門(一八一六―六八、静淵、津山藩士・砲術家・水練家 神戸海軍操練所一八六四―六五にも参加したという)。

※常安橋・土佐堀川に架かるなになわ筋の橋。

【六】三島中洲書幅 七言絶句「七里濱」

『三島中洲詩存』(山口角鷹編 一九七七)等に未収。したがって製作年代は未詳であるが、本書幅の落款に使用されている「桐南」の号は、津藩遊学より帰郷した年(一八五六、中洲二七歳)から、藩務を致仕する年(一八七〇、中洲四一歳)まで、中島村の生家の書斎の傍らにあった桐の古木に因んで用いているから、本書幅もこの間の所詠・揮毫と考えられる。書風も晩年の泰然朴素たるものとは異なり、師山田方谷の影響を受けた繊細伶俐な書風を示す。二七―四一歳の間に中洲が鎌倉の海浜「七里濱」を見る機会は、昌平坂学問所への初遊(一八五七―五九)か再遊(一八六〇―六一)の往還時である可能性が高い。

暮潮拍岸響洶々 暮潮岸を拍ちて響き洶々

帆影没辺斜日春 帆影没する辺斜日春づく

七里湾頭行欲尽 七里湾頭行くこと尽きんと欲し

雲間露出白芙蓉 雲間露出す白芙蓉

七里濱 桐南小史毅

(夕暮れの満ち潮が岸を打ってざわめき、舟の帆が見えなくなる水平線に夕陽が沈む。七里ヶ浜を歩いて入り江の端まで来たところで、雲の間から雪を頂く

富士山があらわれた。)

【七】三島中洲書幅 七言絶句「磯濱望洋楼」(明治六年作)

(資料目録掛軸・卷子 0136)

明治維新の際の中洲の出処進退について簡単に記しておこう。鳥羽伏見敗戦後、松山藩奉行格の中洲は家老大石如雲とともに岡山藩兵による鎮撫使を迎えて松山城下の開城について交渉し、藩主の名譽を守りつつ武力衝突を回避した。次いで、東北戦争の混乱によって行方不明となった藩主勝静父子に代わり、分家から勝弼を迎えてこれを補佐した(一八六八)。勝静父子が自首して禁錮となったので、勝弼が高梁藩(五万石から二万石に減封)の知事に就任したのを見届けて、旧主と労苦を分かちつくべく致仕した(一八六九)。明治五年(一八七二)二月に恩赦によって勝静父子の禁錮が解かれたあと、七月に政府から召出しを受けた。中洲は政府への出仕について山田方谷や朋友に謀った上でこれを応諾し、九月一二日に司法省の官吏となった(七等出仕)。

展示資料は、中洲の二七〇〇首を超える詩の中でも人口に膾炙したもの。この年、四四歳の中洲は、五月に新治裁判所所長(権少判事)として土浦に赴任し、八月に初めての夏期休暇を得て、二五日から九月二日まで霞ヶ浦・潮来・香取・銚子・鹿島・大洗・水戸に遊んだ。本詩は大洗の磯前神社に詣で、その近くの旅館に投宿した時の作。明治八年四月に東京裁判所判事となって東京に戻るまでの土浦時代の詩は、明治九年に『霞浦游藻』一冊にまとめて刊行されており、本詩も採録されている。大洗海岸の松林の中には、昭和九年に二松学舎有志によって建てられた本幅の筆蹟を刻した石碑が現存している。『霞浦游藻』では、詩の前に次のような詩題がある。

投宿祠前一酒楼、眼界千里浩洋無際、長谷経国投杯大息曰、古人望洋之歎、豈謂此乎。余曰、可以名楼、遂書望洋二大字與主人。醉餘得一絶(祠前の一酒楼に投宿す。眼界千里、浩洋として際無し。長谷経国杯を投じて大息して曰く、古人望洋の歎は、豈に此を謂ふかと。余曰く、以て楼に名づくべしと。遂に望洋の二大字を書して主人に与ふ。醉餘一絶を得たり。)

中洲の旅に同行している長谷経国は同郷備中の出身で、被疑者への聴取などの実務を担当する解部(とくべ)の任にあり、中洲の下僚である。

夜登百尺海灣楼 夜登る 百尺海灣楼、

極目何辺是米洲 目を極むれば何れの辺か是れ米洲

慨然忽發遠征志 慨然として忽ち發す 遠征の志

月白東洋萬里秋 月は白し 東洋萬里の秋

磯濱望洋樓 中洲学人毅

(夜、百尺もある海浜の樓閣に上つて、どの辺りがアメリカかと目を凝らして見る。急にアメリカに行つてみたいという気概が湧き起こつてきた。美しい秋の月が万里を隔てて太平洋を照らしている。)

岩倉使節団の米欧回覧は明治四年一〇月より六年九月のことであり、中洲の旧知にも早く渡航を企てた吉田松陰や、咸臨丸に乗り組んだ小永井小舟、明治初年に洋行する鶴田皓(斗南)や細川潤次郎(十洲)など、米欧視察の経験をもつた者は決して少なくなく、中洲がアメリカに行つてみたい、と思つても何の不思議もない。終に中洲は洋行を経験しなかったが、長男桂をアメリカに私費留学させていることも比較的よく知られている。

■ Ⅲ期 四三歳〜六六歳(一八七二〜一八九五)

明治新政府への出仕 — 法曹、大学教授 —

【八】三島中洲『仏蘭西民法講義聴書』一冊(資料目録 和装本 0051)

三島中洲の法曹としての活動は、次の五期に分けられる。

- ① 明治五年一月〜六年三月 東京裁判所聴訟勤務
- ② 明治六年五月〜八年二月 新治裁判所所長
- ③ 明治八年四月〜九年二月 東京裁判所民事裁判勤務
- ④ 明治九年二月〜一〇年六月 大審院判事
- ⑤ 明治二十一年三月〜二十三年一〇月 大審院検事

本学には③の時期の所産として、中洲が西洋近代法を学んだ時の文献や筆記が比較的多く残されている。日本近代法の父と呼ばれるボアソナード(一八二五〜一九一〇 Gsuttave Emile Boissonade de Fontarèble)は、明治六年(一八七三)一月一五日に来日し、翌春から司法省および法学校において法典編纂の準備のためのフランス法の講義を始めている。中洲が聴講したボアソナードらの講義は、司法省で行われる「会議」と呼ばれるもので、訴訟法・民法・商法・治罪法・刑法の

順に行われた。

展示資料は、中洲がボアソナード講義による「会議」に出席してまとめた聴講ノートである。中洲が「会議」に出席したのは主に③の時期と考えられるが、本資料の日付は明治八年二月八日・二月二十三日、明治九年一月一八日であり、これを裏付ける。ボアソナードによる七六回におよぶ民法講義は、後に通訳官名村泰蔵によって『仏国民法契約編講義』(一八七八)として出版されたが、この聴講ノートは僅か三分に過ぎず、また記述内容も刊本のほうがより丁寧な説明がなされている。しかしながら本資料は、「会議」出席者による講義内容の簡潔な記録であり、刊本には収録されなかったとみられる記述も混じり、「会議」に関する一次資料として一定の資料価値を持つ。

なお、【八】〜【一一】の法律関係資料に関しては、詳しくは下村泰三「司法省における「会議」と三島中洲」(『三松学舎大学人文論叢』八七 二〇一一)を参照されたい。

【九】三島中洲『仏国ブスケー氏商法講義聞書』一冊(資料目録 和装本 0136)

本資料も【八】に同じく、中洲がブスケー(一八四六〜一九三七 Georges Hilaire Bousquet)の講義による「会議」に出席してまとめた聴講ノート。明治九年二月二日、二月七日の二日分の記録である。「会議」でブスケーが担当したのは商法のみであり、通訳に当たった黒川誠一郎によつて『仏国商法講義』として刊行されている。中洲のノートよりも刊本のほうが丁寧な記述になっているが、刊本未収の記事が混じること、【八】と同様である。なお「会議」の出席者のなかには、鶴田皓(一八三五〜一八八八)・鷲津毅堂・長森敬斐のように中洲の幕末からの旧知も含まれている。

【一〇】三島中洲『民刑法律聞見随録』一冊(資料目録 和装本 0056)

中洲による民事・刑事にわたる法律関係の雑録。前掲③④の時期のものと思われる。法解釈・法制度に関する具体的な記述のほかに、自然法と実定法の関係など、中洲の近代法理解を特徴付けるような記述が比較的多く含まれる。中洲の近代法理解は、後年の講演「古礼即今法の説」(東京学士会院、一八九〇・二〇・一一)の演題がよく示すように、西洋近代法と中国古代礼制とは古今精粗を異にするが原理は同じであるという考え方に特徴付けられる。本資料でも、例えば次のような記述が

あり、儒学の枠組みによって近代法を咀嚼しようとした実例として注目に値する。

天道天法ノ別

一、洋説ヲ漢訳ニスレハ略左ノ通りナル可シ。自説。

○天道。モラール、道徳トモ云。仁ノ如シ。

己之所欲当施於人是天道。

○天法。ドローナチユール、性法トモ云。義ノ如シ。

己之所不欲勿施於人是天法。

天法・人法トモ左ノ三字ニテ約言ス可シ。

勿害人。

○勸善是道徳。モラール。

○懲悪是法律。ドロワ。

右ノ如ク区分スレトモ、其実ハ天法モ天道中ノ一部分ニテ、天道ハ広ク及ビ、天法ハ限リアリ。

【一】三島中洲手沢『(仏蘭西法律書) 民法』一六冊(資料目録和装本 0034)

前述のポアソナード・ブスケ講義による「会議」の際には、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』(一八七〇刊)がテキストとして用いられたと考えられている。本資料は、中洲が聴講の際に用いたと見られるテキストで、全編にわたって中洲の筆による多量の書入れがある。その書入れの多くは名村泰蔵訳『仏国民法契約編講義』の内容と一致することから、聴講した際に中洲が講義内容を書入れたものと考えられる。但し後年、法律用語の選定を行った⑤の時期に、再び取り出して利用した際の書入れも一部混じる。

【二】南摩羽峯書簡(三島中洲宛、[明治一五年]一〇月一五日付)

明治一〇年六月に大審院判事の職を失った中洲は、八年六月に購入した邸内(麹町一番町四六番地)に塾舎を設け、同年一〇月一〇日に二松学舎(中学私塾)を開いて生徒に漢学を教え、自活の道を講じた。教育法規の改正(一八七九教育令・一八八〇改正教育令)によって二松学舎は中学の位置づけを失うが、明治一〇年代の二松学舎は陸軍士官学校・海軍兵学校・司法省法学校・東京大学古典講習科などの上級学校への進学実績に支えられて、多数の入塾者を集めている。

その後、中洲は明治一二年(一八七九)二月四日、東京大学文学部の講師を嘱託され漢文学を講ずることとなった。漢文では、これより先、中村敬宇が一〇年八月一日に講師、信夫恕軒が一〇月二日に雇となっていた。明治一〇年四月に創設された東京大学では、当初、文学部に哲学科・史学科(間もなく廃止)・政治学理財学科(明治一八年に法学部に置換)・和漢文学科が置かれたが、和漢文学を専門に学ぶ者は極めて少なかった。その一方で、外国文献の翻訳や学術用語作製の必要から、文学部に限らず、法学部・理学部でも外国語とならんで漢作文能力が必要とされた。一二年九月一〇日には加藤弘之総理から「漢作文に重きを置」くという通知があり、九月二日には島田篁村(重禮)が講師となっている。また、これとは別に、読書の種子を絶やさぬ趣旨から、加藤総理の二度の建議が聴許され、入試と修学に外国語を免除した古典講習科が臨時的に設置された。古典講習科は次のように四回の募集があり、本科より遙かに多い学生を擁し、明治後半から大正期にかけて日本と中国の古典の教育と研究に人材を輩出した。

○国書課前期(定員四〇、明治一五年九月～一九年七月、二九人卒業)

○漢書課前期(定員四〇、明治一六年九月～二〇年七月、二五人卒業)

○国書課後期(定員三〇、明治一七年九月～二一年七月、一五人卒業)

○漢書課後期(定員三〇、明治一七年九月～二一年七月、一六人卒業)

中村・三島・島田は明治一四年八月一日に揃って教授となり、漢書課の増設は彼らが主導したとされる。一五～一七年の古典講習科の開設・増設にともない、国書・漢書を担当する教官が次々に任命される。国書では小中村清矩・木村正辞の両教授、久米幹文助教、小杉楳邨・松岡明義・佐々木弘綱・物集高見・内藤耻叟・大沢清臣・佐藤誠実・大和田建樹の各講師。漢書では中村・三島・島田のほか南摩羽峯(綱紀)・川田甕江(剛)・重野成斎(安繹)の各教授、秋月草軒(胤永)講師である。特に漢書担当の教官は、昌平坂学問所の出身者が占められていることがわかる。

展示資料は、南摩羽峯から中洲に宛てて東京大学で担当しうる授業内容、および出講可能な日数について回答した書簡である。南摩と中洲は書生寮の同学であるばかりでなく、佐幕藩同士として共感できるところがあり、また邸が近いため互いの詩文を最も頻りに交換しあった仲である。但し彼らの書簡は投函されず遣いが届けあったので、消印から年代を同定できるものが少ない。本書簡は、南摩が明治一六年(一八八三)五月三〇日に東京大学教授(文学部配属)、文部省編集局普通学務

局勤務を兼動となつてゐることから、前年一五年秋のものと同定できる。

本書簡に先立ち、中洲は南摩を東京大学の教官に推薦するに当たり担当できる授業内容について問い合わせた。これに対して南摩は本書簡で、古典講習科生徒に文法（漢文法）の講義を希望するものが多いと聞くので、『文章軌範』などの名文選を用いた文法講義をするという事で周旋してもらえないか、または生徒が書いた文章の添削、あるいは編輯の手伝いでもよいと答えている。『東京大学年報』によれば、中洲自身も各学部・学年の生徒のレベルに応じた講義と輪講に加えて、毎月一篇の漢作文指導を行っている。過渡期の明治一〇年代における漢文教育の実態をものがたる資料である。

（封筒表） 三島先生 差上置

（封筒裏） 「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地／南摩網紀」

此間ハ御懇話被下、難有。酔後ハ失敬仕候。扱御配慮被成下候件、幸ニ古典科生徒、文章本ノ文法講義ヲ望候者も多分有之哉ニ相聞、依テハ文章軌範等ノ文法講義ニテモ致候様ノコトヲ以テ、御周旋被下候而ハ如何候半哉。又ハ生徒ノ文直シニテモヨシ。又ハ編輯等ノ手傳ニテモヨシ。御見込ヲ以テ、宜様御尽力之程、呉々奉願上候。尤最初ハ小子身上本省ノ方ニテ多用ニ付、大学ノ方江ハ一週間ニ一度出候モ漸々ノコトニテ、操合出候様ノ事ニ候得とも、是ハ旧文部卿ノ節、九鬼少輔最モ其説ヲ申サレ候コトニ候得き。ナレトモ其後卿輔共代リニ相成、自然景況も相変候事ナレハ、一週間兩度位ハ大学江出席候而も可宜、総理より卿へ程ヨク物語クセラレ候ハ、都合相整可申歟トモ被存候。尤於小子ハ、本官ノ大学ノ方江一周一度ト申ニテハ有名無実ノ氣モ有之、不安心地も有之候間、兩度位ハ出席致度存意も候間、此邊御含ノ上、総理江宜御談話被下候様、呉々願上候。○此間、戊申戦死者祭致候。祭文卒作、御序ニ御一評願上候。書餘ハ附拜願候也。 十月十五日 網紀

中洲先生

【一三】南摩羽峯書簡（三島中洲宛、〔明治一八、もしくは一九年〕九月二四日付）

（資料目録 書簡 0139）

中国の思想・哲学に関する参考書について中洲に問い合わせた書簡。年代推定の根拠の一つとして、本書簡に対する中洲の返信【一四】に「中村・島田」の名が見

えることから、明治一九年一月に中村敬宇が東京大学教授から元老院議官に転出する以前かと推定される。一九年三月の東京大学から帝国大学への改組にともない、国書・漢書担当の教官の多くが免職となり（中洲は三月二五日に非職）、残った教官は小中村清矩（法科から移籍）・内藤耻叟・物集高見・島田篁村各教授のほか、講師嘱託となつた南摩羽峯・久米幹文のみとなり、特に漢書側の体制は著しく弱体化した。

もう一つの推定の根拠としては、東京大学文学部ではこの一八年九月～一九年六月の学年くらいから、学史・概論の講義が始まると見られる。この点を考えあわせれば、一八年もしくは一九年の書簡と推定される。南摩の言う「支那学宗派異同ヲ論シタル書」とはつまり「中国思想・哲学」の学史・概論のことと見てよい。『文科大学年報』を見ていくと、島田は一八年九月からの学年で、哲学科三年生に対して初めて「書籍ヲ用キスシテ専ラ口授ヲ以テ」「漢魏以来諸儒ノ説・孔門諸弟子学派ノ源流・諸子學術ノ異同」を講義している。従来は講義題目に「支那哲学」を掲げてても実際には中国古典の講読であつたが、この年以降、島田は古典の講読・輪講による演習と、学史や概論の講義を明確に区別して担当している。南摩書簡は、全く新たに講義形式の授業を担当する必要が生じた旧学者の困惑をよく伝えている。なお、南摩は一九年からは中村・重野・中洲ら退職教官の担当科目を引き継がざるを得なくなつた。

俄然冷氣ニ過ルヲ覚申候。愈御安康可被為入、奉拝賀候。突如之義、伺上候。支那学宗派異同ヲ論シタル書可有之、タトヘハ老子ハ何、莊子ハ何、韓非ハ何、荀子ハ何、漢儒ハ何、宋儒ハ何ヲ主トス。其内ニモ程朱陸王ノ違ト申様ノ類、ナル丈ケ細密ニ説候書ハ何ト申もの可有之哉。御教指願上候。もし細密ニ説キタルもの無之候ハ、ザツトシタルものニテモ宜御座候。右類の書御所蔵ニも候ハ、寸時拝借願上候。御存被下候通、小子固陋寡聞、行当候事とも有之、汗背之至ニ御座候。右、貴報煩上候也。

中洲先生

九月念四日 網紀

【一四】三島中洲書簡（南摩羽峯宛、〔明治一八、もしくは一九年〕九月二四日付）

（資料目録 書簡 0387）

本書簡は前掲【一三】南摩書簡に対する中洲の返信である。「支那学派論之書」

は何も所持していないと断つた上で、いくつかの書名を挙げている。『宋学士全集』(一六九七和刻)所収の明・宋濂『諸子辨』は津遊学時の写本が本学図書館に現存しており、これを貸与したことが分かる。明・陳建『学部通辨』には官版(一八五七)がある。清・黄宗羲『明儒学案』は津もしくは昌平坂学問所時代の読書と見られるが、どのようなテキストで読んだか未詳。伊藤東涯の著書は『古今学变』(一七五〇刊、一八四三再刊)であろう。追伸に、「支那学」は、あれこれ読まなければ理解できない、要点をまとめた好著はなく、要点をまとめることは難しい、と述べているのも興味深い。

支那学派論之書御尋被下、何も所持不仕候。唯宋学士全集中より諸子辨ト申モノ先年抄録仕候もの一冊所持仕候。是ハ諸子斗り、且浅近ニ而眞之学旨ヲ辨シタルト申ものニハ無之候へ共、入御覧候。王朱之辨ハ学部通辨宜敷候へ共、朱ヨリ王ヲ駁シタルナリ。唯今所持不仕候。明儒学按ニ而も分り申候。先年、伊藤東涯カ歴代學術之大旨ヲ論ジタル小著ヲ一閱仕候事有之候へ共、唯今書名ヲ忘レ申候。是ハ中村・島田之内ニハ多分所持カト覚ヘ申候。先刻ハ授業中ニ付、返書延引、御海恕可被下候也。

羽峯先生 九月廿四日 毅

尚々支那学ハバツトシタルモノニテ、彼此ヲ不讀ハ御主旨ヲ分辨シガタシ。挙要ノ好書ヲ不得、然シ其ハ挙要ハ実ニ六ケ敷ケレバナリ。皆川ガ問学挙要ト申モノアル由、曾テ聞キタレトモ、僕ハ一見セズ。

【二五】秋月韋軒書簡(南摩羽峯宛、〔明治一七年〕八月九日付)

秋月韋軒(一八二四〜一九〇〇、名は胤永、通称悌次郎)は会津の人。昌平坂学問所に学び(一八四六)、松平容保の君側にあつて八・一八クーデターなど幕末の政治史で活躍したが、維新後は左院に出仕し、後半生は教導職(中教正)や一高・五高の教授など教育職に就いた。展示資料は、南摩が東大教授に移つた翌年の明治一七年九月に秋月が東京大学講師(文部省准委任御用掛)に移るにあたり、前職の教導職辞職に関する内容である。秋月が務めていた教導職(神道布教師の役職)はこの当時、内務省管轄の神宮教院に属しており、文部省管轄の東大教官との兼職はできないので、九月の新学期開始を目前に、早急に辞職する必要があるものと思われる。結局、秋月は東大文学部と予備門の教官を兼勤し、一九年三月に免職後、

第一高等中学校教諭、ついで第五高等中学校教授となり、特に五高時代に小泉八雲ら同僚や生徒に感銘を与えたことで知られる。秋月韋軒の東大転職には、中洲と南摩の斡旋があつたことがわかる。

(封筒裏) 三島先生「願用」差上置

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地/南摩綱紀」

遊毛、御機嫌よろしく御帰京、祝上候。教導職辞表忝条、御案思被下候處、疾ニ神宮教院迄ハ差上候へ共、抑留彼此之説ニ而、漸々客月卅日内務省へさし上候よし。実ハ最早内閣へ廻り候時期と考へ、五七前内閣其向へ及照会候處、未タ差廻候無候ト。仍而内務社寺局長へ掛合候得ハ、未タ教院よりさし出無之趣申候ニ付、直様同院へ掛合候へハ、前云々の通り卅日二間違なく達候を、官員休暇彼此有之、局長も知ラス居ルト申場合ニ御座候ヲ、社寺局親知之ものへ懇囑、漸々昨日内務上局決判、今日内閣へさし出候都合ニ御座候。仍而今早朝内閣其掛川村正平へ、直様済まし候様談し置候。実ハ右之為、内閣社寺局官員へ度々掛合候へ共、先方ニ而ハ唯々辞表之事ナレハ、左までいそくニも及間敷考へ、親知之ものへ情実晰合、漸々連ひ候都合ニ御座候。尤総理帰京、直ニ相尋、不在也。更ニ其翼日相尋面会、総理ハ少し不案内申ニハ無御座候へ共、教導職ハ邪魔ニも相成間敷候ト思候様子ニ御座候。御省之定規晰候得ハ、左ラハ辞表済ト一所ニ履歴持参ト申晰ニ御座候間、精一杯いそき候處ニ御座候間、中洲子心配いたし被呉候段、痛謝之至ニ御座候間、右之大略御口上ニ而御答述被下、更ニ賢臺及中洲子の御配慮奉仰上候。唯々右之順序ニ御座候間、此段御領承被下度奉存候。 八月九日 胤永

羽峰先生侍史

拙和未タ中村より遣し無之、戻候次第さし上候なり。

附、南摩羽峯書簡(三島中洲宛、〔明治一七年八月〕一〇日)

(封筒裏) 三島先生 差上置 不煩貴酬

(封筒裏) 「富士見町一丁目/卅七番地/南摩綱紀」

一昨夕ハ御馳走罷成、難有面白拜話仕候。其刻願上候へき秋月教導職辞表云々、昨日問合候へハ、別紙之通申遣候。委曲書面ニ相見候通、総理へ直ニ語合、且辞職相済次第、履歴書持参云々等の運ヒニ付而ハ、先生ノ御詞ヲ不奉勞とも宜

様相見候間、此段御領會、態々御出被下候義ハ御見合被下度願上候。毎々御配慮ヲ蒙り、難有。御懇篤の段、奉深謝候。右ハ拜趨可申上の処、今朝ハ大急ニテ、無餘義他出致候故、以畧書申上候也。 十日 綱紀

中洲先生

【一六】東京大学古典講習科漢書課前期の卒業記念写真(明治二〇年七月九日)

明治二〇年七月に、中洲が開設に尽力した古典講習科漢書課の前期生は卒業を迎えた。帝国大学への改組にともない、教官の多くが免職となっており、ここに写る教官一人のうち、加藤弘之元総理(二列中央)・外山正文科大学長(二列右から四人目)と新任の渡邊洪基総長(二列右端)を除いて、実際に古典科漢書課生徒に教えた教官のなかで、卒業式時点で現職は、島田教授(二列右から三人目)と小中村教授(一列左から三人目)と、南摩囑託講師(一列右から三人目)のみ。中洲(一列左から二人目)はこの時、五八歳である。

生徒では、この時卒業した二五人のうち(卒論未提出の三人が秋以降に卒業)、首席で卒業した市村瓊次郎(のち東京帝大教授、東洋史)を除く二四人が写っている。のちに著名な学者となった者に、岡田正之(二列中央、中洲の昌平齋の同学岡田呉陽の男)・林泰輔(三列右端)・瀧川亀太郎(四列右から三人目)、中学教育界で知られた深井鑑一郎(三列左から四人目)などの姿があり、二松学舎出身では熊田鐵次郎(四列右から四人目、山田準の実兄)と池上幸次郎(二列左から四人目)がいる。中退した西村時彦(号天囚)も同級であった。なお写真は鈴木真一撮影。

【一七】『三島中洲・川北梅山・崔成大筆談録』(明治一四年七月九日)

江華島事件(一八七五)の翌年、日朝間に不平等条約が結ばれたあと、日本に朝鮮の使節団が二度にわたって派遣されている(一八七六・一八八〇)。当時、朝鮮では開化派と守旧派の闘争が激化し、対外問題についても意見対立がある。そうしたなか、開化派の僧侶李東仁らが計画して、明治一四年(一八八一)四月から七月にかけて六二人の朝士視察団が派遣され、いち早く開国した日本の状況視察が行われた。崔成大は朝士嚴世永の随員として視察団に加わった武官で、彼らの担当は司法省であった。

朝士視察団の正式な報告書は別に作製されているが、崔成大の中洲訪問は非公式

なもので、報告書には反映されていない。筆談はかつて海潮社発行『二松学舎学芸雑誌』(明治一四〜一五年)に収録されたことがあるが、この雑誌自体が稀覯本で、内容にも異同が多い。

この日の筆談は、初め中洲と崔の二人によって進行し、途中から川北梅山が加わった。冒頭の中洲と崔による筆談は、それぞれ自分の用箋に問いと答えを書き、一文ごとに書いては見せ合う形式で進行していった。三人になってからは、この形式が困難になったらしく、進行順に書かれた。中洲と崔による部分は筆談の進行が追いついたため、後日、中洲の手で朱筆による整理番号と筆者が書き加えられた。整理番号は一から二百六までであるが、途中、九十一から九十九を欠いている。

筆談の内容について言えば、中洲がくりかえし朝鮮の歴史書を入手したいと述べ、崔が回答した『国朝宝鑑』を入手できないかと述べているのに対して、崔は慎重な態度をとっている。また儒教道徳をめぐって、中洲が道徳は儒教に採り技術は西洋に採る「取長捨短の説」を主張するのに対して、崔は取捨の如何は我に存する、法を西洋に取るのではないと主張して譲らず、中洲の「忠信」に東西の別はないとする考えに対しても崔が同調しないあたりが、筆談の山場である。

【一八】『三島中洲及兄妹肖像画』(明治一四年)(資料目録 掛軸・卷子 0115)

郷里から上京した兄繩正(舒太郎一八二七〜一八九九)・妹増(一八三三〜一九一九)を迎えた中洲が、記念に兄弟妹三人の姿を描かせた肖像画。この年、兄五五歳、中洲五二歳、妹四九歳。兄妹の二ヶ月の東京滞在中に、中洲は江戸出張中に急逝した父寿太郎(一八〇五〜一八三七)の墓を、浅草華徳院から下谷天王寺側に改葬している。父を早く喪った兄繩正は一四〜五歳のころから庄屋の仕事に従事し、各地に遊学する中洲に二〇年にわたって学資を送ってその成学を支えた。第二次長州出兵(一八六六)の際には倉敷代官所にあった長男定太郎時正が第二奇兵隊の暴徒の襲撃をうけて戦死しており、幕府から賞されて三島家は苗字帯刀、納税免除をうけた。母の歿後(一八七二)、兄弟の仲はますます濃やかで、毎月手紙を欠かさなかった。

なお、「迎兄妹」詩の末句「帳中今無人、十年負奉養」はこの母の死を言い、「遷墓」詩は急逝した父について述べている。

明治十四年辛巳夏、家兄繩正君携妹増見來訪。因留宿二月、毅得紀實詩三首。

臨別寫三人眞像、題之其上、以示子孫。(明治十四年辛巳夏、家兄繩正君妹増を携へて來訪せらる。因りて留宿すること二月、毅、紀實詩三首を得たり。別に臨んで三人眞像を寫し、之を其の上に題して、以て子孫に示す。)

家山路千里 客懷何時忘 一夜雁魚信 兄妹報來訪
驚喜拚且舞 默禱期无妄 灑掃命僮奴 修繕雇工匠
妻兒更衣裳 日々倚門望 果見双車至 引手登堂上
寒暄不須叙 相笑喜無恙 絮々談無次 聚首酌濁釀
多年契闊恨 一朝便舒暢 台麓賞花筵 灑上觀月舫
晨提又暮提 六句不曾曠 人間天倫樂 何物相比况
四十年前夢 回想忽悽愴 三人共幼孩 嬉戲侍慈帳
帳中今無人 十年負奉養 右五月五日迎兄妹

(家山 路千里／客懷 何れの時か忘れん／一夜雁魚の信／兄妹 來訪を報ず／驚喜して拚ち且つ舞ひ／默禱して无妄を期す／灑掃は僮奴に命じ／修繕に工匠を雇ふ／妻兒は衣裳を更へ／日日 門に倚りて望む／果して見る 双車の至るを／手を引きて堂上に登る／寒暄 叙するを須む／相笑ひて恙無きを喜ぶ／絮絮として談じて次無く／首を聚めて濁釀を酌む／多年契闊の恨／一朝便ち舒暢す／台麓 賞花の筵／灑上 觀月の舫／晨に提へ又暮に提へ／六句曾て曠しからず／人間天倫の樂／何物か相比況せん／四十年前の夢／回想すれば忽ち悽愴たり／三人共に幼孩／嬉戲して慈帳に侍せり／帳中 今 人無し／十年奉養に負く 右、五月五日兄妹を迎ふ。)

嗚呼先考墓 何以在此地 距今四十年 客寓奉吏事
一朝逢暴疾 溘然歸消漸 同寓幸有人 拮据葬荒寺
近歲吾寓此 晨昏掃墓隧 湫隘且卑濕 乃生遷移志
况今兄妹來 機會不可棄 試掘墓下棺 棺朽沙土被
撥砂又披土 和淚拾枯骸 台麓高爽處 竹樹最幽邃
卜吉此遷葬 靈也定欣慰 回首想幼時 三人曾不記
今日共白頭 始雪不孝愧 所憾先妣碑 故山獨嵬巋
遺骨分一片 託兄遠合瘞 黃泉若有知 應慰同穴思
右六月四日遷墓

(嗚呼 先考の墓／何を以てか此の地に在る／今を距つること四十年／客寓に吏事を奉ず／一朝暴疾に逢ひ／溘然として消漸に歸す／同寓幸ひ人有り／拮据して荒寺に葬る／近歲 吾此に寓し／晨昏墓隧を掃ふ／湫隘且つ卑濕／乃遷移の志を生ず／況んや今兄妹來る／機會棄つべからず／試みに墓下の棺を掘れば／棺朽ちて沙土被ふ／砂を撥ね又土を披き／涙に和して枯骸を拾ふ／台麓高爽の處／竹樹最も幽邃なり／吉を卜して此に遷し葬むる／靈や定めて欣慰ならん／首を回らせて幼時を想ふに／三人曾て記せず／今日共に白頭にして／始めて不孝の愧を雪ぐ／憾む所は先妣の碑／故山に獨り嵬歸たること／遺骨 一片を分かち／兄に託して遠く合し瘞せしむ／黃泉 若し知ること有らば／應に同穴の思ひを慰むべし。右、六月四日 墓を遷す。)

相逢如昨日 屈指月既再 兄妹亦有家 兒孫恨淹滯
歸期不可緩 忽々共割愛 片帆去無迹 海天雲靄靄
躊躇不能去 有似兒女態 嗟吾年五十 慕親々已逝
逝者不可追 又慕兄與妹 右六月二十九日送兄妹
(相逢ひしは昨日の如きも／指を屈すれば月既に再びす／兄妹も亦た家有り／兒孫 淹滯を恨まん／歸期 緩うすべからず／忽々として共に愛しきを割く／片帆 去りて迹無く／海天 雲靄靄たり／躊躇して去る能はず／兒女の態に似たる有り／嗟 吾年五十／親を慕へども親已に逝けり／逝く者は追ふべからず／又た慕ふ兄と妹とを 右、六月二十九日、兄妹を送る。)
明治二十四年夏五月書於寒流石上一株松舍。時毅年六十二、兄妹亦健(明治二十四年夏五月、寒流石上一株松舍に書す。時に毅、年六十二、兄妹も亦た健かなり。)

■IV期 六七歳〜九〇歳（一八九六〜一九一九）

一世の師表―天皇・皇太子への進講、漢学者―

【一九】三島中洲書簡（南摩羽峯宛、〔明治二十九年〕二月一九日付）

この年二月二日に中洲の盟友川田剛は六七歳で歿した。中洲の失意を思つて、南摩は中洲に弔文を送つた（63頁掲出、二月一六日付書簡）。本書簡はその返信である。中洲にとって川田はかけがえない「同国同甲同学同志、四同之友」であつた。旧藩主・藩士による会合でも両者が世話役をしていた。「五十年之交も帰一夢申候。人生之無頼如此」と、苦難の時期をともした旧友に先立たれたやるかたない思いを吐露している。

（封筒表）南摩先生 高文返上「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

春寒斗角去兼候。愈御安静奉賀候。此度は川田濫逝二付、御吊書被下、御察之通、僕多友之中二も同國同甲同学同志、四同之友二而、実ニ惋惜仕候事ニ御座候。殊ニ旧藩家之事抔も、兩人ニ而世話致居、死前も辱中ニ而旧藩之事ヲ相談シタルカ談話之終リニ有之候。于今心中寂々寥々、形影相吊之心地仕候。御憐察可被下候。嗚呼五十年之交も帰一夢申候。人生之無頼如此ものか。○先生ニも過日ハ俄然御發病之由、一向承知不仕、御無沙汰仕候。然トモ追々御快方、且御文章も出来候御氣力、先安心仕候。何テモ御撰養御長寿奉祈候。僕も省事省思之工夫心掛居候へ共、雅俗之用向ハ日増ニ蝟集ニハ困却仕候。洪歎々々。高文従例妄言返璧、宜敷御取捨可被下候。勿々頓首。二月十九日 毅
羽峯先生

【二〇】三島中洲書簡（島田篁村宛、〔明治二十九年〕三月二日付）

（資料目録 掛軸・卷子 0219）

川田の死は晩年の中洲に悲嘆だけでなく、別のものをもたらした。川田が明治二六年九月から拝命していた宮内省東宮職御用掛の後任のポストである。一九年三月に帝大教授を非職となつた後、二〇年代の中洲は公職としては二一年三月〜二三年八月まで大審院検事として民法草案の修正に当たり、二八年一〇月から帝大講師を嘱託されているだけで、その他は二松学舎での講義を続け詩文の求めに応じ、東京専門学校（早大前身）に一時期出講するなど、教育と文業が彼の主な生活基盤で

あつた。

本書簡は、帝大に推薦してくれた漢学科主任教授の島田に、宮内省東宮職御用掛を拝命したことにより、帝大講師を辞職せざるを得なくなつたことを報じたもの。

（封筒表）小石川小日向／臺町壱丁目／島田重禮殿 親展

「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

（封筒裏）封 三月二日

拝啓仕候。愈御清穆奉賀候。陳は小生儀、不斗も今日宮内省御用召二而、東宮職御用掛り被仰付、勅任待遇、年俸千八百円被下申候。右二付は、大学嘱託講師、折角御推薦被下、間モ無之ニ辞シ不申而は不相成事と相成、右等御相談ニ罷出度奉存候。明日何時御在宅ニ候哉。又は大学御出勤先へ罷出候而も宜敷候間、時間ヲ葉書ニ而被仰下度、乍恐縮奉願候。頓首。三月二日 毅
島田先生侍史

【二一】東宮侍講時代の三島中洲の写真（明治四十二年一月撮影）

中洲の自筆で、写真右に「東宮侍講正四位勲二等文学博士三島毅」、左に「八十齡写真 明治四十二年一月」と記されている。称号が授与された年について整理しておく、二九年六月に東宮侍講に任じられ、同七月に正五位。三〇年六月に勲四等瑞宝章。文学博士は博士会推薦により明治三二年三月に授与されている。昭和天皇降誕の三四年、六月に勲三等瑞宝章、七月に従四位。木戸孝允の神道碑を書き上げた三九年七月に正四位。写真の前年、四一年六月に勲二等瑞宝章に叙せられている。なお、着用している大礼服や佩刀も本学に所蔵されている。

【二二】杉孫七郎書簡三島中洲宛、〔明治三十五年〕三月二日付）

（資料目録 書簡 0114）

東宮侍講となつて以後の中洲は、皇太子の召しに応じて東宮御所や御用邸で進講する日々を送つた。杉孫七郎（一八三五〜一九二〇、子爵、号は聴雨）は長州出身で維新後は宮内庁の役職を歴任した人物。展示資料は、皇太子の漢詩の清書を命じられた能書家の杉が、あらためてその漢詩を見ると「龍」字が二度出てくる。「騎出」の「出」も「到」に改めたほうが好くはないか。このまま手本を書いたらいいものか、適宜添削を加えるべきかと、中洲に内々に相談する内容。皇太子の漢詩は、『大正

天皇御製詩集(一九四五年刊)によれば、愛馬を詠じた明治三五年作の七言絶句「詠馬」で、「龍種名驥勢似龍／人人歎賞好形容／近時飼養勝洋産／騎出遠郊蹄不鬆」。詩集にこの形で収録されていることから見て、中洲は杉からの相談をうけても、添削の必要を認めなかったことがわかる。中洲の来簡中、大正天皇や皇族に関する動静を窺いうるものは少ないが、こうした文面から侍講の職務の一端が窺える。

春寒未去候處、愈御安泰奉大賀候。扱別帯、殿下御作之詩、御手本認候様御沙汰被為在候二付、篤と拝見仕候二、龍字同字有之、如何可仕候哉。内々御相談申上候間、御回答相願候。騎出ノ出ハ到ニテ如何。是亦御相談申上候。下地之俣ニテ御異議無之候ハ、直ニ御手本相認、差出候心得ニ候。小生十五日朝出發、山口縣へ旅行ニ而甚多忙取込、以書中前条申上候次第、御海恕相願候。

三島侍講殿 時下御自愛是祈候。 三月十一日 孫七郎

敬具

【二三】伊澤修二書簡(三島中洲宛、〔明治三八年?〕七月一九日付)

(資料目録 書簡 0073)

東宮侍講となつた中洲には、東宮への各種の働きかけの依頼がくるようになった。展示資料は、中洲に依頼して自著を東宮に献上した伊澤修二(一八五一—一九一七)から、同著に東宮呈覧の旨を記載したので、願意が聴許されるよう東宮大夫に取りなして欲しいとの書簡。伊澤は音楽教育・吃音教育・聾啞教育・植民地教育などに取り組んだ学務官僚・教育者として知られ、書簡中にみえる「東語初階」(明治三五年八月)、「東亜普通読本」(明治三八年五月刊)はともに伊沢が編纂刊行した教材。前者は東京小石川区小日向の泰東同文局から刊行した主に台湾人・清国人むけの日本語入門書で、同三八年には朝鮮語版も刊行されている。後者は主に清国人むけの漢文教材で、明治一五年頒布の『幼学綱要』の体裁に倣って編纂したとしている点に興味をひかれる。

貴翰拝誦仕候。東宮殿下へ「東亜普通讀本」献上之儀二付、不一方煩清慮、千萬奉謝候。右乙夜之覽ニ入候事を掲載仕度、主意ハ左之通ニ有之候間、何卒東宮太夫ニ可然御執成被下度奉願候。

一泰東同文局ニ於テ漢文圖書を發行致シ候主意ハ、清韓等東亞諸國之文明を啓發し、我皇紀を彼諸國ニ及ぼさんとの精神ニ出でたるものニ有之。随而曩ニ發

行致候「東語初階」等五種之図書を、清國皇太后・皇帝両陛下ニ献上致候處、特之外之嘉獎ヲ蒙り、小生ニ對シ別紙寫之通り、二等双龍宝星第三勳章を贈與せられ候二付、「東語初階」等之書物ニハ其初葉ニ既ニ、

恭呈／大清國／皇太后／皇帝／御覽／欽賜嘉獎

の文字を掲げ居候次第ニ有之候。然ルニ今般出版相成候「東亜普通讀本」ハ、先年、我帝室より下賜相成候「幼学綱領」之御主意を奉遵し、乍恐、其體裁ニ倣ひ編輯致し、我皇紀を清韓國等ニ及ぼさんとの精神ニテ發行致し候ものニ候へば、先以我東宮殿下之乙夜之覽一入レ奉り度愚衷ニ出候次第、何卒御憐察を賜り度候。又清國宮廷へも既ニ献呈之手續中ニ有之候へば、不遠嘉納可相成と奉存候故、然ル上ハ例に依り其趣別葉ニ相掲げ候故、其前之處へ別葉を以て大日本国皇太子殿下之乙夜之覽ニ入候事を掲げ度心得ニ御座候。右之次第篤と東宮太夫殿ニも御申上被下、願意相叶候ニ御執成被下度、此段偏ニ奉願候。頓首。二白、御参考の爲メ「東語初階」一部相添差し出申候。以上。

三島侍講殿 侍史 七月十九日 伊澤拜

【二四】宮中講書始に進講した時の原稿「泰卦講義」(明治三二年一月七日)

(資料目録 原稿 0004)

中洲が初めて宮中の講書始に召されて天皇・皇后両陛下に進講した時の原稿。『周易』泰卦の卦辞と爻辞について簡明に解説している。それぞれの説明の後半において、「以我朝言之(我が朝を以て之を言へば)」「以漢土言之(漢土を以て之を言へば)」といったかたちで、日本と中国の歴史事実を引いてその意味を敷衍している点が特徴的である。

最後に、附論として易に関する自説の一端を展開している。すなわち中洲によれば、易の理論を玩味するに、これは徳・位・時の三を錯綜させたものであるから、千變万化する人事によく対応する。だから、平生、易を講じる際に古今の事蹟を引用して説明しているのだと述べている。【二五】とともに、『中洲文稿』第二集に収録されている。

【二五】宮中講書始に進講した時の原稿「大学黎矩章講義」(明治三十三年一月六日)

(資料目録 原稿 0005)

『大学』に説く「黎矩の道」とは「用人と理財」を指すこと、治國平天下にはこの二つが最も重要であること、現今の国会は衆人をあげて財政を議論する場であるから、国会は『大学』の「黎矩」の器械に他ならないことを述べている。

なお講書始には漢籍・国書・洋書がそれぞれの講師から進講された。以後、中洲が講書始に進講したのは次の通りである。

- 明治三四…尚書 大禹謨(天皇風邪のため中止)
- 明治三五…書經 大禹謨篇 禹同於帝念哉(『中洲文稿』第三集所収)
- 明治三九…詩經 大雅蕩什 江漢篇(『中洲文稿』第三集所収)
- 明治四三…論語 泰伯篇 末章
- 明治四四…周易 大有之卦
- 大正三…書經 周書 無逸篇

【二六】重野成斎書簡(三島中洲宛、明治四一年一〇月二五日付)

(資料目録 書簡 0112)

本書簡は、木戸孝允の神道碑の表現をめぐって、薩摩閥を代表する漢学者重野成斎から中洲に字句の訂正を申し入れた内容。明治一〇年五月二六日に病歿した木戸孝允と、同一一年五月一四日に暗殺された大久保利通に対して、明治天皇は神道碑(墓道に建てる碑文)の撰文を命じた。木戸碑は川田甕江、大久保碑は重野成斎の両修史館一等編輯官が担当することとなった。川田と重野は幕末以来の旧知であるが、その仲は必ずしも円満でなく、更には薩摩出身の重野に対抗して、川田には長州閥が肩入れする傾向まで生じた。両碑文は明治一四年に成稿したが、川田の文を重野が難じ(『学海日録』一八八一・七三)、一六年には一旦建碑の予算化まで漕ぎ着けたが実現せず、成稿をみないまま川田は亡くなってしまふ。その後、川田の後任で重野とも善かった中洲が勅命をうけて木戸碑の撰文を引き継ぐことになり、明治三九年三月一〇日に成稿した。中洲は川田の文章の構成を変え誤謬を正し繁冗を削りつつ、多くは原稿を用いて撰文したと言っている。大幅な改訂ではあるが、川田の原稿を土台にしていることも確かである。

この中洲の改稿に対して、薩摩の税所篤子爵(一八二七〜一九一〇)が異議を申

し立てていると重野は報じた。中洲は異議申し立てを容れて改稿したらしく、『中洲文稿』第三集(一九一一)の巻二下に所収の文に重野が指摘する「薩人助幕府」の文言はないが、川田の原案(『甕江川田剛』一九六九所収)には「初九門之役、薩人援幕府」とある。『中洲文稿』第三集刊行の直前、明治四三年まで成稿は持ち越され、京都東山に建碑が成ったのは大正二年のことであった。

一昨日は能楽堂御同觀、興味無極、不覺饒舌、失敬奉謝候。陳ハ過日来、御意何度件有之、此堂ニ於て別座相願度存居候へ共、雜沓中其義不相叶、仍て以愚札得貴意候。其儀ハ木戸公碑文之事ニ御座候。右碑文中、長藩兵先年上京、終に及戰爭候紀事中、薩人助幕府ト有之候。「助幕府」の三字ニ付、舊薩藩人中、議論有之由ニて、此度、大久保碑文ハ木戸碑文に照し二三箇所訂正相加へ候序ニ、何トカ此三字删除相叶間敷哉ト之意向ニ御座候。御承知通、此戰爭時分ハ長薩二藩和熟不致、仍て三字被下候義と被存候へ共、終に二藩和合合體、御一新之功業相立候義候處、大碑文中三字相残り候てハ、後人之目を引く議ニも可相成哉。且又當時ハ幕府、禁闕守護之責任を擔ひ居、諸藩も同様致尽力候ハ、時勢不得止義ニ可有之哉と申意味にて、先日、税所枢密より杉君へ致内談候處、熟考可致との返詞為有之由ニ候。其後如何之模様候哉。税所老人よりも賢慮何度との事ニ候。実ハ老拙彼兩碑對校致し候節ハ、專朝廷より二公御待遇上、同一有之度と存し、訂正相加へ、右三字ハ氣付不申候處、議論を承り、尤かと被存候。賢慮如何御座候哉。杉君と可然様御打合被下度、奉懇願候。書不尽意。恐惶頓首。

三島中洲賢臺 玉几下 明治四十一年十月廿五日 重野安釋

【二七】嘉納治五郎書簡(三島中洲宛、「明治三九年」一〇月二日付)

(資料目録 書簡 0089)

嘉納治五郎(一八六〇〜一九三八、摂津出身)は一三歳で上京し、東京開成学校を経て東京大学文学部を卒業(一八八一、政治学理財学科)。東大で漢文を中洲に習ったほか、開塾もない二松学舎に在籍した(一八七八)。学習院教頭、五高・一高・東京高等師範校長を歴任。古来の柔術に体育・德育を加味して柔道と称し、講道館を開設。スポーツ振興・柔道の海外紹介・オリンピック誘致に尽くした。妻は竹添進一郎の二女。

他方、明治の官制改革により昌平坂学問所は、大学、文部省博物館ついで東京高等師範に帰属し、大成殿も博覧会場・図書館・博物館に使用され、孔子祭祀は長く途絶した。展示資料は日露戦後の明治三九（一九〇六）年一〇月、高師教職員の孔子祭再興要請を受けて嘉納校長が校外有志者に呼びかけた時の書簡。賛同者は六九五人に達し、第一回孔子祭典会は翌四〇年四月二十八日挙行された。

拜啓、聖堂ニ於ける孔子祭典は久敷中止相成居候處、先頃より之を再興いたし度との意見を有せる有志者、本校内ニも多数有之、可成は校外諸君とも御協議致、其方法等定め度存候間、御賛同の上、来る十日午後四時、御茶ノ水高等師範学校附属中学校内ニ御來會被下候ハ、仕合ニ奉存候。頓首。
文学博士三島毅殿 十月二日 東京高等師範学校 嘉納治五郎

【二八】牧野伸顕書簡（三島中洲宛、〔明治三九年二月〕）

（資料目録 書簡 056）

牧野伸顕（一八六一～一九四九）は大久保利通の二男。父と共に岩倉遣欧使節に同行し（一八七二）、帰国後、東京開成学校に入り（一八七四）、東大文学部を中退（一八七九、和漢文学科）。東大在学中、中洲に学んだ。外務省に入り伊藤博文に知られ、文部次官、伊・澳公使、文相、農商務相、外相、宮内相、内相を歴任。第一次大戦後のパリ講和会議に日本全権として尽力。二松学舎とは、財団法人二松義会の顧問に就任し（一九〇九）、後年、女婿吉田茂も舎長となった。

展示資料は孔子祭典会設立に関する書簡で明治三九年二月末のもの。中洲は一〇月一〇日の第一回会合に出席し、第三回孔子祭典会では講演、第二六・七・八回には祭主を務める中核的会員である。西園寺内閣の文相牧野も中洲らと共に評議員に選出された。本資料から、牧野の参加には蔵相阪谷芳郎（中洲の旧知朗廬の男）からの勧誘があったことがわかる。孔子祭典会は一二回行われ、以後、斯文会に継承された。

愈々月迫二相成、御繁忙之段奉敬賀候。然者此程蔵相より来春三四月頃聖堂ニおゐて祭典舉行相成候付、我ニも賛成致候様御伝言之次第謹承仕候。右ハ世道人心を革新致候一端と相成、近來之御感擧ト存候。固より賛成致候心ニ有之、委曲ハ拝眉ニ讓、匆々敬具。

三島中洲先生侍史

牧野伸顕

【二九】三島中洲書幅 七言絶句「己亥六月十八日門下諸子設宴東台、寿余古稀、

席上賦此以謝」〔明治三二年六月一日〕（資料目録 掛軸・卷子 0110）

長寿に恵まれた中洲には、六一歳、七〇歳、七七歳、八〇歳、八八歳に寿宴が開かれ、記念詩文集として還暦には『華甲寿言』（一八九一）、古稀には『従心寿言』（一九〇〇）が編まれた。古稀の宴は前後二回開かれ（於上野公園梅川樓一八九九・六・一八門人中心に一五〇人が出席、於芝紅葉館一九〇〇・三・三貴頭を含む三〇〇人が出席）、本詩は前者の席上で披露されたもの。但し『三島中洲詩存』には当日作として別の詩を収め、本詩は未収。

梅川樓での寿宴当日、会場の床の間には中洲筆の自寿詩幅とともに久保田鼎が代表となって製作した中洲銅像が飾られ（本学エントランスに現存する尾島矩一製作のものとは別）、また出席者には中洲から東宮に陪従して御用邸のある景勝地で作った近作詩集『陪鶴餘音』と、主催者から『中洲三島先生年譜』銅像写真が配られた。

七層險阪始登攀 七層の險阪始めて登攀すれば

好受賀杯開哭顏 賀杯を受けて哭顔を開くに好し

更望諸君護持力 更に望む諸君護持の力

斯文長壽似南山 斯文の長壽南山の似くなるを

己亥六月十八日門下諸子設宴東台、寿余古稀、席上賦此以謝。

（己亥六月十八日、門下の諸子宴を東台に設けて、余が古稀を寿ぐ。席上、此を賦して以て謝す。）二松学人三島毅

【三〇】三島中洲書幅 七言律詩「己未春賀洪沢男八十」〔大正八年春〕

（資料目録 掛軸・卷子 0147）

この年五月一二日、九〇歳で歿した中洲最晩年の筆蹟。洪沢栄一と中洲の交流は明治一六年（一八八三）に始まるが、晩年に至って中洲はしばしば二松学舎存続への尽力を洪沢に請うている。大正六年（一九一七）に入江為守の後をうけて二松義会会長に就任した洪沢に、中洲は後事を托する書簡を送っている。洪沢の『論語講義』は、中洲の高弟尾立維孝が編纂したものであり、その解釈には中洲に由来するものが少なくないとされる。

夙謝朝官伍市民 夙に朝官を謝して市民に伍し

謂明治之初為大蔵少輔、無幾辭之、隱東京市（謂明治の初め、大蔵少輔と為り、幾ばくも無くして

之を辞し、東京市に隠る。

欲將財務濟人群 財務を將て人群を濟はんと欲す

創開垂範新銀行 創めて開き範を垂る 新銀行

創立第一銀行、為天下模範（第一銀行を創立して、天下の模範と為る）。

大著酬恩旧將軍 大著もて恩に酬ゆ 旧將軍

男原仕徳川興山公於一橋邸、近年私開史局、嘱博士学士、著公伝記數十卷、

以報旧恩（男、原と徳川興山公に一橋邸に仕ふ。近年私かに史局を開き、博士学士に嘱して、公の

伝記數十卷を著して、以て旧恩に報ず）。

遠継先賢哀此檠 遠く先賢を継ぎて此の檠を哀れみ

謂継幕老楽翁公遺志、拡張東京府養育院（幕老楽翁公の遺志を継ぎて、東京府養育院を拡張せるを謂ふ）。

常尊古論重斯文 常に古論を尊び斯文を重んず

男平生尊信論語、為処世方針（男、平生論語を尊信し、処世の方針と為す）。

仁人有寿聖言信 仁人寿有り 聖言信なり

八十康寧為世勤 八十 康寧 世の為に勤む

己未春賀洪沢男八十 第七句改作聖言仁寿不欺我（己未の春、洪沢男の八十を賀す。第七句、「聖言仁寿不欺我」に改作す。）

九十翁三島毅拝草

【主要参考文献】

『三島中洲の学芸とその生涯』戸川芳郎編

『三島中洲詩全釈』石川忠久編

『三島中洲―二松学舎の創立者―』山口角鷹編

『三島中洲詩存』山口角鷹編

『二松学舎六十年史要』『中洲三島先生年譜』

『東京大学年報』

『中洲文稿』第一―四集

『中洲詩稿』

『環碧楼遺稿』南摩綱紀

『山田方谷全集』『山田方谷先生年譜』

『学海日録』依田百川

『甕江川田剛』川田甕江遺徳顕彰会

『明治の碩学』三浦叶

『三島中洲研究』一―五号

I 『三島中洲・南摩羽峯往復書簡』翻印（請求記号289NT）

《三島中洲↓南摩羽峯》

〔明治一九年〕三月一八日（整理番号72）

（封筒表）南摩先生 拝答

（封筒裏）「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

拜見仕候。近藤老人云々、内々ナガラ僕ハ試業ヲ為濟置、廿五六日より月末迄、近在門人之處へ看梅ニ参り候約有之、留守中ニ付、無據廿七日ハ相断り申上候間、宜敷同氏へ御申遣可被下候。

○外山云々御漏被下、僕ハ今日出校不仕ニ付、何とも承り不申候。乍去御同様之事と被察候。僕は元来十年罷官後、再官之積リナク、大学へも囑託ニテ出居り候處、中途ニ而総理ニ被勸、名義ヲ被付、今般不斗消滅ニテ、聊不愉快ニ思ひ候へ共、元之通りニ戻リタルコトナレバ、隠居仕事、却而妙ナランカト奉存候。無名有実故ニ、何卒実ノ減セザルヲ祈ルノミ、呵々。○廿日文部小集へ参候様申来候へ共、囑託之身分、勉強ニモ不及、今日相断り、張滋助へ参候様答置申候。此方大ニ風流ナラン。余付拜晤候也。 三月十八日 毅

羽峯先生

〔明治一八もしくは一九年〕九月二四日

支那学派論之書御尋被下、何も所持不仕候。唯宋学士全集中より諸子辨ト申モノ先年抄録仕候もの一冊所持仕候。是ハ諸子斗り、且浅近ニ而眞之学旨ヲ辨シタルト申ものニハ無之候へ共、入御覽候。王朱之辨ハ学部通辨宜敷候へ共、朱ヨリ王ヲ駁シタルナリ。唯今所持不仕候。明儒学按ニ而も分り申候。先年、伊藤東涯方歴代學術之大旨ヲ論シタル小著ヲ一閱仕候事有之候へ共、唯今書名ヲ忘レ申候。是ハ中村・島田之内ニハ多分所持カト覚へ申候。先刻ハ授業中ニ付、返書延引、御海恕可被下

候也。

羽峯先生 九月廿四日 毅

尚々支那学ハバツトシタルモノニテ、彼此ヲ不讀ハ御主旨ヲ分辨シガタシ。挙要ノ好書ヲ不得、然シ其ハ挙要ハ実ニ六ヶ敷ケレバナリ。皆川ガ問学挙要ト申モノアル由、曾テ聞キタレトモ、僕ハ一見セズ。

先刻ハ御受取書、御丁寧之至奉存候。于時一事又御面倒願度事アリ。非他事、此田舍翁之碑文ナリ。既ニ先生方之加評アリシモ、其實此文ハ艸不足ト輕蔑セシ処ヨリ其稿本ヲ失ヒ、本文丈遣し、既ニ彫刻中ナル処、困入タルハ田舎漢ノ陋見、此文ヲ活字ニ入レテ郷里ニ誇耀セントテ、評語ヲ写呉ト申越候へ共、紛失之由断り遣候処、是非再度ニ而も願呉トテ、輕微之潤筆ヲ添テ参り、甚恐縮再度奉勞候へ共、何角二三行之諛評ヲ御加入奉願候。文ハ不足賞、其事業ヲ御頌シ可被下候。右序ニ近作、川北加評之俵差出置候。御補正奉願候。第一首ハ過日御覽濟之ものニ御座候也。

九月廿四日 毅

羽峯先生

〔明治二〇年二月か〕二四日（整理番号58）

（封筒表）南摩先生 差上置「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

春寒斗角難去候處、愈御安靜奉賀候。昨晚も靖国社梅候ヲ窺候處、僅二三樹之二分開花ヲ見ルノミ。他之梅候可推知、兼テ御誘引之觀梅行、梅山へ通候處、其節興生スレハ御供可仕と申越候。何ニシロ来月初旬ヨリ中旬之事かと被察候。如何。○過日ハ拙跋高正、難有奉謝候。一々感服、即淨写、可然差出置候間、御序ニ増村へ御届可被下候。又無據塞責文、乞高正候。餘り陸續、恐縮之至奉存候。○此頃東京府知事招キ之夜會ニ赴キ、踏舞ヲ見テ、旧習家ハ醜態淫媒不忍觀、別紙一作アリ。竊ニ乞正候。当世家ニハ被示不申候。呵々。 廿四日 毅

羽峯先生

再白、懇意家より小絹被頼候間、差出置候。御序ニ御一揮奉煩候也。

〔明治三年〕七月一日

愈御安靜奉賀候。先生ニハ今日より御休暇之由、健羨々々。僕ハ俗吏故、今月中ハ出勤、来月頃は休暇ナラント察申候。然ルニ、豚児卒業帰国、今月末カ来月初ニ多分アラント存候へ共、近日之一便ナラデハ確定不仕候。其確定次第ニ而、出遊も可決と存居候。○匆忙中、急キモノ壹篇綴り、甚不出来ニ候へ共、何卒御助成奉願、且早キ方ニ奉願候也。

羽峯先生 七月一日 毅

〔明治三年〕七月一日 (整理番号56)

〔封筒表〕南摩先生 願用差上置 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
日々暑氣ハ相増候へ共、好時候秋熟可期、御同喜之至ニ奉存候。一昨日ハ結構之品御贈被下、難有拝戴仕候。以瓊瑠復木桃ニ彷彿シ、恥入申候。却説、過日御評正被下候音羽邸臨幸之作、或人より次韻ヲ被乞、又々別箋之一詩ヲ得候ニ付、御痛正奉煩候也。七月十四日 毅

羽峯先生

再啓、過日ハ豚児帰国御賀被下、小生も多分相期居候處、何図、今日一報達シ、今一年延期申越、大ニ失望仕候。乍去、少々ニテモ彼地滞留ハ學問上宜敷候へ共、又一ケ年之月俸ヲ抛ツニハ困却々々。御憐察可被下候。右ニ付、来月ハ何れかへ避暑仕度候へ共、場所定り不申候也。

〔明治三年〕一〇月一九日 (整理番号59)

〔封筒表〕南摩先生 願用差上置 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
愈御清穆、奉賀候。過日ハ御令女様御出被下、意外之品御惠贈ニ預り、痛入候へ共、厚意難有拝受仕候。其後御礼且御饒別旁拜趨候處、御他出中ニ而、御令女様ニハ拝顔仕候。愈廿五日ニ御出立被成候よし、御多忙奉察候。其節ハ御送別參上可仕候。却説、黎公使又々登高會兼留別宴之招アリ、御馳走ハ可喜候へ共、詩ニハ困入候。殊ニ難韻ナリ。毎度之事故ニ可言事ナシ。無理ニコジツケニ律出来、入高覽候。トテモ佳作ハ不出来、唯々不通ナカラント欲スルノミ。御多忙中恐入候へ共、鳥渡御

一瞥可被下候。先生ニも毎々御手廻し宜敷、定テ御出来と奉察候。拝見奉願候。勿々不乙 十月十九日 毅

羽峯先生侍史

〔明治三年〕十一月一日 (整理番号62)

〔封筒表〕南摩先生 差上置
〔封筒裏〕封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
過日ハ懇々御來過被下、奉謝候。殊ニ結構之御土産被下、奉多謝候。○高作早速御出来、感服仕候。従例一二妄言返道仕候。多罪々々。拙文、今朝之閑暇ニ揮毫仕置候ニ付、急キ不申候。文稿中へ遺置候間、御補正可被下候。詩モ度々ニテ無可言事、無拋文ニ致候へ共、即席料理、文ト云ニ足ラス、慙入申候也。十一月十六日 毅
羽峯先生
尚々有合モノ、御安着御歡迄ニ拝呈、御笑留可被下候也。

〔明治四年〕一月九日 (整理番号64)

〔封筒表〕南摩先生 願用
〔封筒裏〕封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
新正奉賀候。早々御來賀奉謝候。僕ハ一日より一寸旅行、直ニ帰り、五番町ニ親族多額議員野崎ナルモノ帰国中之寓居へ潜伏シ、詩文債ヲ償ひ、無據應酬文三四篇作り申候。追々浄写、可奉乞正、先ツ今日一篇差出候間、御痛正可被下候。詩モデタラメノ露骨無味之もの数首アリ、御序ニ御痛正可被下候。僕正面休職、閑ニ似テ其實囑託仕事頗多忙、春來も黄昏帰宅ト申事ニ而困入申候。御憐察可被下候。頓首
羽峯先生侍史 一月九日 毅

〔明治二年〕三月八日 (整理番号71)

〔封筒表〕南摩先生 願用差上置 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
微暄ハ催候へ共、少シ春風荒立、困入候。愈御清穆奉賀候。然ハ別紙送序俄ニ被頼、日限有之、構思之暇も無之、甚粗作ニ候へ共、御補正可被下候。過日先生之御作と同様之もの故、自然御真似を致候様之事も可有之と御海恕可被下候。又過日之威海

衛行、右早計ニ作り候故、段々残り候事有之、中ニ一解補入仕候間、鳥渡御一覽、
接続候否、御教示可被下候。右ハ何れも急キ不申、御多忙中緩々奉願候也。
羽峯先生 三月八日 毅

〔明治二九年〕 二月二二日 (整理番号76)

(封筒表) 南摩先生 尊文返上

(封筒裏) 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

拝見仕候。愈御多祥奉賀候。高文陸續御出来、御勉強感服仕候。従例妄評返上、可
然御取捨可被下候。僕残務多忙、毎日黄昏帰宅ト申様成義ニ而、困却仕候。詩文債
拋棄、不能着手。何卒歳暮年首、又々旅行デモシテ償却仕度ト存居申候。却説、不
相替結構之御歳暮被下、奉多謝候。随而粗酒御移り迄ニ奉呈、御笑留可被下候。頓
首

羽峯先生侍史 十二月廿二日 毅

〔明治三一年〕 一月三〇日 (整理番号60)

(封筒表) 南摩先生 差上置

(封筒裏) 封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

昨夜は卒答失敬仕候。今日は意外之冬暖、御同喜之至ニ奉存候。扱又毎々恐縮之至
ニ候へ共、近稿老綴、梅評之儘、差出置候。宜敷御補正可被下候。僕文稿第二集出
来ニ付、進上仕候。此集ニ付而は不一形御苦勞ニ相成候事も、御評ニ而分り申候。
御厚礼申上候。艸々不一
羽峯先生 十一月卅日 毅

〔明治三三年〕 一〇月六日 (整理番号74)

(封筒表) 羽峯先生 願用差上置 「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

今日は久振好秋晴、御同喜之至奉存候。過日は梅山詩稿御廻被下、直ニ補評相返置
申候。却説、此詩箋ニ當夏以来、北清事変之詩ニ係ルモノヲ集呉候様、或人より被
頼候間、御余暇ニ御一揮被下候ハば難有奉存候。又別巻は小生藩吏中、詩文ヲ作ル
暇も無之候へ共、折々言忘之作アリ。故紙中より搜索シ、履歴ヲ子孫ニ示度丈之モ
ノニテ、詩ニハ無御座候。諸先生ハ皆御多忙中恐人、学海は閑ナリト察、託置候處、

細評加呉申候。因テ御細評ヲ煩サス、唯巻尾へ一二行之総評ニ而モ賜り候へば、難
有奉存候ニ付、差出置候。御閑ニ奉願候。右拝願迄如此ニ御座候。頓首
羽峯先生坐右 十月六日 毅

〔明治三三年〕 一月二十九日 (整理番号61)

(封筒表) 南摩先生 拝答

(封筒裏) 封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

拝見仕候。然ハ梨下宮殿下御婚禮ニ付、御問合之件、左ニ申上候。小生義ハ宮内省
より高等官一同より御祝品献上ニ付、勅任官ハ弔宛ト申参り、同意致置候處、昨
卅日、芝離宮夜會へ御招キニ相成申候。宮内省奏任官は来月一日、芝離宮ニテ立食
被下候哉ニ傳聞仕候。定テ先生ニも其時刻かと被存候。御献品は弔五拾錢位之松
魚折ニ而も、明日位、御玄關へ恐悦之御出之御序ニ御献上ニ而ハ如何。尚御高考御
取斗ひ可被成候。艸々拝答 十一月廿九日 毅
南摩先生

〔明治三五年〕 五月一七日 (整理番号68)

(封筒表) 南摩先生 差上置

(封筒裏) 封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

一、雨映晴ハ仕候へ共、何卒續き候へは宜ト奉存候。先日ハ御自寿詩御印刷御贈被
下、美事ニ御出来、幾久敷珍藏可仕候。就而は五首共御次韻可申と存候へ共、何分
應酬多忙ニ付、先般作置候拙詩相認、差出置申候。御笑捨可被下候。他之拙詩二首
斗り有之、差出置候間、御閑之節、御痛正可被下候。

一、備中人より別冊数部贈呉候ニ付、一部進呈仕候。宜敷世間へ御披露可被下候。
一、過日は郷友三浦佛巖参上、御邪魔申上候由。其節易注御預ケ申、序文願上置候
様申居候。委細僕へ托置帰郷仕候。右著書ハ田舎漢淺薄之ものニ御座候へ共、事證
ヲ以テ解釈候事は愚説ト暗合ニ御座候。僕ニも序文属置候へ共、多忙中故、急ニハ
難出来ニ付、当夏避暑中ニ一考致候様申別れ候。僕ハ旧友、何ト力塞責候へ共、先
生ニハ御迷惑モノ、唯数言之御跋文位ニテモ宜敷御座候。右易注、一應鉢製ヲ御覽
被成候上ハ、御序ニ拙宅マテ御返し可被下、幸便相返し申候。

一、東宮近日東北へ向テ御出發ニ候へ共、僕ハ病後之老人、供奉御免被下、東北御

巡遊済、仙臺にて二三週間御滞在中ニ或ハ被為召候哉之御内旨ニ御座候間、先当分
閑静、文債ニ而も徐々償度存居候。何れ御賜正も願出可申候。 艸々頓首
羽峰先生侍史 五月十七日 毅

〔明治三六年〕七月一八日（整理番号70）

〔封筒表〕南摩先生 返上「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
高文翻々御出来、感服仕候。不相替妄言返上仕候。此鴻溪碑文、先年経高覧候もの
二候へ共、事実相違等有之候間、此頃少々相改候間、今一應御目ヲ通し可被下、奉
依頼候也。 七月十八日 毅
羽峯先生

明治三九年七月二六日（整理番号66）

〔封筒表〕南摩先生 差上置候 小冊附呈
〔封筒裏〕封 七月念六「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」
（朱筆、南摩の筆蹟にて）三十九年七月廿七朝、文評正返す。拙作斧正ノ礼。
学庸私録ノ礼申遣す。

拝啓、土用後好晴天ニ御座候處、又曇天ニ相成候へ共、其内放晴ト相望申候。過日
は冗長篇差出候處、御養生中ニも御厭無之、御細評被下、難有奉多謝候。○高作、
不相替失敬妄言、御海恕可被下候。○又塞責モノ一首出来合、高正奉願候。方谷姪、
即嗣子壯年夭死、同藩準ト申男ヲ拙宅ニ差置、古典科ニ入レ候處、幸ニ卒業シ、孫
女ニ配合為致、目今ハ鹿兒島高等学校漢学教授ニテ、近来從六位ニ升リ申候。方谷
後アリ、喜居申候。其義父之肖像ニ御座候。○樓麻窪斯ニ宜敷柏屋温泉御教示被下、
奉謝候。過日以来、好温泉ヲ問合せ候處、何レヨリモ柏屋宜敷由申来り、當夏ハ同
泉へ召連候心組ノ處、老妻ハ手足共ニ不自由、急ニ乗車出来不申、併シ好氣候、其
内乗車モ出来候様相成候へは、召連参度ト企望仕居候。○僻説ノ私録、四子三経ニ
テ数十冊有之内、伴方試ニ学庸丈活刷候ニ付、壹部博笑ニ差出申候。御閑ニ御批正
可被下候。 艸々敬具

羽峯先生 七月廿六日 毅

〔明治三九年〕八月一〇日（整理番号51）

〔封筒表〕南摩先生 文返上別冊附呈

〔封筒裏〕「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

一兩日は爽涼凌能相成候へ共、少シ早過キ不申哉ト懸念仕候。高稿不相替失敬返上
仕候。過日御覽奉願候松菊公碑文、其後長人又諸友之評説ヲ折衷シ、先ツ定稿ト致
し、聖裁ヲ仰置申候。愈彫刻迄ニハ如何可相成哉、難斗候へ共、翦板一本、呈座右
候。○柏屋云々被仰下、何卒同地へ参候心組ニ有之候へ共、今少乗車ノ場合ニ至兼、
困入居候。無據、城中忍塵熱居申候。忽々拝具 八月十日 毅
羽峯先生

明治三九年八月二二日（整理番号53）

〔封筒表〕南摩先生 拝願別冊附呈
〔封筒裏〕封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

〔南摩の朱筆にて〕三十九年八月十二日接手、即日文詩評正返す
連日之陰天モ先晴模様ニハ候へ共、猶過冷は懸念之至ニ奉存候。却説、越後老人猶
滯京居、催促之様子ニハ困却。何分同事ヲ異様ニカクニハ大義ニテ、一日々々トズ
レテ居候へ共、ドウデ佳文モ出来ス、拙速ニ若スト別紙之通りカジリ付シテ申候。
何卒御痛正可被下候。猶應酬詩數首添テ奉願候。過日呈致候松菊公碑文モ、揮毫迄
ニハ日數モ可有之ト再應閱覽致中ニ、前後關鍵ノ聖感ヲ説破せず含蓄サセル方可ナ
ランカト思付、二ヶ所へ貼紙致置候。当為を迷候間、何程御一覽御裁決奉願候。此
聖感之事ハ銘中ニも出置候間、序文中ハ説破セサル方如何。右拝願如此ニ御座候。
頓首 八月十二日 毅
羽峯先生

〔明治三九年〕九月一三日（整理番号69）

〔封筒表〕南摩先生 差上置候

〔封筒裏〕九月十三日「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

〔南摩の筆蹟にて〕余未曾讀佛書、故不能知其真趣、只就文字、頌其精妙自
在而已。引荀子語起之、反復論辨、竟以反語収之、大有姿態。

連日之秋霖、御同歎之至奉存候。過日は御避暑遊と存候處、仙台西山等之御訪探被
成候由、中々之御元氣、感服羨殺仕候。就テハ昨日は御土産被下、恐縮之至ニ候へ共、

厚志拝戴仕候。却説、御出立前、御多忙ニモ不閑、雪爪之長碑文御覽被下、奉多謝候。御留守中モ老妻持病依然ニ付、他出モ不仕、城中凌暑候處、幸ニ残暑不烈、課業ニハ華嚴經一部通覽位之事、因テ又デタラメ小詩有之、詩之風韻ハナシ、唯有韻之文ニ御座候。御痛正可被下候。又陳腐之塞責文一篇添テ差出置候。急キ不申、御閑ニ奉願候。頓首 九月十三日 毅

羽峯先生
再伸、北海道到来之鮭肉一鱒、昨日之御移リ迄ニ進呈仕候。如何敷モノニ候へ共、調理宜敷候へば奇味有之候也。

明治四〇年五月二日(整理番号77)

(封筒表) 東京麹町区富士見町巷丁目三十七番/南摩綱紀殿/拝復(消印)
四十(欠) / 二十二日 / 口便

(封筒裏) 封 神奈川縣足柄下郡土肥村/湯河原富士屋/五月廿一日「東京麹町区壹番町四拾五番地/三島毅」(消印) 九段/40:5:23/前5:7(朱筆の南摩の筆蹟にて) 四十年五月廿五日、文評正返ス。余文一篇ヲ併セテ正ヲ乞フ。

拝見仕候。時下輕暑相成候處、愈御安靜奉賀候。僕入浴一週間ニ相成、少々宛輕快ハ覚へ候へ共、此兩三年起リ不申候へ共、年來之痼疾再興之事故、容易ニハ効驗無之と覚悟罷在候。乍去、起坐之折ニ手足之關節痛ミ候ノミニテ、精神飲食ニハ異状無之、御同安可被下候。先生ニハ不替御壯健、々羨之至ニ不堪候。高作段々御垂示、從例妄言返上。可然御取捨可被下候。僕モ償債モノ一篇有之、差出候間、御痛正可被下候。金洞、先般來旅中、々風ニ罹候由之處、終ニ不至回復、御同傷之至ニ奉存候。御哭詩、早々御手廻し感吟仕、僕モ追々御次韻ニ而も仕度ものニ御座候。艸々拝後 五月念一 毅再行

羽峯先生
此地、熱海修善寺よりは小浴泉ナレトモ、効能は却テ勝ルト承居候ニ付、試ニ參候へ共、今暫ク辛抱不致テハ効能ハ分リ不申。数十戸枕小溪、幽邃ナル地ニ御座候。殊ニ此節ハ寡客ニテ別テ閑散ナリ。旅館は三軒斗リ熱海ニ不讓モノ有之、不自由ニ不感、且海濱故ニ魚類ノ鮮ナルニハ朝夕喜居申候也。

某年四月一二日(整理番号67)

(封筒表) 南摩先生 差上置候 「東京麹町区壹番町四拾五番地/三島毅」
過夕ハ失敬仕候。于誠面白キ御事ニ御座候。其節之詩少々改メ、又例之次韻ヲ強テ拈出し申候故、乞正候。○貴囑之零絹、相汚し返上仕候。宜敷奉願候也。
羽峯先生 四月十二日 毅

某年五月二日(整理番号73)

(封筒表) 南摩先生 差上置 「東京麹町区壹番町四拾五番地/三島毅」
別紙拙詩之如キ老人、先生之一揮ヲ願吳卜申事ニ付、小絹差出候間、民事ニ關スル御旧作カ、又ハ二三字ノ語ニ而も御認可被下奉願候。拙詩も御序ニ御叱正可被下候也。羽峯先生 五月廿一日 毅
再啓、尊文大延引、今夕ハ拝見可仕候也。

某年五月二三日(整理番号75)

拝見仕候。有田老人揮毫願上候處、名作御惠、意外之事ニ而老人喜可知。拙作、如高評即坐卒作、次韻之弱、難免、慙々。○御家属様流行ニ御罹被成候よし、折角御加養可被成候。僕モ此一兩日漸ク全快仕候。何分悪症ニ御座候。御用心可被成候也。
羽峯先生 五月廿三日 毅 毅

某年七月二日(整理番号63)

(封筒表) 南摩先生 尊稿返上
御頃作、結構と奉存候。因テ又一二妄言返上書仕候。坐湯之義ニ付、御深切ニ被仰下、奉感謝候。熟考之上取捨可申候。頓首 七月廿二日夜 毅
羽峯先生

某年八月一四日(仮番号52)

(封筒表) 南摩先生 差上置 「東京麹町区壹番町四拾五番地/三島毅」
日々晴雨不定、米價益々騰貴、御同歎之至奉存候。当年ハ北窓高臥、御逍遙之由、僕モ半臥位ニ而、随分來客多も困り入候。昨日ハ拙文難有。今朝は高作失敬仕候。右半臥中之偶作二首得候ニ付、又々差出置候。急キ不申、義皇夢覺メタル時、御一

警奉煩候也。八月十四日 毅
羽峯先生侍史

某年一月一〇日(整理番号55)

(封筒表) 南摩先生 不及御答候

(封筒裏) 封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

今朝ハ御多忙中、拙文御高裁被下、奉鳴謝候。過日ハ結構之雲丹難有奉謝候。此品御移リト申モ恥入候へ共、吉備江海之乾魚到来ニ付、少々ニ候へ共、拜呈仕候。御笑味被下候へは難有奉存候也。十一月十日 三島南摩様

某年一月二〇日(整理番号54)

(封筒表) 「南摩先生 毅 尊稿返上」

(封筒裏) 封

(南摩の筆跡にて) 「有鶴分棲忘世憂」他の詩稿書き込み

不相替翻々御出来、感讀之餘、妄言返上。御笑捨可下候。頓首
羽峯先生 十一月廿日 毅

某年某月八日(整理番号57)

(封筒表) 南摩先生 高作返上

(封筒裏) 封「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

御微恙御静養中、御名作御示、此御勢ニテハ微恙不足憂、与春暖共ニ御全快奉察候。沿例失敬返上、御笑捨可被下候。頓首 八日 毅
羽峯先生

某年某月一〇日(整理番号65)

(封筒表) 南摩先生 差上置「東京麹町区壹番町四拾五番地／三島毅」

今夕、紅葉館小集、僕も繰合せ參可申候。高作、イツモ御手廻し感服、即チ妄言返上仕候。僕も次韻卜考候處、祠ノ字ニ困却シ、更ニ考候へ共、未夕江太史ニ一面せ

ス詩思湧出入。無理ニ綴り、談話ノ如キ詩ガ出来申候。真ニ坐間之応酬ニ過キス。然トモ一寸入高覽候間、御一警奉煩候也。

羽峯先生 十日朝 毅拜

《南摩羽峯↓三島中洲》

(明治一三年一月) 一三日(整理番号12-2)

御繁用中、速ニ拙作御細評被下奉拜謝候。一々敬服、従高改候。唯左ノ句ハ 紙讀心情老益切 喜見乳兒 知之無

白居易七月能展書、姆指之無兩字、雖試百數不差

右ノ典故ヲ用ヒタルナリ。再考、知作指、似可。蓋愚兒乳ヲ吞居候得とも、指教掛図、及カナ千字等ヲ指示候得ハ、ヨク覺候ニ付、実況ヲ記シタルナリ。ヤハリ白居易云々ヲ註ニ入ル、方分り易スカラン。右ハ御禮詞旁一言申上候也。

中洲先生侍史 十三日 綱紀拜言

殘歲感旧ハ長三洲ノ撰ヒタル題ナリ。僕何ノ心モナク見過タリ。是ハ跡より可申上候。

(明治一三年一月) 二〇日(整理番号19)

(封筒表) 三島先生 差上置 拜復

(封筒裏) 「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

過日ハ御書被下、之無ニ字誤讀之事被仰聞、恐縮之至。乍去、知ヲ指ニ御作りニ而始テ分明。※僕心始安矣。ト奉存候也。歳旦拙作七律之分、過日、張斯桂ニ邂逅、相示候處、名奔名走ヲ名韜利鎖。※新奇可喜ニ作ル方宜シトノ事、成程尤之様ニ被存候。可然被思召候へは、彼桂林一枝中へ直シテ※刻已成、無如之何、呼。御投シ被下度奉煩候也。

羽峯先生 廿日 毅 ※先生

※此間玉川社席上拙作、別帑願上候。十分御叱正可被下候。 綱紀拜

(明治一三年) 一二月二六日(整理番号44)

(封筒表) 三島先生 差上置

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

今朝ハ御懇東并何寄之御品澤山御恵賜被下、御厚情千万難有奉拝謝候。高文意外延引仕候。実ハ不得止混雜之事有之、何分拝読仕兼居、漸今日拝読、妄言申上候。御笑舎可被下候。年中ハ小子コソ毎々御教示願上、御蔭ヲ以四方応酬之間ヲ合セ候のミならず大得益、千万奉拝謝候。何卒明年も不相変御教指願上候。都合ニより兼而申上置候黄石翁詩序一篇、今年中ニ願上候哉も難斗、何分宜願上候。

別品二種籠之至ニ候得とも有合ニ任セ呈尊厨下候。真ニ御歳暮の印迄ニ御座候間、御笑納可被下候也。 十二月廿六日於文部省書 綱紀
中洲先生

先生ハ昨日より御少閑のよし、羨殺ニ候。小子ハ明日迄出勤セ子ハナラス、吁々。

〔明治一五年〕一〇月一五日（整理番号24）

〔封筒表〕三島先生 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地／南摩綱紀」

此間ハ御懇話被下、難有。酔後ハ失敬仕候。扱御配慮被成下候件、幸ニ古典科生徒、文章本ノ文法講議ヲ望候者も多分有之哉ニ相聞、依テハ文章軌範等ノ文法講議ニテモ致候様ノコトヲ以テ、御周旋被下候而ハ如何候半哉。又ハ生徒ノ文直シニテモヨシ。又ハ編輯等ノ手傳ニテモヨシ。御見込ヲ以テ、宜様御尽力之程、呉々奉願上候。尤最初ハ小子身上本省ノ方ニテ多用ニ付、大学ノ方江ハ一週間ニ一度出候モ漸々ノコトニテ、操合出候様ノ事ニ候得とも、是ハ旧文部卿ノ節、九鬼少輔最モ其説ヲ申サレ候コトニ候得き。ナレトモ其後卿輔共代リニ相成、自然景況も相変候事ナレハ、一週間両度位ハ大学江出席候而も可宜、総理より卿へ程ヨク物語クセラレ候ハ、都合相整可申歟トモ被存候。尤於小子ハ、本官ノ大学ノ方江一周一度ト申ニテハ有名無実ノ氣モ有之、不安心地も有之候間、両度位ハ出席致度存意も候間、此邊御舎ノ上、総理江宜御懇話被下候様、呉々願上候。○此間、戊申戦死者祭致候。祭文卒作、御序ニ御一評願上候。書餘ハ附拝顔候也。 十月十五日 綱紀
中洲先生

〔明治一五年〕一〇月一八日（整理番号6）

〔封筒表〕三島先生 貴答 呈置

〔封筒裏〕「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

昨日ハ御出被下、種々御手数數ニ罷成奉萬謝候。其後御懇書両度被下、難有。御紙表之趣、委曲敬承仕候。山成氏江ハ何歎見立持參可仕候。酌取女、并下婢江ハ実物心懸參り可申候間、彼宅ニ而宜御取斗被下度。祝杯手傳、細君へ品物持參之義、敬承。親類書ハ当日差上候様可仕、凡而宜様願上候。前文之件々貴答并御禮申上度、勿々畧頓首。十八日 綱紀
中洲先生

再伸、坂谷氏家内ヲ招キ候義は、廿五六七日ノ内位ニ致度候間、猶先方宜御聞合被下度、土曜日曜ハ御除キ被下候様願上候。

〔明治一五年〕一〇月二〇日（整理番号49）

〔封筒表〕三島先生 尊文拙文 在中 呈置

〔封筒裏〕「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

尊書拝読仕候。前廉より何角御苦勞罷成、難有。愈明日ハ内婚儀致候事ニ至り、別而御苦勞ニ罷成申候。何分宜様願上候。將又不存寄美品沓包、愚女方江御恵賜被下、御厚意千萬奉拝謝候。猶拝顔萬謝可申上候。○今日午後ハ兼而申上候通、少々ノ道具見送り候心得ニ御座候。貴命ノ通、品書ハ坂谷氏当テニ遣可申候。○明日ハ午後四時ニ御誘引仕候間、御召連被下候度願上候。○坂谷氏書柬御示被下忝、細読即返上仕候。○餘ハ凡而拝晤萬謝可申上候也。
中洲先生 十月二十日 綱紀

〔明治一五年〕十一月一六日（整理番号36）

〔封筒表〕三島先生 若御在宅ニ候ハ、御寸答願上候。御留主ニ候ハ、差上置。

〔封筒裏〕「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」今朝ハ拙詩御細評被下、難有。加之、御著書一冊御恵賜被下、重々奉感謝候。至而面白出来申候。扱過日御光臨被下様申上候得き、本月廿四日（土曜）、諸氏差支無之よしニ付、午後三時より御來臨願上候。尤不論晴雨御出被下度候。○川北梅山へも參具候様申遣度、中六番町何番地ニ候得きヤ、御知ラセ被下度願上候。○明後十八朝、家族共々召連レ、御苑菊花拝観ニ參度存居候。先生ハ明日御出ニ候哉。書餘凡而附拝晤候也。

中洲先生 十一月十六日 綱紀

〔明治一五年〕 一月一七日 (整理番号14)

〔封筒表〕 三島先生 貴答 呈置

〔封筒裏〕 「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

昨日ハ尊東、并川田君書御見七被下、夜二入、玉川堂会より帰宅、拜見仕候。甕江氏之情実、并尊書之趣も有之、委曲敬承仕候。已ニ昨日、郵書ヲ以テ廿四日之事申遣候得きの處、先生より程能御申遣置可被下候。○拙文毎々速ニ御評正被下、難有奉謝候。○梅山番地御知ラセ被下、難有。○高文暫時拜見仕度。○川田君書返壁仕候。○廿四日御出可被下旨、敬承。○觀菊觀劇、為貴兒御奔走云々、亦妙。小子も先日、兎輩召連、觀能於紅葉館。比先生之觀劇稍廉矣。呵々。 十七朝 綱紀 中洲先生

〔明治一五年〕 一月二五日 (整理番号38)

〔封筒表〕 三島先生 貴酬

〔封筒裏〕 「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

陰寒之天、益御安康与奉想賀候。毎度卒作願上、恐惶候不少候得とも、又々塞責一篇願上候。十分御刪正被下度候。○此間、荊妻豚兒とも阪谷氏江参り申候。先ツ是に而一ト通りの儀、相整申候。御安堵可被下候。○書餘ハ附面陳候也。 中洲先生侍史 十一月念五 綱紀

〔明治一六年〕 某月二日 (整理番号32)

〔封筒表〕 三島先生 尊文在內 差上置

〔封筒裏〕 「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

高文妄評返上仕候。御笑舎可被下候。○拙文速ニ御斧正被下、難有奉感謝候。○如命、阪谷出仕、御同慶之至ニ御座候。且給料も案外宜、重々喜居申候。○昨夜も會桑長忌等の懇親會にて遅ク帰り、菟角飲過、困り居候。呵々。 十二日 綱紀 中洲先生

〔明治一六年〕 一月一日 (整理番号48)

〔封筒表〕 三島先生 願用 差上置

〔封筒裏〕 「東京麹町區富士見町一丁目卅七番地／南摩綱紀」

今朝ハ快晴、爽然御同慶。高文、沿例妄言返上仕候。拙稿、御細評被成下、難有。樂屋交易御店柄云々、恐悚。小生ハイツモ瓦礫ヲ以テ金玉ノ筆ヲ勞シ、却テ釣ヲ取候事、呉々慚媿ニ不堪候。又々極応酬之僞品一篇、奉煩御一読候。梅山へ御廻シ、忠恕云々、御注意の段、感荷々々。乍去、拜見シテ宜シキ分ハ何程ニテモ御遠慮ナク御遣シ可被下候。僕もムヤミニ願上候次第故、其邊ハ決シテ御心配被下間敷候。唯々拙評不当、何の御益ニも不相成ヲ謝シ且媿ツルノミ。○大学生徒取調も、追々白情シ疎暴人も相分リカケタルよし、昨日一寸出頭、細々承り申候。自由之弊一至此乎。御書中確言、長大息之至ニ御座候。○明後日天長節、如命朝第九時出宅位ニテ御供可仕候。酒饌ハ各廳ニ於テ賜ハルとの事ナレハ、大学へ参候事ナランカ、是も御同伴願上度御座候。同朝ハ小子より御誘引可申上候間、御引廻シの程宜願上候也。 十一月一日 綱紀 中洲先生台下

〔明治一七年か、一月〕 七日 (整理番号50)

〔封筒表〕 三島先生 拙文在內 願上置

〔封筒裏〕 「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

大邊佳眺、且来客無之、始テ安坐ヲ得、御同慶ニ御座候。昨日ハ速ニ高和ヲ賜り、且拙作御細正被下、難有奉拜謝候。明日文部大学集會ハ御出席ニ候哉。小子ハ已ニ二日ニ参候故、相断申候。新年ハ菟角飲過候ニ付、自警居申候。呵々。 中洲先生 八日 綱紀

〔明治一七年〕 七月一日 (整理番号1)

〔封筒表〕 三島先生 貴答

〔封筒裏〕 「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

御多用中、拙文速ニ御細正被成下、殊ニ難有奉拜謝候。御賛詞ハ汗顔収縮ニ御座候。今ニ始メヌ事ナカラ、御遠慮ナク御教示被下、実ニ難有唯文章ノ益ヲ得候ノミナラズ、学問ノ道ヲモ晤得候義ニテ、真ノ益友ト仰望罷在候。何卒此後とも少も御遠慮ナク、高慮ノ処ハ十二分ニ御苛論願上候。乍不及、小子も心付候丈ケハ飽迄申上候心得ニ御座候。虚懐納言、濃善改過ハ少子平生心懸居候事ニテ、聊モ執拗ノ見ハ無之候間、此邊御含置被下度願上候。○今般叙爵人賀詞云々、世間ノ振合ハ更ニ不承候得とも、鳥尾ト谷干城へハ、昨日

玄関迄祝詞申置候。但近所ナリ。谷へハ近邊迄序有之候故ナリ。文部卿江ハ今日一寸参り候心得ニ御座候。但是ハ態々ナリ。是も唯己ノ誠ヲ尽スノミ。○今日より賜暇ノ日ナレ共、文部兼勤ノ方ニテ不能休、廿日迄ハ半日ツツ出勤致候ナリ。大学一方ナレハ、六十日間全ク休暇、割合よろし。されとも是カ世ノ中常態、敢テ嘆息も不致、及候丈ケハ勉勵致候。呵々。○右ハ御禮旁、賀詞ノ貴答申上候也。

中洲先生 七月十一日 綱紀

〔明治一七年〕八月一〇日〔整理番号16〕

〔封筒裏〕三島先生 差上置 不煩貴酬

〔封筒裏〕「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

一昨夕ハ御馳走罷成、難有面白拜話仕候。其刻願上候へき秋月教導職辞表云々、昨日問合候へハ、別紙之通申遣候。委曲書面ニ相見候通、総理へ直ニ語合、且辞職相濟次第、履歷書持参云々等の運ヒニ付而ハ、先生ノ御詞ヲ不奉勞とも宜様相見候間、此段御領會、態々御出被下候義ハ御見合被下度願上候。毎々御配慮ヲ蒙り、難有。御懇篤の段、奉深謝候。右ハ拜趨可申上の処、今朝ハ大急ニテ、無餘義他出致候故、以畧書申上候也。 十日 綱紀

中洲先生

附・秋月章軒↓南摩羽峯〔明治一七年〕八月九日〔整理番号46〕

〔封筒裏〕三島先生 願用 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町區富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

遊毛、御機嫌よろしく御帰京、祝上候。教導職辞表忝条、御案思被下候處、疾ニ神宮教院迄ハ差上候へ共、抑留彼此之説ニ而、漸々客月卅日内務省へさし上候よし。実ハ最早内閣へ廻り候時期と考へ、五七前内閣其向へ及照会候處、未タ差廻候無候ト。仍而内務社寺局長へ掛合候得ハ、未タ教院よりさし出無之趣申候ニ付、直様同院へ掛合候へハ、前云々の通り卅日二間違なく達候を、官員休暇彼此有之、局長も知ラス居ルト申場合ニ御座候ヲ、社寺局親知之ものへ懇囑、漸々昨日内務上局決判、今日内閣へさし出候都合ニ御座候。仍而今朝内閣其掛川村正平へ、直様済まし候様談し置候。実ハ右之為、内閣社寺局官員へ度々掛合候へ共、先方ニ而ハ唯々辞表之事ナレハ、左まていそくニも及間敷考へ、親知之ものへ情実啻合、漸々運ひ候都

合ニ御座候。尤総理帰京、直ニ相尋、不在也。更ニ其翼日相尋面会、総理ハ少し不案内与申ニハ無御座候へ共、教導職ハ邪魔ニも相成間敷候ト思候様子ニ御座候。御省之定規啻候得ハ、左ラハ辞表済卜一所ニ履歷持参ト申啻ニ御座候間、精一杯いそき候處ニ御座候間、中洲子心配いたし被呉候段、痛謝之至ニ御座候間、右之大略御口上ニ而御答述被下、更ニ賢臺及中洲子の御配慮奉仰上候。唯々右之順序ニ御座候間、此段御領承被下度奉存候。 八月九日 胤永

羽峰先生侍史

拙和未タ中村より遣し無之、戻候次第さし上候なり。

〔明治一八年〕四月二一日〔整理番号13〕

〔封筒裏〕三島先生 願用差上置 不勞貴酬

〔封筒裏〕「東京麹町區富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

一昨日ハ併五美 桜花美 風日美 樓美 酒美 妓美、面白事ニ御座候へき。御先ニ退出失敬仕候。○兼而推敲致居候拙文、未練之處多御座候得とも、獨力ニ而ハ不行届、御援兵願上候。十二分苛刻ニ御叱正奉願候。急キハ不仕候。○明後日ハ韻府賀宴陪席、緩々可得貴意候。小子ハ大学より直ニ兩國江参候心得ニ御座候也。 四月念一日 綱紀

中洲先生

〔明治一八年〕二月二五日〔整理番号45〕

〔封筒裏〕三島先生 尊作返上 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町區富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

逐日寒氣相増候處、益御安清と奉想賀候。過日ハ学士會員御拜命のよし、目出度御義奉拜賀候。大ニ吾輩之為メニ吐氣候之事ニ御座候。○御多忙中恐縮ニ候得とも、拙文一篇何卒御細正願上度御座候。格別急キモノニハ無御座候間、緩々ニ而宜御座候。書餘ハ拜晤。草々頓首

中洲先生 念五 綱紀

〔明治一八もしくは一九年〕九月二四日

俄然冷氣ニ過ルヲ覚申候。愈御安康可被為入、奉拜賀候。突如之義、伺上候。支那学宗派異同ヲ論シタル書可有之、タトヘハ老子ハ何、莊子ハ何、韓非ハ何、荀子ハ

何、漢儒ハ何、宋儒ハ何ヲ主トス。其内ニモ程朱陸王ノ違ト申様の類、ナル丈ケ細密ニ説候書ハ何ト申もの可有之哉。御教指願上候。もし細密ニ説キタルもの無之候ハ、ザツトシタルものニテモ宜御座候。右類の書御所蔵ニも候ハ、寸時拝借願上候。御存被下候通、小子固陋寡聞、行当候事とも有之、汗背之至ニ御座候。右、貴報煩上候也。九月念四日 網紀
中洲先生

〔明治二年〕六月二一日（整理番号29）

〔封筒表〕三島先生 貴報願上候 もし御留主ニ候ハ、差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地／南摩網紀」

拙文速ニ御細正被下、難有一々奉感服候。呉々御厚禮申上候。来ル廿三日、於吉祥寺、方谷先生御法事被成候ニ付、御寵招被下、難有、必参拝可仕候。右ニ付廣澤安任云々、委曲敬承仕候。小子より相傳可申候。

廣澤寓 南鍛冶町二十五番地 神谷ヤス方ニテ 廣澤安任

右之通ト申事ナレトモ、小子ハ旅寓江ハ未タ参り不申候。右御禮傍貴酬申上候。草々頓首 六月十一夜燈下 網紀

中洲先生

〔明治二六年〕一二月二九日（整理番号37）

〔封筒表〕三島先生 拜復

〔封筒裏〕「富士見町一丁目／三十七番地／南摩網紀」

拝読仕候。尊文、御多忙中、敬服之至ニ御座候。猶拜見可仕候。○帰展日誌御惠賜被下、難有奉拜謝候。○小野氏結構拜命の旨、御同慶ニ御座候。發途の節、拙稿願置候旨ニ而御遺被下、正ニ落手仕候。○元朝未明より御遊客云々、至極御妙策、羨殺の至ニ御座候。小子ハヤハリ不免俗、元朝ハ校長代理師校江罷趣、ソレより拝賀宮城ノ心得ニ御座候。但其他ハ凡テ相略、倅代理、或ハ郵賀ニテ間ヲ合候積リニ御座候。○めて度御迎年祈上候。○貴答御禮迄。早々頓首。 念九日 網紀

中洲先生

明治二七年八月七日（整理番号17）

〔封筒表〕新潟市衛所通り杉本重遠方／三島中洲先生

〔消印〕武蔵／東京飯田町／廿七年八月／七日／チ便

〔封筒裏〕八月七日「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地／南摩網紀」

〔消印〕越後／新潟／廿七年八月／九日／口便

拜啓、昨夜、佐渡相川ノ長谷川元良より書状到来、御不快之よし申遣候。但御軽症の旨ニハ候得とも、炎暑之砌、且御老体ノ御事故、深ク御案事申上候。加之、邊陲御旅行中ト申、旁御困難の程察上候。依之、今朝早々尊宅江罷出、御令閨様ニ長谷川ノ書状御覽ニ入申候。依之、御次男様、越後表江御出ニ相成候よしニ御座候。長谷川氏ノ書状ニモ、四五日モ過候ハ、海上風波穩静の日ヲ撰、新潟迄御渡航の方可然ト申居候旨ニ御座候。依テハ只今頃ハ新潟迄御安着被成候御事ト存候得とも、頻ニ御案思申上候故、以楮筆御見舞申上候。呉々も御大切御養療被成候様祈居候。新潟表ハ御親類も被為在、良醫モ有之、且氣候モ東京ニ比スレハ幾分歟涼氣ニ候間、同所ニテ緩々御加療被成候様御申上候。東京ハ非常の暑氣ニテ、拙宅ノ寒暖計六十四度迄昇り、下町邊八九十八、九度迄昇候よし。実ニ難堪候間、御帰京ハ御急キ無之方可宜奉存候。委細ハ御次男様より御聞取之義故、相略申候。早々頓首

中洲先生 硯北

八月七日

網紀

〔明治二八年二月か〕一六日（整理番号43）

〔封筒表〕三島先生 願用 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地／南摩網紀」

寒威稍退、春意日生ヲ覚申候。愈御安康ト奉想賀候。陳ハ教育會ニ於テ 有栖川宮ヲ追悼スル文ヲ雜誌ニ記載致度、其所以ハ、右宮同會ニ類ニ御尽力被下候故ニ有之。依テ其文ヲ囑セラレ起草致候。何分困却、殊ニ韻語故、殊ニ拙悪ニ候得とも、不可辞情勢ニテ相綴申候。何トカ可ナリ意味分ル様ニ御助力奉願度差出申候。且上木ノ期も相迫り居候事故、何とも申上兼候得とも、十八日夕刻迄ニ願上度、幾重ニモ奉懇願候。扱威海衛方面、砲台其他軍艦悉占領、丁提督も降参、誠ニ御同慶之至ニ御座候。媾和使も又々改テ来候よし、左スレハ無程凱旋ニも可至歟。宇内ニ向ひ肩幅廣相成、壮快の事ニ御座候。草々頓首 十六朝 網紀

中洲先生

〔明治二八年三月〕一九日〔整理番号41-2〕

又々寒氣料峭、御感も不被為人候半哉、御案事申上居候。此間ハ三洲も遠逝、友人類ニ凋落、嘆息ニ不堪候。就而も十分ノ上ニも十分御攝養御健康、神祈罷在候。○過日ハ拙作御細正被下、難有奉拜謝候。○学士會員ノ義ニ付、類ニ御骨折被下候趣、細々御漏シ被下、斯迄厚御配慮被成下候段、御深志の程、深刻骨髓難有奉拜謝候。如命成否ハ天ナリ。但如此諸君より御見舎不被下候得ハ、ソレニテ十分ニ御座候。博士ノ件も、大臣替り立滅云々、如命何事も安命ノ外無之次第。只々身禮ヲ健康ニシテ、御同様餘年ヲ樂候カ最上策ト明ラメ居申候。返ス、も御厚禮申上候。○又々拙文二篇、御叱正願上候。○媾和使李老も、愈本日ハ長崎江着のよし。結局如何可相成哉。何卒十分ノ結果ヲ得、めて度凱旋有之候様、御同祈之至御座候。草々頓首
中洲先生 十九日 網紀

〔明治二九年〕二月一六日〔整理番号47〕

〔封筒裏〕 三島先生 若シ沼津へ御出ニ相成候ハ、御返却被下度候

〔封筒裏〕 「東京麹町區富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

爾來愈御安清ト奉想賀候。扱過日ハ川田翁遂ニ僊遊、為國家為斯道実ニ不堪痛悼候。殊ニ先生ハ御同國御竹馬ノコト、御悲惜ノ程嘸ト奉恭察候。小生一度往弔川田氏へ、其翌日より腸カタルニ罹り、夜半醫師ヲ迎ヘルヤラ大騒キ致し遂ニ臥床、會葬も致兼、二男ヲ代理ニ出シ候仕合、遺憾之至ニ御座候へき。早速先生へも御弔詞可申上ト存居候處、師範校男女生入学試験、三百餘人ノ答稿一時ニ幅湊、至急ニ点数調不致候テハ不相成、褥中ニテ勉強、一昨夜迄ニ漸々相仕舞候都合、イヤハヤ大困却仕候。昨日ハ快氣ニ付、試ニ出勤致見候處、格別ノ障も無之、此分ニテハ回復ノコトト存候。仍テ今日ハ一寸拜趨、御弔可申上候ト存候得とも、餘り寒風故、謝客擁爐居候仕合。仍テ乍畧義以書中御弔申上候。

序ニ拙文一篇、寒責ものニ候得とも差上置候間、御閑の節御痛正願上候。決シテ急キハ不仕候。 頓首 二月十六日 網紀

中洲先生

明治三〇年八月九日〔整理番号3〕

〔封筒裏〕 上野國伊香保温泉木暮武太夫殿方ノ三島毅殿

〔消印〕 「武蔵ノ東京飯田町ノ三十年八月ノ九日ノリ便」

〔封筒裏〕 八月九日午後「富士見町一丁目ノ卅七番地ノ南摩網紀」

去ル六日附尊書拜見、御地清涼多雨、無暑之よし、御爽快奉察賀候。当地モ日々雨氣涼氣多。此間、一兩日酷炎九十三度迄昇候位、先ッ凌能御座候。尊宅皆々様御安康、御降情可被成候。○文債御償却感讀。沿例一二吹毛返上仕候。○小子も御同様取懸り、別稿願上候。殊ニ征清碑ノ方ハ、事柄ヲ詳細記入ノ嘱ニテ、文辭殊ニ不佳ニ候得とも、不得已簡潔ニ致兼候間、其御舎ニテ御叱正願上候。○小子明十日より水戸大洗へ海浴ニ参候積リニ御座候。二週間、或ハ三週間位モ遊浴可仕候歟。先キノ模様次第ニ御座候。○書餘ハ後音可申上、折角御浴養可被成候。拜答且願用のミ。 勿々頓首。 八月九日 網紀

〔明治三〇年〕九月九日〔整理番号40〕

〔封筒裏〕 三島先生 又々願用 差上置

〔封筒裏〕 南摩網紀

霖雨俄冷、菟角不順之候二候処、愈御安康奉賀候。過日ハ葉山江御祝儀ニ御出被成候処、引続御滞在のよし、御苦勞之御事ニ御座候へき。最早御帰京被成候半哉。小子御留主へ参上申上置候へき、大磯へ罷越、昨日帰宅仕候。○過日願上候へキ竹内東仙詩抄跋ノ義ニ付、当人ノ詩御覽ニ不相成候テハ御不都合ニ付、申遣候處、別小冊卷遣申候。是ニテ技倆大畧御分りニ候半。猶当人より厚御願申上クレトノコトニ御座候間、幾重ニも宜願上候。且此節印刷中ニ付、可成早ク願上度由ニ御座候間、此段併テ願上候。○右小冊ハ後ニ御返却被下度候。御願迄早々申上候。餘ハ拜趨ニ相讓申候。 頓首 九月九日 網紀

中洲先生

〔明治三〇年〕九月一日〔整理番号23〕

〔封筒裏〕 三島先生 願用 差上置

〔封筒裏〕 「東京麹町區富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」
一昨朝ハ暴風雨、別ニ御損害も無之候哉。拙宅も幸ニ樹木の折等ニ而、格別之害ハ免レ申候。○此間ハ葉山より御帰リニ相成候段、奉賀候。○冗長もの、速ニ御斧正

被下、難有。又々押付願上候ハ恐惶ニ候得とも、已ニ土屋氏ノ正ヲ得候、後遊之分、差上置候間、御閑の節サツト御一覽願上候。本年ノ賜暇中ノ業ハ是ニ而相終申候。○今日より又々多忙ニ相成申候。餘ハ附拜晤候。頓首 九月十一朝 綱紀 中洲先生

〔明治三〇年〕九月二〇日（整理番号33）

〔封筒裏〕 三島先生 拜復

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

漸快晴ニ相成、御同慶ニ御座候。扱御多忙中、竹内東仙詩抄跋、早速御浄写御送附被成下、難有直ニ先方江遺申候。如何斗歎大慶仕候半。猶入貴覽置候書類、一切御返却被下、正ニ落手仕候。右一ト先小子より御禮申上候。餘ハ後より可申上候。頓首

中洲先生 九月廿日 綱紀

〔明治三二年〕三月一七日（整理番号12—1）

〔封筒裏〕 相模國三浦郡葉山村長者園／三島穀殿

〔消印〕 相模／葉山／三十一年三月／十七日／八便

〔封筒裏〕三月十七日朝「東京麹町区富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」久々御無音、如何被為人候半哉ト御案事申上居候処、尊書被下、且尊稿御垂示、益御壯健の段奉千賀候。高文感讀、朱評已尽矣。強テ吹毛。御賀詞、妄言返上仕候。御笑舎可被下候。小子も塞責もの二首拈出申候。何卒十分御叱正願上候。重野氏寿宴迄ニハ御帰京ニ可相成歟。何トソ御臨席被下候様祈上候。同氏ニ可贈石印三顆、中井敬所氏刻成、此間長醜亭へ一會致候。誠ニ見事ニ出来申候。其節ハ是非先生ニも御出被下候様仕度、尊宅伺候処、御帰京不被為在故、遺憾ニ御座候得き。猶餘寒退兼候間、折角御自玉祈上候。餘ハ附後魚候。草々頓首 三月十六夜 綱紀 中洲先生 乍憚、本居先生江も宜御傳聲願上候。

〔明治三二年〕五月五日（整理番号28）

〔封筒裏〕 三島先生 願用差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

先般ハ御國元ニ於テ御兄上様御不幸之よし、御遠隔之地、特ニ御愁傷之御事ト奉恐察、深々御弔詞申上候。依之御壽筵も秋涼迄御延引之旨、敬承仕候。ソレ迄ニハ何歎拙作愚考可仕候。將又此間御多忙中、拙詩押付々々願上、速ニ御斧正被成下、難有。御蔭ヲ以テ、塞責申候。呉々御厚禮申上候。又々拙作差上置候間、御閑暇之節、御痛正願上候。決して急不申候ニ付、緩々願上候。猶拜趨縷陳可仕候。敬具 中洲先生 重五 綱紀

〔明治三二年〕五月一四日（整理番号42）

〔封筒裏〕 三島先生 拙文願用 差上置

〔封筒裏〕五月十六日「富士見町一丁目／卅七番地／南摩綱紀」

連晴薄暑ヲ催候程ニ至り、老体ニハ快意ヲ覺申候。愈御清康奉拜賀候。此間中より師範両校長以下、職員総体ニテ小生尪壽ヲ開宴致クレ候ニ付、拙詩文とも急キモノ且不成語ものとも御斧正願上、多忙中速ニ御叱正被下、御蔭ヲ以テ間ニ合候段、呉々御厚禮申上候。右開宴、追々相延、今日、全清棲ニ於テ開クレ候事ニ相成申候。小子挨拶トシテ、御斧正被下候絶句扇ニ揮毫、一本ツ、相贈候積ニテ相始候処、都合一百六十本餘ニ相成、同シモノヲ数多揮毫ニハ殆倦意困却仕候へとも、漸々今朝迄ニ皆出来候事ニ御座候。乍餘事御憫笑被下度候。○御國之寺僧より、先年揮毫ノ囑有之、トント忘却致居候処、此度願上候よしニテ、縷々御懇詞被仰下敬承。先年紙毛預り置候半ナレトモ、手近ニ相見不申、因テ半切ニ葉揮毫差上置候間、御序の節御遣被下度願上候。何れ其内拜趨、縷陳可仕候。草々頓首 十四日 綱紀 中洲先生

再陳、上野杜鵑花ハ已ニ御覽ニ相成候哉。もし未タナラハ、御一覽御勸申上候。大坂ノ人出品衆人江為見候品ニテ、三百餘種、皆珍種ニ御座候。不殘盆栽ナリ。此節ハ殘花ニ相成候半ナレ共、五月中ハ見セルトノ事ニ候。

〔明治三二年〕五月一八日（整理番号22）

〔封筒裏〕 三島先生 貴答并 願用 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町／一丁目三十七番地／南摩綱紀」

明日、張滋訪送別のよし、御紙上ニテ始テ承知。小生方ハ未タ何等ノ報知無之候。就テ高作御垂示、感吟。強テ吹毛返上仕候。小子も傲驕、昨夜枕上卒作、拙劣不成

語、もし玉斧ヲ得テ間ニ合候ハ、贈度候間、今夕迄ニ御一覽願上候。將又袖海ハ他ノ人とも違ひ、是非送別宴ニ出席致度候得とも、生憎明日ハ親戚ニ婚儀有之、不參ヲ得ス。依テ遺憾千万ナカラ、別宴ニハ出席致兼候。乍憚吳々宜袖海江御傳聲願上候。又御斧正ヲ得テ贈ラル、様ニ相成候ハ、拙作御持參ヲモ願上度、此義共ニ相願仕候。○御郷国寺僧ノ拙書ノ義、御懇詞被仰下、却テ恐縮仕候。草々頓首。

中洲先生 五月十八朝 網紀

〔明治三二年〕九月九日〔整理番号41-3〕

新涼、燈火可親之好候ニ相成申候。愈御清榮、明日供奉御帰京、十二日ニハ又々葉山へ供奉出張のよし、御苦勞之段奉察候。乍去、山水清爽無点塵、真之鳳皇池、不堪羨殺候。小生義、一昨七日帰京仕候處、尊書九月三日附被下、房州より差上候拙作、御細正且御次韻被下、奉多謝候。何卒、他日御淨写、御惠贈願上候。拙作モ呈上可仕候。高稿ハ拙評後、本日、梅翁江相廻申候。又貴稿、梅翁より九月二日附ニテ拙宅江廻り居候。即別稿ニ御座候。皆精妙、不能贊二字、一二補評返上仕候。○小子遊浴中之拙作少々有之、未夕整頓不仕、其内葉山江向ケ差出可申、何卒御一斧被下度、預願申上置候。○十一日よりハ又々学校授業相始り多忙ニ付、拝趨不仕候間、折角時氣御保攝御供奉被成候様祈上候。御留主中、応身之御用被仰付候様、御令闈様江被仰置候様待居申候。草々敬具

中洲先生 九月九日 網紀

某年一月二三日〔整理番号21〕

〔封筒表〕三島先生

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

此間ハ拙作とも速ニ御叱正被下、難有拜謝候。其後、料昏之義被仰下候。貴答も不申上、失敬仕居候内、料絹廻被下、難有吳々御禮申上候。○毎朝ノ寒威甚厳ニ候處、御病体別ニ御感も不被為入候哉、伺上候。猶申上候迄も無之候得とも、折角御保攝祈上候。頓首。

中洲先生 一月廿三朝 網紀

某年三月二日〔整理番号41-1〕

〔封筒表〕三島先生 拙書二枚添

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

早桜開臂、春色可毘時氣ニ相成、御同慶ニ御座候。此間ハ拙ノ又拙ナルもの御懇正被下、何トカ文ノ真似ニ相成、先々得塞責、千万難有奉拜謝候。又々詩ニナラヌモノ願上候も恐惶ニ候得とも、何トカ詩ニ似タルモノニ相成候様御助力願上候。餘ハ附拜晤候。頓首 三月二朝 網紀

中洲先生

某年三月一六日〔整理番号39〕

〔封筒表〕三島先生 拝復

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

菟角多雨、鬱陶敷御座候。愈御安康ト奉想賀候。又々塞責もの一篇、御斧正願上候。是ハ甚督促セラレ候間、十八日午時比迄ニ御痛正奉願上候也。

中洲先生 三月十六日 網紀

某年三月二九日〔整理番号18〕

〔封筒表〕三島先生 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

昨日ハ拙稿早速御斧正被下、難有奉拜謝候。尊稿、乍例僭評返上仕候。殿下未夕御休学中ニ付、御上程不被成よし。依テ又々真ノ応酬もの御一瞥願上候。固より御煩上ヘキものニハ無之候得とも、後ニ残り候もの故、転倒等有之候へハ不都合ニ付、願上置候也。 三月念九 網紀

中洲先生

某年四月七日〔整理番号25〕

〔封筒表〕三島先生 願用 差上置

〔封筒裏〕「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

春雨催花、又已開ハ落花有情又無情ヲ覚申候。去ル五日、上野御観花云々、小子も六日獨行、美術学校より美術會等參觀旁、緩々賞花申候。最早七、八分相開、丁度

見頃ニテ大ニ樂申候。然レトモ詩ハ未タ一首も出来不申候。○尊文感讀、一二愚見書加、返上仕候。○此間ハ御祝ニ付御重の内、并乾魚節御惠賜被下、難有深々御禮申上候。○拙稿、押付々々願上、御多忙中速ニ御懇正被成下、難有奉感謝候。○本年ハ觀花の福アリ。去ル五日ハ芝山内通行、二三分通り開花ノ処ヲ一覽致候。小子曾有句曰。觀花情緒老來加。最早、先ノ歲月短縮スル故ニヤ、頻ニ觀花ノ情深相成申候。草々頓首 四月七日 網紀

某年〔四月〕一〇日（整理番号35）

（封筒表）三島先生 貴答煩シ上度候

（封筒裏）「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

俯仰乾坤、皆花之好時節ニ相成申候。愈御安健御觀花之事ト察上候。小子も師校試験休暇ニ付、將小間觀桜ニ出懸ケ、出タラメノ拙作有之。御叱正願上候。何卒桜町中納言ヲ招來、花命ヲ延度候。近來、愛花之情頻ニ切ニ相成申候。先生ハ如何。中洲先生 十日 網紀

某年五月二六日（整理番号31）

（封筒表）三島先生 願用 差上置

（封筒裏）「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

寒暖不順之候、愈御安健奉拜賀候。其御多忙中、遠慮不少候得とも、拙稿御叱正願上候。碑文、起手過大之様ニも存候。如何可有之候哉。十分御答正願上候。草々頓首 五月念六 網紀

某年六月八日（整理番号5）

（封筒表）三島先生 願用 差上置

（封筒裏）「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

梅天近候故歎、菟角陰鬱ニ候処、益御清穆可被為入奉恭賀候。陳ハ尊覽ヲ乞フヘキ程ノものニ無之、真ノ塞責ものニ候得とも、石或木ニ刻候もの故、甚敷不都合無之様致度、サツト御一瞥願上候。○種々之事有之、甚無沙汰仕居候。草々頓首

中洲先生 六月八日 網紀

某年六月三〇日（整理番号7）

（封筒表）三島先生 願用 差上置

（封筒裏）「富士見町一丁目ノ卅七番地ノ南摩網紀」

漸々快晴爽然ニ御座候。文況益御安清ト奉想賀候。過日ハ拙碑文御細正被下、殊ニ難有、大ニ得益、頗改正仕候。呉々難有仕合御厚礼申上候。○又々塞責中ノ尤塞責もの一篇、乞御一瞥候。実ハ毎日督責セラレ、ムリニ綴リ見候処、意有餘而語不足、何卒不都合ノ処、唯赤棒ノミ御抹殺願上候也。六月尽日 網紀

某年九月三日（整理番号15）

（封筒表）三島先生 高文返上 外ニ願用

（封筒裏）「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

二百十日ニハ少暴ニテ相濟候得とも、餘厄引テ及今日、鬱々敷事ニ御座候。拙作速ニ御答正被下、難有奉謝候。御名文御垂示、感讀仕候。一二吹毛返上仕候。御笑舎可被下候。又々拙稿差上置候間、御閑の節、御叱正願上候。追々舊稿とも見出候ニ付、就中テもし可存モノモ有之候ハ、ト存シ、玉斧ヲ煩上候事ニ御座候。不足見ものハ直ニ赤棒御抹殺願上候。已ニ土屋氏ノ評ヲ経タルも有之、猶サツト御一瞥願上候。猶此後追々願上度、御多用中何とも恐惶ニ候得とも、枉テ御許可被下候度願上候。○御貸家ノ事申上候得き処、兼々高話之通、御三男様より貴答可被下旨、御手数ニ相成奉多謝候。何分宜奉願上候。○書餘ハ附拜晤候。草々頓首

某年九月二一日（整理番号4）

（封筒表）三島先生 差上置

（封筒裏）「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

秋涼爽然、愈御清迪奉拜賀候。此間ハ拙文書画帖、難有奉拜謝候。今日筐底取片付、新旧拙詩見出候ニ付、録上奉煩御一評候。十分御叱正願上候。決シテ急キハ不申候。書餘ハ拜晤ニ讓候也。九月念一 網紀

中洲先生

某年一〇月三十一日(整理番号10)

(封筒表) 三島先生 願用 差上置

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地/南摩綱紀」

雪後格別嚴寒ヲ覚申候。愈御安清被為入候半哉、奉伺上候。過日ハ拙文御叱正被下、難有奉拜謝候。又々追付願上候も恐惶ニ候得とも、經書註解、正氣歌摸擬之如キもの起草致候。何卒御笑正願上候。別ニ願上候度拙詩有之候得とも、餘り多ク一時ニ願上候ハ遠慮仕、後日ニ相廻申候。右御願迄如斯御座候。頓首 十月三十一日 晴後 綱紀

中洲先生

某年一月二日(整理番号2)

(封筒表) 三島先生 拙文在中差上置

(封筒裏) 「富士見町一丁目/卅七番地/南摩綱紀」

過日ハ拙文御細評被下、誠ニ難有一々敬服仕候。如命実ニ牽強無理、非不自知。仍而別ニ結構致度候得とも、何分多忙無暇、依之少々改正致見候處、如何可有之哉。餘り度々願上候ハ恐惶之至ニ候得とも、御再覽願上候。文字ノ間ハ、皆高正ニ随候ニ付、少シク成語、只々難有奉存候。イヤハヤ繁忙、推敲も何も無暇、凡百事間ニ合セニ相成、誠ニ自顧不堪慚愧候也。 十一月二日 綱紀拜白

中洲先生

某年二月六日(整理番号26)

(封筒表) 三島先生 文稿在內 差上置

(封筒裏) 「富士見町一丁目/卅七番地/南摩綱紀」

連晴御同慶ニ御座候。餘り毎々にて、何とも願兼候得共、又々一文御痛正願上候。御都合ヲ以テ、十日拜趨仕候節までニ御斧正被成下候へハ、殊ニ難有奉存候。乍去御都合も可被為在、必スト申譯ニも無之間、御無理被成下候ニハ及不申候。書餘ハ附拜晤候也。 十二月六日 綱紀再拜

中洲先生

某年某月二日(整理番号20)

(封筒表) 三島先生 南摩綱紀 拜復 外ニ願用

(封筒裏)

大雪愈御安清ト奉恭賀候。埼玉縣下小学教員云々、被懸貴意、御知ラセ被下、難有。もし先生御心當りの人断り候節ハ、一寸御知ラセ被下度願上候。一応當人ニ相話致度御座候。乍去、不望ナランカトモ推察仕候。段々御懇切之至、深奉感謝候。將又先日司法ノ方ニ付、御依頼申上候得キ者ハ、一昨日商務ノ方ニ拜命仕候。先ツ一人丈ケハ片付、大慶ニ御座候。呉々毎度種々御煩慮奉懸、恐縮之至、万々奉謝候。○別紙拙作、何卒御痛正願上候。可相成ハ兩三日中ニ願上度御座候。○書餘ハ拜晤ニ付候也。 二日 綱紀

中洲先生

尚々、別昏返上仕候也。

某年某月五日(整理番号27)

(封筒表) 三島先生 差上置 拙詩願用

(封筒裏) 「富士見町一丁目/卅七番地/南摩綱紀」

益御安清奉拜賀候。又々拙詩二首乞御痛正候。諸氏ノ詩ヲ集メ上木スルト申事ニ候間、何卒十分ニ御刻論願上候也。 五日 綱紀

中洲先生侍史

再陳、過日ハ埼玉縣江御小遊被成候よし、不堪羨殺候。小生ハ何分多忙ニ而、慰目ノコト更ニ無之、長嘆息ノミニ御座候。其刻、御帰後早々、拙文御斧正被下、毎々難有奉拜謝候。○昨日、斯文會々集ニ参り候。来春より仮学校ヲ本局ニ始メ、生徒ヲ置候事ニ評決ニ相成申候。其他講議等ハ是迄ノ通り、又文学會幹、投票点数付も出来申候。ヤハリ御同様、文学中ヲ脱スル能ハス。何分多事ニハ困却ニ御座候也。

某年某月一日(整理番号9)

(封筒表) 三島先生 不勞貴答願用 差上置

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町一丁目三十七番地/南摩綱紀」

昨日ハ早々貴答被下、難有。今朝、藤波・川北両家江参り候処、十七日なれハ誠ニ

宜候間、正四時着ニ參ルベシトノコトニ御座候。依テハ何卒右時刻ニ御貴臨願上候。外ニハ近藤老人卜、秋月・豊島毅江申遣候心得ニ御座候。右願上度迄。草々頓首。
中洲先生 十五日 網紀

某年某月一日(整理番号11)

(封筒裏) 三島先生 貴報 高文在內

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

今朝願上候件御承諾被下、難有。決シテ急キハ不致候間、好機會御見斗、何分宜様願上候。拙文速ニ御細正被下、難有奉拝謝候。○高文、妄言返璧仕候。御笑舎可被下候。書餘ハ拝顔。勿々頓首 十五日 網紀
中洲先生

某年某月一九日(整理番号8)

(封筒裏) 三島先生 願用 差上置 (中洲の筆蹟にて) 貸屋之答

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

御眼病中、冗長ノ拙文并失調ノ拙詩、速ニ御細正被下、難有奉拝謝候。詩ハ特に匱卒、失調ニモ不心付願上候段、恐愧ノ至ニ御座候。○雪爪老ノ御賀詞、御手廻感讀、不能贅一字、敬服仕候。小子モ愚考致居候得とも、未タ一句モ出来不申、其内コチ付、玉斧可願上候。○御眼病も追々御快氣ノ由、奉肅賀候。就テ申上度一事有之、左ニ。小子少年ノ時より眼氣不宜、眼鏡ナト用居候テ、時々カスムコト有之候ヘキノ処、其後或ノ教ニ随ひ、毎朝洗面ノ節、西洋手拭ノ如キ水ヲ含ムコト多キ品ヲ用ヒ、盥ニ冬ハ微温湯、夏ハ水ヲ満盛シ置、ソレハ涵シ、両眼ヲ輕ク閉チタルニ押シ当テ、毎朝百度ツ、必ス致候処、其後ハカスム事無之、至極爽快ヲ覺申候。若シ眼ヲ勞シ候事過度ナル時ハ、時ヲ不定一日ニ兩度モ三度モ致候得ハ更ニ妙ナリ。毎朝モ可成多ク、四五百度モ致候得ハ猶宜トノコトニ候得とも、多忙ニテ其暇モ無之故、必ス百度卜定メ、カゾヘテ洗候事ニ御座候。先生誠ニ被成候テハ如何。小生ハ洗顔後其水ニテ頭頂即(ヒヨメキ)ヲ五十回ツ、同様ニ洗申候。是も宜様ニ覺申候。猶折角御加養祈上候。御同様眼ガアシケレハ一番ニ困申候。草々敬具
中洲先生 十九日 網紀

某年某月一九日(整理番号30)

(封筒裏) 三島先生 尊作返上 外願用 差上置

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

拙稿速ニ御斧正被下、難有奉拝謝候。○近衛公尊作、并拙詩云々被仰下、敬承。已ニ篤鷹氏より其囑申来、何歟愚考致サスハ相成間敷ト存居候処江尊作拝見、感讀仕候。依テ別帋コチ付見候処、不成語。十分御叱正願上候。尊作ハ不能贅一字、返上仕候。取急キ草々頓首。

中洲先生 十九日 網紀

某年某月二〇日(整理番号34)

(封筒裏) 三島先生 尊稿返上

(封筒裏) 「東京麹町区富士見町ノ一丁目三十七番地ノ南摩網紀」

過刻ハ尊書難有。如命、本日も大暑困却仕候。此炎熱中、拙作詳細御斧正被下、難有奉拝謝候。高作とも一々感讀、一二強テ吹毛返上仕候。不当之妄言、御笑舎可被下候。草々頓首 廿日 網紀
中洲先生

Ⅱ 『三島中洲・川北梅山・崔成大筆談録』 翻印・訓読

【本文】

明治十四年七月九日。午後三時。朝鮮武班三品崔成大來訪。因招川北梅山。三人同酌筆談。至七時而罷。如左。寒流石上一株松舎主人三島毅識。

【訓読】

明治十四年七月九日。午後三時。朝鮮武班三品崔成大來訪す。因て川北梅山を招き、三人同酌筆談す。七時に至りて罷む。左の如し。寒流石上一株松舎主人、三島毅識す。

【本文】

- 第一 崔成大 既雨且熱。文体葆安。不欲更話、果数次造門、而未能拜穩、於中悵矣。
- 第二 三島毅 屢辱枉駕、屢不在家、多罪多罪。今日幸少閑、緩話至晚間亦不妨。
- 第三 毅 雨後俄熱。宜脫衣冠納涼。
- 第四 毅 貴國煙管長且大。夫人平生所用皆然乎。
- 第五 成大 客地也故甚短。居家則倍之。
- 第六 成大 弟子之進、如彼其多、雖極欽慕、日事惱神。能不勞乎。
- 第七 毅 勞精神、実如諒察。然比之農夫勞筋骨或優。
- 第八 成大 所以有大人小事人。
- 第九 毅 貴國郡縣為制古矣。然官人猶世祿乎。
- 第十 成大 郡縣則本無世祿。而但勲裔通籍、秩高則入勲府、襲世祿。
- 第十一 毅 現今官人多勲裔乎。
- 第十二 成大 然。
- 第十三 毅 其制郡縣而其実如封建。
- 第十四 成大 忠勲府是内職非外官。

【訓読】

- 第一 崔成大 既に雨ふり且つ熱し。文体葆安。不いに更に話せんと欲し、果たして数次門に造るも、未だ能く拜穩せず、中に於いて悵悵たり。
 - 第二 三島毅 屢々枉駕を辱くするも、屢々家に在らず、多罪多罪。今日、幸ひに少閑あり。緩話して晚間に至るも亦た妨げず。
 - 第三 毅 雨後、俄かに熱し、宜く衣冠を脱して涼を納るべし。
 - 第四 毅 貴國の煙管、長且つ大なり。夫の人の平生用ふる所、皆な然るか。
 - 第五 成大 客地なる故に甚だ短し。家に居れば則ち之に倍す。
 - 第六 成大 弟子の進、彼の如く其の多きは、極めて欽慕すと雖も、日事神を悩ましめん。能く勞せざらんや。
 - 第七 毅 精神を勞するは、実に諒察の如し。然るにこれを農夫の筋骨を勞するに比すれば或いは優らん。
 - 第八 成大 大人の事、小人の事、有る所以なり。
 - 第九 毅 貴國、郡県もて制と為すこと古し。然れども官人は猶ほ世祿なるか。
 - 第十 成大 郡県は則ち本と世祿無し。而して但だ勲裔通籍して、秩高ければ則ち勲府に入り、世祿を襲ふ。
 - 第十一 毅 現今の官人、勲裔多きか。
 - 第十二 成大 然り。
 - 第十三 毅 其の制郡県なるも、其の实封建の如し。
 - 第十四 成大 忠勲府は是れ内職にして、外官に非ず。
- 【本文】
- 第十五 毅 弊國封建三百年、弟輩亦曾仕一諸侯。明治雖廢封建、旧諸侯稱華族。旧藩臣稱士族。
 - 第十六 成大 曾經何國乎。
 - 第十七 毅 備中國高梁藩臣也。藩侯食五萬石、為旧霸府執政。
 - 第十八 成大 昔有今廢。當之者、其非敢怒而不敢怨之地乎。
 - 第十九 毅 弊國古代王政、而郡縣為制。中代霸府代執政、封功臣為諸侯。

第二十 成大 至近時、霸府還政朝廷。爲之陪臣者、豈敢怨之。一日萬機、在昔猶然。況今維新之後、庶務叢集。總察恐爲劇煩也。

【訓読】

第十五 毅 弊国、封建なること三百年、弟輩も亦た曾て一諸侯に仕ふ。明治、封建を廢すと雖も、旧諸侯は華族を称し、旧藩臣は士族を称す。曾て何れの国なるか。

第十六 成大 備中の国高梁藩の臣なり。藩侯は五万石を食み、旧覇府の執政爲り。

第十七 毅 昔有りて今廢す。之に当たる者、其の敢へて怒るも、敢へて怨まざるの地に非ずや。

第十八 成大 弊国は古代王政にして郡県もて制と爲す。中代覇府代はりて政を執り、功臣を封じて諸侯と爲す。近時に至つて、覇府政を朝廷に還す。之が陪臣と爲る者、豈に敢へて之を怨まんや。

第十九 毅 一日万機は在昔も猶ほ然り。況んや今維新の後、庶務叢集す。総べて察するに恐らくは劇煩爲らん。

第二十 成大 貴國正史爲何、記制度者爲何。弊國有國朝寶鑑。此非一人作也。乃國朝以來近臣記述之者也。宝鑑蓋記制度。如君臣言行、無記述之乎。非特言行而已。凡百事爲隨有隨記者。卷数若干。三十許卷。始何時、終何時。建國今爲五百年。所記載者三百余年。上木賣之乎。或有之。外邦人見之亦許之乎。

【本文】

第二十一 毅 貴國正史爲何、記制度者爲何。

第二十二 成大 弊國有國朝寶鑑。此非一人作也。乃國朝以來近臣記述之者也。

第二十三 毅 宝鑑蓋記制度。如君臣言行、無記述之乎。

第二十四 成大 非特言行而已。凡百事爲隨有隨記者。

第二十五 毅 卷数若干。

第二十六 成大 三十許卷。

第二十七 毅 始何時、終何時。

第二十八 成大 建國今爲五百年。所記載者三百余年。

第二十九 毅 上木賣之乎。

第三十 成大 或有之。

第三十一 毅 外邦人見之亦許之乎。

第三十二 成大 (掉頭)

第三十三 毅 書肆公賣歴史、爲何。

第三十四 成大 經史諸子百家及本國文章書稿、以至俚語野談諺書等屬。

第三十五 毅 貴國文章大家、古今推何人。

第三十六 成大 不可勝記。近日則別無超越。

第三十七 毅 貴國の正史何とか爲す。制度を記する者何とか爲す。

第三十八 成大 弊國『国朝寶鑑』有り。此れ一人の作に非ざるなり。乃ち国朝以來、近臣之を記述する者なり。

第三十九 毅 「宝鑑」は蓋し制度を記するならん。君臣の言行の如きは之を記述すること無きか。

第四十 成大 特だに言行のみに非ず、凡百の事、有るに隨ひ記するに隨ふ者爲り。

第四十一 毅 卷数若干なるや。

第四十二 成大 三十許卷なり。

第四十三 毅 何れの時に始まり、何れの時に終はるか。

第四十四 成大 建國より今五百年爲り。記載する所の者三百余年なり。

第四十五 毅 上木して之を売るか。

第四十六 成大 或いは之有らん。

第四十七 毅 外邦人の之を見ること、亦た之を許すか。

第四十八 成大 (掉頭す)

第四十九 毅 書肆公売する所の歴史、何とか爲す。

第五十 成大 經史・諸子・百家、及び本國の文章・書稿より、以て俚語・野談・諺書等の屬に至る。貴國の文章の大家、古今何人を推すか。勝げて記す可からず。近日は、則ち別に超越無し。

【本文】

第三十七 毅 先生見此書乎(指黄遵憲新著日本雜事詩)。

第三十八 成大 來此復見之。

第三十九 成大 此人現居何地(指雜事詩跋撰者石川英)。

第四十 毅 弟与此人交疎、不知其居。

第四十一 成大 悉網羅無遺云者、果然乎(指跋中語)。

第四十二 毅 蓋諛言耳。

第四十三 毅 清客好諛言。故我邦人交之者亦效顰。

第四十四 成大 蓋與黃氏阿好也。

第四十五 成大 然則何以能刊行於貴國乎。

第四十六 毅 世人喜新聞。故書肆刻之射利耳。

第四十七 毅 先生姑拋筆喫茶。

【訓読】

第三十七 毅 先生、此の書を見るか(黃遵憲の新著『日本雜事詩』を指す)。

第三十八 成大 此に來りて復た之を見る。

第三十九 成大 此の人、現に何れの地面に居るか(雜事詩の跋の撰者石川英を指す)。

第四十 毅 弟、此の人と交はり疎く、其の居を知らず。

第四十一 成大 悉く網羅して遺す無しと云ふは、果して然るか(跋中の語を指す)。

第四十二 毅 蓋し諛言なるのみ。

第四十三 毅 清客諛言を好む。故に我が邦人、之に交はる者も亦た顰みに效ふ。

第四十四 成大 蓋し黃氏と阿好するか。

第四十五 成大 然らば則ち何を以て能く貴國に刊行するか。

第四十六 毅 世人新聞を喜ぶ。故に書肆之を刻し利を射るのみ。

第四十七 毅 先生、姑く筆を抛ちて茶を喫せよ。

【本文】

第四十八 成大 事係貴國政體、至及閭巷風俗者、有謬而不禁、何也。

第四十九 毅 旧政府之時有嚴禁。今則無之。蓋洋政也。

第五十 成大 向日投示之貴稿六冊、果是方家大匠手段。方次第玩味、讀既奉

還也。

第五十一 毅 拙著不必還。讀了裂之可也。

第五十二上 成大 非徒感謝、將於歸國之日、周視有眼者、以知貴公之如是文章也。

第五十二下 毅 貴國取士之方、猶清國乎。

第五十三 成大 多以科試主之。以是之故、俗尚都在於功令程式。文章徒以降殺也。

第五十四 毅 儒者獨學古文乎。

第五十五 成大 多讀經史。此外自大國出來自古劇煩。

【訓読】

第四十八 成大 事貴國の政体に係り、閭巷の風俗に及ぶ者に至るまで、謬まり有るも禁ぜざるは何ぞや。

第四十九 毅 旧政府の時嚴禁あり。今則ち之無きは、蓋し洋政を学ぶなり。

第五十 成大 向日投示の貴稿六冊、果して是れ方家大匠の手段なり。方に次第に玩味して、讀まば既に奉還せん。

第五十一 毅 拙著必ずしも還さざれ。讀み了れば、之を裂くも可なり。

第五十二上 成大 徒だに感謝するのみに非ず、將に歸國の日に於いて周ねく有眼者に視して、以て貴公の是の如き文章を知らしめんとす。

第五十二下 毅 貴國、士を取るの方、猶ほ清國のごときか。

第五十三 成大 多くは科試を以て之を主とす。是の故を以て、俗尚都て功令程式に在り。文章、従つて以て降殺す。

第五十四 毅 儒者、独り古文を学ぶか。

第五十五 成大 多く経史を讀む。此の外、大国より出來するもの、古より劇だ煩なり。

【本文】

第五十六 毅 來者為友人川北梅山。名長顙。曾仕為史官。今隱居灌園且讀書自樂。

第五十七 川北長顙 愚退栖後文酒自娛、不敢列官吏之席。且近患腰痛、杜門屏居。

今日聞閣下之至、力病來謁。幸勿吝手教。

第五十八 成大 文酒之娛、聞之者亦不無與娛底意。景仰萬々。至若聞僕來臨、

第五十九 長顯 何感如之。愚与主人、三十年來旧交。常放意談話、不敢為修飾。

【訓読】

第五十六 毅 來者は友人川北梅山為り。名は長顯。曾て仕へて史官たり。今

第五十七 川北長顯 隱居して園に灌ぎ、且つ讀書して自ら樂しむ。

第五十八 成大 愚、退栖の後、文酒もて自ら娛しみ、敢へて官吏の席に列せず。且つ近ごろ腰痛を患ひ、門を杜して屏居す。今日、閣下の至るを聞き、病を力めて來謁す。幸はくは手教を吝しむこと勿れ。

第五十九 長顯 文酒の娛しみは、之を聞く者も亦たともに娛しむの意無くんばあらず。景仰万々。僕の來臨を聞くが若きに至つては、何れの感か之に如かん。

第六十 毅 愚と主人と、三十年來の旧交なり。常に放意して談話し、敢へて修飾を為さず。

【本文】

第六十 毅 先生不好洋食。故供腐儒平生所用粗餐。幸下箸。

第六十一 成大 毎以酒饌饋之。感悚之外、不安極矣。

第六十二 毅 氣候、与貴國寒温如何。

第六十三 成大 此為弊邦六月中旬天氣。在弊邦、當着布单衣、而裕衣尚不能脱。可知貴國節序之稍緩。

第六十四 成大 弊邦人常處温燠、不能耐寒濕。來此之後、所旅客館不是樓屋、廳軒貼地、濕氣上升、易於生病。是以為悶。

第六十五 毅 弊邦氣候最好處、為西京及大坂。如東京則稍寒、易生疾、眞如貴諭。

第六十六 成大 此亦受濕所崇耶。近以齒痛為苦。酒後愈甚。

第六十七 長顯 今日驟暑。請先生脱冠縦談。

第六十一 成大 幸はくは箸を下せ。毎に酒饌を以て之を饋る。感悚の外、不安極まる。

【訓読】

第六十二 毅 氣候、貴國と寒温何如。此れ弊邦、六月中旬の天氣為り。弊邦に在つては、当に着布单衣なるべきも、裕衣尚ほ脱する能はず。知る可し、貴國、節序の稍緩やかなるを。

第六十四 成大 弊邦の人、常に温燠に処り、寒湿に耐ふる能はず。此に來るの後、旅する所の客館、是れ樓屋ならず。庁軒地に貼り、湿氣上

第六十五 毅 弊邦、氣候最も好き処は西京及び大坂為り。東京の如きは則ち稍寒くして、疾を生じ易きこと、眞に貴諭の如し。

第六十六 成大 此れも亦た湿を受けて崇る所か。近ごろ齒痛を以て苦と為す。酒後愈よ甚し。

第六十七 長顯 今日、驟かに暑し。請ふ、先生冠を脱し、縦に談ぜよ。

【本文】

第六十八 長顯 貴國酒与弊邦如何。下物多用何物。

第六十九 成大 麴米釀成則一也。而我酒較醲。

第七十 成大 下酒之物、多用魚肉菜果。

第七十一 長顯 先生嗜酒乎。生毎夕与妻对酌、至七合而止。飲畢即寢。東坡所謂早眠不見燈。毎々然。

第七十二 成大 可謂如此風流、如此文章。何渠不若古人乎哉。

第六十八 長顯 貴國の酒、弊邦と如何。下物は多く何物を用ふるか。

第六十九 成大 麴米もて釀成するは則ち一なり。而れども我が酒は較醲し。

第七十 成大 下酒の物、多く魚肉菜果を用ふ。

第七十一 長顯 先生酒を嗜むか。生、毎夕妻と对酌し、七合に至つて止む。飲み畢はれば即ち寢ぬ。東坡の所謂、「早眠灯を見ず」なり。毎々然り。

【訓読】

第六十 毅 先生、洋食を好まず。故に腐儒の平生用ふる所の粗餐を供す。

第七十二 成大 此くの如き風流にして、此くの如き文章ありと謂ふべし。何渠ぞ古人に若かざらんや。

【本文】

第七十三 毅 貴國人王仁、始傳經書於我。々邦修周孔之学、此為高矢。貴國史傳亦載之乎。

第七十四 成大 只聞其傳、未見其蹟耳。

第七十五 毅 我邦稱之為饅飽。貴國之稱、如何。

第七十六 成大 称麵。

第七十七 毅 此肴稱膾。貴國有似之乎。

第七十八 成大 近海之地、多食之。

第七十九 毅 并脱外套。(此時成大脱冠、故云)

第八十 毅 此則便是常着。

第八十一 成大 有弊國之書、傳于貴國者乎。

第八十二 毅 非曰無之、僕之固陋、曾未得見也。

第八十三 成大 常食用獸肉乎。

第八十四 毅 近畿之地、多野少峽、不能常食。

第八十五 成大 飯用稻乎、用麦乎。

國內峽野交錯。野則用米麥、峽則食粟稷。

【訓読】

第七十三 毅 貴國の人王仁、始めて經書を我に伝ふ。我邦、周孔の学を修むること、此れを高矢と為す。貴國の史伝も亦た之を載するか。

第七十四 成大 只だ其の伝を聞くも、未だ其の蹟を見ざるのみ。

第七十五 毅 我が邦、之を称して饅飽と為す。貴國の称、如何。

第七十六 成大 麵と称す。

第七十七 毅 此の肴、膾と称す。貴國之に似るもの有るか。

第七十八 成大 近海の地、多く之を食す。

第七十九 毅 並びに外套を脱せよ。(此の時、成大冠を脱す。故に云ふ。)

第七十九 成大 此れ則ち便ち是れ常着なり。

第八十 毅 弊國の書、貴國に伝はる者有るか。之無しと曰ふに非ざれども、僕の固陋、曾て未だ見るを得ざるなり。

第八十二 毅 常食、獸肉を用ふるか。

第八十三 成大 近畿の地は、野多く峽少く、常には食らふこと能はず。

第八十四 毅 飯は稻を用ふるか、麦を用ふるか。

第八十五 成大 國內峽野交錯す。野なれば則ち米麦を用ひ、峽なれば則ち粟稷を食らふ。

【本文】

第八十六 毅 聞多帟。其皮當我金若干。

第八十七 成大 果多之。而此本害人之物、捉得不易。若得其皮、國人亦珍之。

第八十九 毅 我有熊而無帟。所以為島國。

第九十 成大 然則熊膽買得不亦易乎。

第一百 毅 易。

第一百一 成大 弊邦銃手輩、多有和他失真之弊。貴國無此弊乎。

第一百二 毅 同。

第一百三 毅 近來邦醫八九学洋技用洋藥。故獸膽不甚貴。

第一百四 成大 如欲得其真者、將何為計。

第一百五 毅 弟周旋、搜索其真、獻之。

第一百六 成大 弊邦之人、服則有効。故從以有失其真之弊。

第一百七 毅 弟非醫、不知其真否。然質之醫、然後獻之。

第一百八 成大 幸為弟周章焉。

第一百九 成大 有真者則多少買之也。

第一百十 毅 若有真者、當告其店主。

【訓読】

第八十六 毅 虎多しと聞く。其の皮、我が金の若干に当たるか。

第八十七 成大 果して之多し。而れども此れ本と人を害する物にして、捉へ得ること易からず。若し其の皮を得れば、国人も亦た之を珍と

す。

第八十九 毅

我に熊有りて虎無し。島国為る所以なり。

第一百十二 毅

尚ほ未だ借にするを得ず。憾む憾む。

第九十 成大

然らば則ち熊膽は買ひ得ること亦た易からざるや。

第一百十三 毅

近文一篇、正を乞ふ。

第九十一 毅

易し。弊邦、銃手の輩、多く他を和して真を失するの弊あり。貴国、此の弊無きか。

第一百十四 毅

先生、若し邦文を訳し（即ち仮名と称する者）漢文と為さんと欲すれば、友人に閑居して漢文を能くする者あり。弟之を紹介せん。

第九十二 毅

同じ。

第一百十五 成大

第九十三 毅

近來、邦医の八九は洋技を学び洋薬を用ふ。故に獸膽、甚だしくは貴からず。

第一百十六 長顯

第九十四 成大

如し其の真なる者を得んと欲すれば、將た何為れぞ計らんや。弟周旋して其の真を搜索し、之を献ぜん。

第一百十七 成大

第九十五 毅

弊邦の人、服すれば則ち効有り。故に従りて以て其の真を失するの弊あり。

第一百十八 長顯

第九十六 成大

弟医に非ざれば、其の真否を知らず。然れども之を医に質し、然る後に之を献ぜん。

第一百十九 成大

第九十七 毅

幸はくは弟の為に周章せよ。

第一百二十 長顯

第九十八 成大

真なる者有らば則ち多少にて之を買ふや。

第一百二十一 成大

第九十九 毅

若し真なる者有らば、当に其の店主を告ぐべし。

第一百二十二 毅

第一百 毅

同儕嚴公每擬一來叙話、而幹事鞅掌、尚未得偕。憾々。

第一百二十三 成大

【本文】

先生若欲譯邦文即稱假名者為漢文、有友人閑居能漢文者。弟紹介之。若得向懇治罪法翻譯者、則別無更難者。方苦待中句之約而已耳。

第一百二十四 毅

第一百十一 成大

筆談太煩、則意思亦煩。先生且放心痛飲。

第一百二十五 成大

第一百十二 毅

得陪兩先生、寔不易之奇緣。安得不開懷暢話也哉。

第一百二十六 毅

第一百十三 毅

同儕嚴公、毎に一たび來りて叙話せんと擬すれども、幹事鞅掌、

第一百二十七 毅

第一百十四 毅

貴國坊間、有賣貴國古今史述之書乎。

第一百二十八 成大

第一百十五 成大

不許外人見之、則或疑其不許賣買。

第一百二十九 毅

第一百十六 長顯

在昔伊然。今似無碍耳。

第一百三十 成大

第一百十七 成大

僕欲呈日本史。先生賜國朝寶鑑否。

事因旧事。但無碍與否、現無朝令、今不可特言質對。如其無碍、則釜港自在。何難之有。

【訓誥】

同儕嚴公、毎に一たび來りて叙話せんと擬すれども、幹事鞅掌、

第一百二十一 成大

第一百十八 長顯

愚年齡、先生為做如何。

第一百二十二 長顯

第一百十九 成大

順而有奇。

第一百二十三 長顯

第一百二十 長顯

洵如高喻六十。

第一百二十一 成大

第一百二十一 成大

每有從遊之意、而所不能遂者。其奈先生之不暫閑何。

第一百二十二 毅

第一百二十三 成大

自今每有閑。馳使或書招閣下能來否。

第一百二十四 毅

第一百二十五 成大

固所願而不敢望。

第一百二十六 毅

第一百二十六 毅

來此以來、讀弊邦何等書。

第一百二十七 毅

第一百二十七 毅

本為遊覽而來矣。幹事經心、他不能暇及。良歎々。請頼先生之教。

第一百二十八 成大

第一百二十八 成大

貴國坊間、有賣貴國古今史述之書乎。

第一百二十九 毅

第一百二十九 毅

不許外人見之、則或疑其不許賣買。

第一百三十 成大

【訓読】

第一百十八 長頤 愚の年齢、先生如何と為做すか。
 第一百十九 成大 順にして奇有らん。
 第一百二十 長頤 洵に高喩の如く六十なり。
 第一百二十一 成大 毎に従遊の意有りて遂ぐ能はざる所の者は、其れ先生の暫くも閑ならざるを奈何せん。
 第一百二十二 毅 自今毎に閑有り。使を馳せ或いは書して閣下を招かば能く来るや否や。

第一百二十三 成大 固より願ふ所なれども、敢へて望まず。
 第一百二十四 毅 此に来てより以来、弊邦、何等の書を読むや。
 第一百二十五 成大 本と遊覧の為に來たれり。幹事経心、他は能く及ぶに暇あらず。良に歎歎。請ふ先生の教へに頼らん。

第一百二十六 毅 貴国、坊間に貴国の古今史述の書を売る有るか。
 第一百二十七 毅 外人の之を見るを許さざれば、則ち或いは其の売買を許さざるを疑ふ。
 第一百二十八 成大 在昔伊れ然り。今得げ無きが似し。
 第一百二十九 毅 僕日本史を呈せんと欲す。先生『国朝宝鑑』を賜ふや否や。
 第一百三十 成大 事は旧事に因る。但だ得げ無きか否かは、現に朝令無ければ、今特に言質して対ふべからず。如し其れ得げ無ければ則ち釜港より自在なり。何の難きことか之有らん。

【本文】

第一百三十一 毅 李退溪先生之名、高于弊邦。今有其後裔、在朝乎在野乎。
 第一百三十二 成大 (施圈)
 第一百三十三 毅 為何品官。
 第一百三十四 成 (加二字)
 第一百三十五 毅 先生齡已踰知命乎。
 第一百三十六 成大 賤齒今為四十有八。
 第一百三十七 毅 有男女若干。
 第一百三十八 成 (加一二兩字)

第一百三十九 毅 僕則反之。男三女一。
 第一百四十 成大 過於僕四之三。

【訓読】

第一百三十一 毅 李退溪先生の名、弊邦に高し。今其の後裔有るか、朝に在るか、野に在るか。
 第一百三十二 成大 (「在朝」に圈を施す)
 第一百三十三 毅 何品官為るか。
 第一百三十四 成 (二字を加ふ)
 第一百三十五 毅 先生、齡已に知命を踰ゆるか。
 第一百三十六 成大 賤齒、今四十有八為り。
 第一百三十七 毅 男女有ること若干ぞ。
 第一百三十八 成 (男の右傍に「一」、女の右傍に「三」の兩字を加ふ)
 第一百三十九 毅 僕は則ち之に反し、男三、女一なり。
 第一百四十 成大 僕に過ぐるここと四の三なり。

【本文】

第一百四十一 毅 先生曾遊清國乎。清人遊貴國者定多。
 第一百四十二 成大 惟有節价別使而已。留遊之規本無。
 第一百四十三 毅 近年僕多接支那人。大抵過文而少質。貴國人則反之。是僕所最敬重也。
 第一百四十五 (成大) 如弟狂狷、何足以當之。大抵文質彬彬、然後君子。今於先生見之矣。
 第一百四十六 毅 是諛言也。
 第一百四十七 毅 先生亦或過文乎。
 第一百四十八 成大 此則有不然者。存觀以儀範、參諸著述。其文質未嘗不在於二者之間。尊非宮墻、安得無窺見之門乎。
 第一百四十一 毅 先生曾て清國に遊ぶか。清人貴國に遊ぶ者定めて多からん。

【訓読】

第四百二十二 成大 惟だ節价・別使有るのみ。留遊の規、本と無し。
第四百二十三 毅 近年、僕多く支那人に接す。大抵文に過ぎて質少なし。貴国の人
人は則ち之に反す。是れ僕の最も敬重する所なり。

第四百四十五 弟の如き狂狷、何ぞ以て之に当つるに足らん。大抵、「文質彬彬
にして、然る後に君子」とは、今先生に於いて之を見る。
是れ諛言なり。

第四百四十六 毅 先生も亦た或いは文に過ぐるか。
第四百四十七 毅 此れ則ち然らざる者有り。觀を存するに儀範を以てし、諸れを
著述に參す。其の文質は未だ嘗て二者の間に在らずんばならず。
尊きは官墻に非ざれども、安ぞ窺見の門無きを得んや。

【本文】

第四百四十九 毅 弟元修儒學者。然多年在法官、讀洋律又与洋人接、知其長短。
如道德則周孔不可不奉。但其技術取洋所長、恐公平。貴意如何。

第四百五十 成大 古今天下安有抛道德尚技術而致治之理乎。寧互濟之則無恠耳。
評曰、万世不易之論。

第四百五十一 長顯 然老莊亦自稱道德、釈氏耶蘇亦然。故余以周孔為眞道德。
不能辨似是之非、則何足道哉。

第四百五十二 毅 使周孔在今日、則必不唱道德。而眞道德在其中。如何。

第四百五十三 成大 同我亜細之國尚矣無論。并与西人而入我道德之域。道德彌天地、
則更有何功利技術之可論乎。

第四百五十四 長顯 功利技術不可不論。但以道德為根柢、則不陷詐譎。

第四百五十五 成大 則更有何功利技術之可論乎。

第四百五十六 長顯 弟元と儒學を修むる者なり。然るに多年法官に在り、洋律を讀
み、又た洋人と接し、其の長短を知る。道德の如きは則ち周孔
を奉ぜざるべからず。但だ其の技術は洋の長ずる所を取るが、
恐らくは公平ならん。貴意如何。

第四百五十七 毅 古今天下、安ぞ道德を抛ち技術を尚びて治を致すの理有らんや。
寧ろ互ひに之を濟ふは、則ち怪しむ無きのみ。

第五百一 長顯 評して曰く、万世不易の論。
第五百十二 毅 然るに老莊も亦た道德を自称し、釈氏・耶蘇も亦た然り。故に
余周孔を以て眞の道德と為す。

第五百十三 成大 是に似るの非を弁ずる能はざれば、則ち何ぞ道ふに足らんや。
第五百十四 長顯 周孔をして今日に在らしむれば則ち、必ずや道德を唱へざらん。
而して眞の道德其の中に在り。如何。

第五百十五 成大 我と同じく亜細の国の尚きは論無し。并びに西人に与へて我が
道德の域に入らしめん。道德天地に弥ねければ、則ち更に何の
功利技術の論ず可き有らんや。

第五百十六 長顯 功利技術は論ぜざる可からず。但だ道德を以て根柢と為さば則
ち、詐譎に陥らず。

【本文】

第五百十七 長顯、愚三腹十子、亡其三。

第五百十八 成大 俄者與老妻共酌之教、何也。

第五百十九 長顯 名而已。

第六十 成大 猶有七子而偕老之多福々々。

第六十一 長顯 名雖偕老、其實則無。

【訓読】

第五百十七 長顯 愚三腹にして十子、其の三を亡ぶ。

第五百十八 成大 俄かにして老妻と共に酌むの教へは何ぞや。

第五百十九 長顯 名のみ。

第六十 成大 猶ほ七子有つて偕老の多福々々。

第六十一 長顯 名は偕老と雖も、其の実は則ち無し。

【本文】

第六十二 毅 聖人代天生養斯民、古帝王製網罟耜耜諸器、皆所以生養之也。

西人製器械為生養之具、是奉古聖人之遺意。我取之助生養、亦
聖人之遺意也。

第六十三 成大 豈然乎。不其然乎。

第六十四 成大 先生固戲我蔑裂也。

第六十五 毅 決非戲言、僕持論如此耳。蓋取長捨短之說也。温故知新、聖人之教、本來然。

第六十六 成大 其長其短、固在我之如何取捨。何庸取法於西人乎。在昔賊世未聞取長於西也。

第六十七 毅 此論也非今日所尽。待數年再會之後、更尽之。

第六十八 成大 惟天而已耳。

第六十九 毅 弊國十數年前議論、皆与先生一致。明治初政、矯枉甚過、遂心醉西制、百事模倣之。今則稍悔之。是漢學之所以再興也。於是始有取長捨短之論。

第七十 成大 先生衷曲之言、今始得聞。向前所云長短之論、僕豈深信也哉。貴國之稍悔、當為弊邦鑑轍之明證也。

第七十一 長顯 評曰、是的确之論、不得不左袒。

【訓読】

第六十二 毅 聖人天に代つて斯の民を生養し、古の帝王網罟・耒耜の諸器を製するは、皆之を生養する所以なり。西人器械を製し生養の具と為すは、是れ古の聖人の遺意を奉ずるなり。我之を取りて生養を助くるも亦た聖人の遺意なり。

第六十三 成大 豈に然らんや。其れ然らざらん。

第六十四 成大 先生固より我に戯れて蔑裂するならん。

第六十五 毅 決して戲言に非ず、僕の持論此くの如きのみ。蓋し取長捨短の説なり。故を温めて新しきを知る、聖人の教へ本來然り。

第六十六 成大 其の長、其の短、固より我の取捨を如何するに在り。何庸ぞ法を西人より取らんや。在昔の賊世、いまだ長を西に取るを聞かざるなり。

第六十七 毅 此の論や、今日の尽くす所に非ず。數年再會の後を待つて、更に之を尽くさん。

第六十八 成大 惟だ天のみ。

第六十九 毅 弊國十數年前の議論、皆先生と一致す。明治の初政、矯枉甚だ過ぎ、遂に西制に心酔し、百事之を模倣す。今則ち稍之を悔ゆ。是れ漢學の再興する所以なり。是に於いて始めて取長捨短の論有り。

第七十 成大 先生衷曲の言、今始めて聞くを得たり。向前に云ふ所の長短の論、僕豈に深く信ぜんや。貴國の稍悔ゆるは、當に弊邦の鑑轍の明證と為すべきなり。

第七十一 長顯 評して曰く、是れ的确の論、左袒せざるを得ず。

【本文】

第七十二 毅 箕子廟在何所。

第七十三 成大 在平壤府。此其故都。

第七十四 毅 今京在別地乎。

第七十五 成大 京都在漢陽。距平壤五百里、貴里五十。

【訓読】

第七十二 毅 箕子廟、何れの所にか在る。

第七十三 成大 平壤府に在り。此れ其の故都なり。

第七十四 毅 今、京は別の地に在るか。

第七十五 成大 京都是見在、漢陽なり。平壤を距つること五百里、貴里の五十なり。

【本文】

第七十六 成大 在弊邦未接外人之時、自不能不趨且于心矣。及至貴國留連數月、非徒修舊睦新。貴國遇人優異、迥出尋常。接面數三、多有終不可護者。如弟初見之膚淺、未免井蛙而已、此是肝膈之語、請勿恠之。

第七十七 毅 仲尼不云乎。言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦行矣。

第七十八 成大 多頼貴國人待之以忠信篤敬也。

【訓読】

第七十六 成大 弊邦に在りていまだ外人に接せざるの時、自ら心に趨且せざる能はず。貴国に留連すること数月に至るに及んで、徒だに旧を修し新を睦するのみに非ず。貴国人を遇すること優異なること廻かに尋常に出づ。面を接すること数三にして、多く終に護るべからざる者あり。弟の初見膚淺の如き、いまだ井蛙を免れざるも、此れ是れ肝膈の語、請ふ之を怪しむことなかれ。

第七十七 毅 仲尼云はずや。言忠信にして、行篤敬なれば、蛮貊の邦と雖も行かんと。

第七十八 成大 多く貴国の人の之に待つに忠信篤敬を以てするに頼るなり。

【本文】

第七十九 成大 不敢贊。一於其間然、此亦不幾於長短者耶。(時觀余近文、有此言。)

第八十 成大 此皆生存之人耶。(時觀都下文人姓名録、有此言。)

第八十一 毅 (加圈)

第八十二 成大 凡幾人。

第八十三 毅 数百人。

第八十四 成大 文風此蔚、欽敬萬々。

第八十五 成大 市肆亦有此乎。

第八十六 毅 固有。

第八十七 成大 此為六百餘人。

【訓読】

第七十九 成大 敢へて贊せず。一の其の間然たるに於いては、此れ亦た長短に幾き者にあらずや。(時に余が近文を觀て、此の言有り。)

第八十 成大 此れ皆生存の人か。(時に『都下文人姓名録』を觀て此の言有り。)

第八十一 毅 (圈を加ふ)

第八十二 成大 凡そ幾人ぞ。

第八十三 毅 数百人。

第八十四 成大 文風此に蔚たり。欽敬萬々。

第八十五 成大 市肆亦た此れ有るか。

第八十六 毅 固より有り。

第八十七 成大 此れ六百余人為り。

【本文】

第八十八 毅 苟主忠信、雖洋人如同胞耳。況同種同文同学之國乎。

第八十九 成大 大抵人之有行、不及於中人以上、則其烏能事々忠信、言々篤敬。然苟以忠信篤敬為心、其離不遠、復之有期、可不貴哉。至如西人、是一種異類、不欲聞之。斯文不堙、則天將有徇鐸之日也。

第九十 毅 西人固与東人異種。然自天視之、均是人耳。古人所以有一視同仁之言。

第九十一 成大 桀犬吠堯。々可吠之者乎。

第九十二 長顯 一視同仁、豈有堯桀之別乎。

第九十三 成大 有毅則稗亦有之。

第九十四 長顯 毅則養之、稗則除之。只在方略如何而已。

第九十五 成大 所以天將徇鐸之耳。

第九十六 長顯 桀犬私其主耳。非公平之論。故有一視同仁之說。愚説不滿高意。慚謝々々。

第九十七 成大 莫非是野人高談。請扯丙之。

第九十八 毅 無敵國外患者、國必亡。今有洋夷猖獗于外、無乃我亜細亞之幸乎。

第九十九 成大 誠然。高論也。

第一百 成大 惟修攘是圖圖已。

【訓読】

第八十八 毅 苟しくも忠信を主とすれば、洋人と雖も同胞の如きのみ。況んや同種同文同学の國をや。

第八十九 成大 大抵人の行有るは、中人以上に及ばざれば則ち、其れ烏くんぞ能く事々に忠信、言々に篤敬ならんや。然れども苟しくも忠信篤敬を以て心と為さば、其の離るること遠からず、之を復する

に期有り。貴ばざるべけんや。西人の如きに至りては、是れ一種の異類なれば、之を聞くを欲せず。斯文埋せざれば則ち天将に徇鐸の日有らんとす。

西人は固より東人と異種なり。然れども天より之を視れば均しく是れ人なるのみ。古人一視同仁の言有る所以なり。

架の犬、堯に吠ゆ。堯は之に吠ゆべき者か。

一視同仁、豈に堯架の別有らんや。

穀有れば則ち、稗も亦た之有り。

穀なれば則ち之を養ひ、稗なれば則ち之を除く。只だ方略の如何に在るのみ。

天将に之を徇鐸せんとする所以のみ。

架の犬は其の主のみに私するのみ。公平の論に非ず。故に一視同仁の説有り。愚説高意に満たず。慙謝々々。

是れ野人の高談に非ざるは莫し。請ふ之を扯丙せよ。

敵国外患無き者は、国必ず亡ぶ。今洋夷の外に猖獗する有るは、無乃る我が亜細亜の幸ならん。

誠に然り。高論なり。

惟だ修攘を是れ図るのみ。

【本文】

第二百一 成大 日且暮矣。請辭焉。退俟辱招。(對穀有此言。)

第二百二 成大 請更陪話。(對長颯、有此言。)

第二百三 長颯 今夕幸蒙佳話。何幸如之。多謝々々。

第二百四 成大 有懷難尽。良歎且惜。

第二百五 穀 半日清談、忘平生煩忙。多謝々々。

第二百六 成大 不信塵寰萬事忙。

【訓読】

第二百一 成大 日、且に暮れんとす。請ふ辭せん。退いて辱招を俟つ。(穀に對して此の言あり。)

第二百二 成大 請ふ更に陪話せん。(長颯に對して此の言あり。)

第二百三 長颯 今夕幸ひに佳話を蒙る。何の幸ひか之に如かん。多謝々々。

第二百四 成大 懷尽き難き有り。良に歎き且つ惜む。

第二百五 穀 半日の清談、平生の煩忙を忘る。多謝々々。

第二百六 成大 信ぜず、塵寰万事忙しきを。

三島中洲年譜

| 年 | 年齢 | 事 |
|------|-----|--|
| 天保元年 | 一歳 | 二月九日(一八三二・〇二二二)、備中国中島村(現在の倉敷市中島)に生れる。幼称は広次郎、後、貞一郎と改める。父は寿太郎。江戸初期より同村の庄屋を一族が務めるが、祖父の伝太郎以来、中洲の家が庄屋。母は柳。金光の大庄屋、暦日家の小野光右衛門の長女。 |
| 二年 | 二歳 | 丸川松隠歿、七四歳。 |
| 八年 | 八歳 | 郷師につき、字を学ぶ。父寿太郎、江戸出張中に客死、三三歳。 |
| 九年 | 九歳 | 山田方谷の牛麓舎開塾。母柳、祖父の光右衛門と共に、寿太郎をしのんで伯耆大山に登山。 |
| 一一年 | 一一歳 | 西阿知の九川(若原)龍達につき、四書五経の句読を受ける。 |
| 一四年 | 一四歳 | 八月、牛麓舎に入塾。鎌田玄溪、玉島に有餘館を開塾し、川田剛入塾。 |
| 弘化元年 | 一五歳 | 勝静入封。山田方谷、勝静の侍講となる。 |
| 二年 | 一六歳 | 二月、祖父伝太郎歿、七四歳。この年、方谷に名を請い、名を毅、字を遠叔と名付けられる。 |
| 四年 | 一八歳 | 方谷、津山藩に天野直人を訪ね砲術を学ぶ、中洲も同行。一カ月滞在。夜は本源寺にて古本大学を講じる。 |
| 嘉永元年 | 一九歳 | 牛麓舎塾長となる。玉島に川田剛を訪ねる。 |
| 二年 | 二〇歳 | 四月、勝静襲封。▼八月、前藩主の勝職江戸で歿す。同月、讃岐に遊ぶ。▼一二月、方谷は藩の元締となり吟味役を兼ねる。▼この年、中洲の兄の正繩が租米を運ぶため江戸に行き、中洲は代りに家に戻る。 |
| 三年 | 二一歳 | 松山藩、この年より藩政改革を断行。方谷は多忙で、中洲が牛麓舎の講義を代行。この年から貞一郎と名乗る。 |
| 四年 | 二二歳 | 六月、勝静、奏者番に任じられる。 |
| 五年 | 二三歳 | 三月、津藩を去り伊勢津藩に遊び斎藤拙堂に師事。 |
| 六年 | 二四歳 | 伊勢津藩に滞在。二月に伊賀上野に遊び、大和月瀬、南都等置等を訪れ「探梅日録」を著す。▼六月、ペリー浦賀に来航。▼七月、プチャーチン長崎に来航。 |
| 安政元年 | 二五歳 | ▼九月、幕府大船建造の禁を解く。 |
| 二年 | 二六歳 | 伊勢津藩に滞在。▼一月、ペリー再び浦賀に来航。江戸にペリー艦隊の探索に出る。三月、津藩に帰る。「探辺日録」を著す。▼八月、日米和親条約を締結。 |
| 三年 | 二七歳 | 伊勢津藩に滞在。正月、清国の漂流船が志摩島羽に漂着。中洲、感ずるところあつて、「屯兵策」を著す。 |
| | | 三月、津藩を辞して帰郷。川北梅山の証言(「送三島遠叔序」)によれば、津藩遊学中の著作は一五種。「詩書輯説」二卷、「禹貢図」一巻、「三天図」一巻、「古今文系表」一巻、「漢書百官志図」一巻、「明史職官志図」四卷、「温史通論」一巻、「明史名臣及宰相品第」各一巻、「古今人文集」一七卷、「涉獵日記」一〇卷、「興雑誌録」三卷、「問津稿」二卷、「探梅日録」一巻、「探辺日録」一巻である。帰りに京都により、家里松島、安藤秋里、池内陶所、家長韜菴、奥野小山等の諸儒を歴訪。小山は問津稿後を書き、「連編雄麗歳気筆端に溢る。僕かつて少年文豪を評して云はく、高松に片山冲堂あり、福山に浜野以寧ありと。今また一句を添えて曰く、備中に三島遠叔ありと。」▼五月、母と讃岐に遊び金比羅宮を拜す。この年は家で読書。書斎は古桐の南にあり、桐南精舎と号す。▼八月、アメリカ総領事ハリス下田に着任。 |
| 四年 | 二八歳 | 六月、進昌一郎が方谷の書を持って来訪、仕官を勧め、松山藩に仕官。学費三口糧を受ける。▼八月、勝静、寺社奉行となる。▼九月、播磨諸藩に遊び京都にいたる。家里松島、巽遜齋らと嵐山にて舟で遊び、丹波亀山に行き、奥平小太郎の家に宿す。川田剛を近江大溝の寓居に訪ね、方谷の松山藩仕官の意を伝え、共に竹生島に遊ぶ。▼一〇月、京都を出て津藩の旧師友を訪ね、江戸に出て安積良斎、安井息軒、塩谷岩陰、藤森弘庵等の諸儒を歴訪。 |
| 五年 | 二九歳 | 四月、井伊直弼、大老に着任。同月、昌平饗に遊ぶ。江戸の水本成美、会津の高橋彰広、広沢安任、佐賀の長森敬斐、伊予の藤野正啓、仙台の岡千仞、富山の岡田信之、竜野の股野琢、加賀の野口之布、大村の松林漸、長門の高杉晋作等一時在寮。▼六月、日米修好通商条約に調印。紀州藩主徳川慶福を將軍継嗣に決定。▼一〇月、小野光右衛門歿、七四歳。 |
| 六年 | 三〇歳 | 二月、勝静、寺社奉行を罷免される。▼三月、昌平饗を辞して帰郷。▼五月に備後福山に浜野以寧を訪ね、共に森田節齋を藤江の寓居に訪ねる。▼六月、新たに禄五〇石を賜い、大小姓、有終館会頭となる。城外の智導寺に寓居。▼七月、河井継之助松山に来遊。▼九月、安政の大獄始まる。▼同月、佐藤一斎歿、八八歳。▼一二月、岡田藩士の娘三宅鳥と結婚。 |

| | | | |
|------|--------|-----|---|
| 萬延元年 | (二八六〇) | 三一歳 | 三月、桜田門外の変。▼四月に昌平齋に再遊。詩文掛となる。 |
| 文久元年 | (二八六一) | 三二歳 | 二月、勝静、寺社奉行に再任。方谷は特命により上京、顧問となる。中洲は勝静に書を奉じて学政を論じ、帰藩してその改革に当るべく命があり、四月、吐血した方谷について松山に帰藩して吟味格となり、有終館学頭となる。進昌一郎宅に寓居。▼六月に小高下に宅を賜い移住。虎口溪舎と名付ける。塾生が増え、新たに塾舎を新築。南舎という。 |
| 二年 | (二八六二) | 三三歳 | 正月、坂下門外の変。▼二月、和の宮降嫁。▼三月、勝静、老中となる。▼六月、勅使大原重徳、島津久光の軍と共に東下。▼七月、一橋慶喜、将軍後見職となり、松平春嶽、政事総裁となる。▼閏八月、松平容保、京都守護職となる。▼一〇月、勅使三条実美、姉小路公知、東下して将軍上洛を促す。同月、勝静の密命で、西国視察の旅に出る。一〇月中旬に松山を立ち、十一月には北九州の諸国を巡り、長崎に到着。長崎の清国人林雲達と筆談し、「瓊浦筆談」を著す。同月、方谷は勝静に辞任を勧め、自分も致仕を願う。同月、快風丸、試運転。▼十二月、筑後、肥後の諸藩を経て日向清武に到着。同月、方谷は致仕を許されるが、当分は江戸に留められる。 |
| 三年 | (二八六三) | 三四歳 | 清武で正月を迎える。日向豊後の諸藩を巡り、馬関より舟で備後に着き、二月初旬に松山に帰る。「西国探索録」「観風余稿」を著す。▼二月、妻の薦、女兒花枝を生むが産後の経過が悪く歿、二四歳。▼三月、花枝もまた死す。同月、中洲、軍艦掛を兼任。同月、将軍家茂入京。勝静も従う。▼四月、松平春嶽、辞職して帰国。勝静、辞職の機会を失う。中洲は四月に入京。林富太郎と共に君側にあつて補佐。方谷は年初に一旦帰国の後、上京。幕府、五月一〇日を以て攘夷の期限と上奏。▼五月、長州藩、下関で外国軍艦を砲撃。同月、家里松島暗殺される、三七歳。▼六月、将軍は海路江戸に戻り勝静も従う。勝静は辞表を書くが、結局辞職せず。▼七月、薩英戦争起る。▼八月、吟味役に転じる。同月、会薩同盟成立。▼九月、帰藩。▼十一月、喜多村雪と結婚。 |
| 元治元年 | (二八六四) | 三五歳 | 正月、将軍家茂再度入京。▼五月、将軍家茂江戸に戻る。▼六月、勝静、老中を退く。▼七月、蛤御門の変。同月、学頭及び隣好掛を兼任し、岡山藩に使者に立つ。隣好を修め、備中海岸七村の巡視を行う。この七村は幕府管轄であり松山藩に防衛の命があつたためである。▼八月、幕府、長州征伐を命令。▼九月、福山藩に使者に立つ。▼十一月、第一次征長始まる。松山藩は山陽道の先鋒となり、十一月三日に松山を進発。中洲は小荷駄奉行兼陣場奉行として従軍。一〇日に広島に到着、兵は一二の寺に分駐。しかし攻撃は中止。一二月二八日に撤兵。 |
| 慶応元年 | (二八六五) | 三六歳 | 元日を広島で迎える。勝静は二月に帰藩。中洲も同月二〇日に帰国。▼見五月、京都守護職の会津藩主と京都所司代の桑名藩主が、将軍後見役慶喜の意志を受け、連署で勝静の復職を勧める。中洲は勝静の返書を持って両藩主に謁見し、これを固辞。▼七月、斎藤拙堂歿、六九歳。▼九月、福山藩に使者に立つ。▼一〇月、開港の勅許。同月、幕命により勝静入京。中洲も従う。勝静、老中に再任。 |
| 二年 | (二八六六) | 三七歳 | 正月、薩長同盟成立。▼四月、第二奇兵隊の脱走兵が倉敷代官所を襲撃し、中洲の甥定太郎が戦死、一八歳。▼五月に岡山藩主の使者が来訪。同月下旬、勝山、津山の諸藩に使者に立つ。▼六月中旬、倉敷騒動の際の岡山藩兵との摩擦の調整のため岡山藩に使者に立ち、藩主と日置帯刀に謁見。同月、武備掛を兼ねる。下旬、度支の仕事で入京。勝静に謁し、七月下旬に帰る。▼七月、将軍家茂、大坂城にて薨去。方谷、一橋公を立て、開港勅許以前の攘夷を表彰し、公明な政治を行う、大挽回の策を上奏。▼一〇月、中洲、この藩論を以て入京。▼一月中旬、中洲、度支の仕事で大坂に使役。慶喜は既に將軍となり在京。勝静も従う。中洲は入京して謁見。一月中旬中に帰藩。 |
| 三年 | (二八六七) | 三八歳 | 昨年の秋の不作で、近隣諸国では一揆が頻発して物騒然としていたが松山では早くから官庫を開いて救済、封内は穏やかであった。中洲に功があり、三月、賞金を賜う。同月、岡田藩に使者に立つ。春、倉敷代官が欠員の間に、哲多郡の村民が村役人を訴えたが、村役人が代官所の属吏に賄賂を贈り、逆に村民が捕えられ、一郡騒然となる。幕吏の杉浦竜八郎が中洲に相談し、村役人を罰して解決。▼九月、奉行格となり、洋学総裁を兼ねる。▼一〇月、大政奉還が上奏される。▼一二月、王政復古の大号令。同月、岡山藩に使者に立つ。 |
| 明治元年 | (二八六八) | 三九歳 | 正月、鳥羽伏見の戦。藩老大石隼雄らと鎮撫使軍を美袋に迎えて降伏、松山開城。熊田恰自刃、四四歳。中洲は三浦泰一郎と共に鎮撫使の応接に当る。勝静は兵乱にまぎれ、東北に向う。藩士は徹行探索に当り、社稷回復を図る。▼三月、五ヶ条の御誓文。▼四月、討幕軍江戸入城。▼五月、奥州で戦い始まる。▼八月、河井継之助、会津山中にて戦死、四二歳。同月、松山藩は勝弼を江戸より迎える。同月、長子桂、誕生(側室赤木氏の子。妻雪が引き取る)。▼九月、会津降伏。 |
| 二年 | (二八六九) | 四〇歳 | 二月、次女梅子、誕生(妻雪の実子)。▼四月、勝静、函館を脱出、東京で自首し安中藩に預けられる。▼五月、榎本武揚ら函館にて降伏。▼六月、版籍奉還。▼八月、勝静父子、安中藩で終身禁固となる。▼九月、鎮撫使軍撤兵。藩は二万石で復活。勝弼は高梁藩知事に任じられる。▼十二月、中洲は致仕を願い出る。 |
| 三年 | (二八七〇) | 四一歳 | 正月、家督を長男桂に譲り、姓を改め上田(遠祖の姓)と称し、中洲と号す。▼二月、知事の家令となる。▼三月、次女梅子歿、二歳。▼四月、高梁藩の権大参事に推されるが固辞。▼五月、新塾落成。此塾と名付ける。来塾者数一〇名。▼閏一〇月、妻喜多村雪歿、二八歳。 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--|
| 四年 | (二八七二) | 四二歳 | 正月、妹尾沢子(美作市瀬村の庄屋興太郎の妹)と結婚。次子廣、誕生(側室赤木氏の子。妻沢子が引き取る)。▼二月、塾を新設し、西塾と名付ける。この頃塾生およそ六〇名、三備、因州、播州、作州、和泉、豊州の人たちである。▼三月、林富太郎歿、五九歳。▼七月、廃藩置県。中洲、家令を辞す。▼九月、母柳歿、六三歳。 |
| 五年 | (二八七三) | 四三歳 | 二月、勝静ら釈放。▼三月、三女藤乃、誕生(沢子の実子)。▼七月、徵命あり。▼八月中旬に上京。湯島の板倉邸に寄寓。▼九月、司法省七等出仕。姓を三島氏に復す。 |
| 六年 | (二八七四) | 四四歳 | ▼一月、東京裁判所勤務。同月中旬に家族が上京。三月、司法権少判事。▼四月、足柄裁判所に赴任するが変更となり、香取神社を拜し、利根川を下り、鹿島神社を拜し、大洗神社に詣で、水戸を経由、九月二日、土浦に帰着。▼一月一日、家族で筑波山に登る。 |
| 七年 | (二八七五) | 四五歳 | 二月、佐賀の乱。同月、明六社が実際の活動をはじめめる。中洲、土浦在住。▼五月、萬里小路藤房の遺跡を藤沢村に訪ね、北島親房の遺跡を小田村に訪ねる。後にこれらの人の建碑のため撰文。▼八月、日光に遊び中禅寺湖、華嚴の滝を見、温泉に浴す。九月一〇日に帰着。 |
| 八年 | (二八七六) | 四六歳 | 四月、東京裁判所に転じて東京に戻る。新治におよそ二年。常陸は古來健訟の地と言われ、幕末から維新に際して未決着の訴訟が滞積していたが、寢食を忘れて裁決し、一年で訴訟はやや暇になった。近くの名勝を訪ね、詩文が溜まって巻をなす。「霞浦游藻」という。▼五月、七等判事となる。同月、六等判事に進む。 |
| 九年 | (二八七七) | 四七歳 | ▼六月、老番町に邸を求めて移住。▼九月、従六位。▼一〇月、民事課を兼掌し、訴訟規則を草す。この年、籍を東京に移す。 |
| 一〇年 | (二八七八) | 四八歳 | 二月、大番院民事課に転じる。同月、汽船衝突事件の裁判のため判事七人が特選され、中洲もこれに加わる。 |
| 一年 | (二八七九) | 四九歳 | 二月、西郷隆盛ら鹿児島を進発、西南戦争始まる。▼六月、山田方谷歿、七三歳。同月、大番院判事を退職。▼八月、帰郷して先祖の墓に参り、方谷を西方村に弔う。▼九月、帰京。同月、西郷隆盛、城山に死す。▼一〇月一〇日、漢学塾を設立。▼十一月、高梁の旧宅を売却。東京を終焉の地とする。同月、修史館一等修撰長松幹が来訪し、討薩実録を撰することを勧めるが固辞。▼十二月、邸内に塾を新築。二松学舎と名付ける。この頃塾生およそ五〇名。 |
| 二年 | (二八八〇) | 五〇歳 | 二月、東京師範学校長の秋山恒太郎の要請により東京師範学校に出講。この月、勝静、勝弼、川田剛、中洲、神戸謙二郎、堀周平を発起人に、第八十二国立銀行創立願書を提出。▼四月、同街城井氏邸を借り、塾生を置く。これを第二外塾と呼ぶ。同月、大石雄雄の長女を養女として杉本重遠に嫁がせる。▼五月、八十二国立銀行、認可。▼六月、同街四四番邸を買い、第二外塾という。塾生およそ二〇〇人。▼八月、山田方谷の碑銘を撰文。▼十一月、富士見街豊原氏邸を借り、塾生を置く。名付けて第三外塾という。併せて四塾。塾生およそ二五〇人。▼十二月、末子復、誕生(妻沢子の実子)。 |
| 三年 | (二八八一) | 五一歳 | 二月、東京大学総理の加藤弘之が来訪。漢学部の講師を要請。中洲これを受諾。▼四月、神戸謙二郎歿。五七歳。▼八月、明宮(後の大正天皇)誕生。一月に四四番邸に柳塾と名付けた新塾を新築。第二外塾を廃す。▼二月、四五番邸を買い、寒流石上一株松舎と名付けてここに住む。四六番邸を本塾として講堂をおく。▼六月、「二松学舎翹楚集」に、中江兆民「論公私利」が掲載される。兆民は以後、明治一五年ごろまで入塾。▼七月、長子桂を連れて伊香保温泉にゆき、「澡泉餘事」を著す。▼九月、更に新塾を四四番邸に建てる。第三外塾を廃止する。 |
| 四年 | (二八八二) | 五二歳 | 一月、阪谷朗廬歿、六〇歳。▼五月、兄の舒太郎及び妹の増が上京。▼六月、下谷天王寺に土地を買い、浅草華徳院にあった父の墓を移す。同月、富士見街三三番邸を買い、梅塾と名付ける。あわせて三邸。塾生およそ三〇〇人。▼八月、東京大学教授となる。八月一〇日の「興亜会報告第十八集」に、三島毅が新たに同盟員になったとの記事あり。▼九月、正六位。▼一〇月、江木鰐水歿、七二歳。この年春ごろ、夏目漱石入塾(次の年?)。 |
| 五年 | (二八八三) | 五三歳 | 四月、長子桂、栃木県にいる進昌一郎のもとに遊学。▼五月、東京大学古典講習科発足。▼八月、桂、廣の二子と娘藤乃を連れて伊香保温泉に浴す。▼一〇月、鷲津毅堂歿、五八歳。▼十一月、東京大学古典講習科に漢書課増設。 |
| 六年 | (二八八四) | 五四歳 | 二月、従五位となる。▼三月、長子桂、備中興讓館に遊学。▼八月、上総鹿野山に遊ぶ。諸名勝を観て一七日帰京。「小凶雨録」を著す。同月、神崎貞三郎の第二女を養女とし、小野静雄に嫁がせる。 |
| 七年 | (二八八五) | 五五歳 | 八月、門人の斎藤良一の誘いによって次子廣と共に、横須賀造船所を觀、浦賀、金沢に遊び、富岡の海岸に浴す。帰って、「三日文詩」を著す。▼九月、長男桂、備中より戻る。▼十一月、進昌一郎歿、六四歳。 |
| 八年 | (二八八六) | 五六歳 | 二月、長子、桂が東京大学古典講習科漢書課に入学したが、四月に海外留学のため大学中退、横浜からサンフランシスコに出発。▼七月、三女藤乃歿、一四歳。▼八月、東京師範学校嘱託を辞める。▼九月、九月二五日の「亜細亜協会報告」に、三島毅が一般会員から賛成会員になるとの記事あり。▼十二月、東京学士院会員となる。同月、節酒会にて「周易節卦講義」を講演。この年、東大古典講習科、新規募集停止。 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--|
| 一九年 | (二八八六) | 五七歳 | 一月、東大総理、加藤弘之から渡辺洪基に交替。▼三月、東京大学教授を退く。同月、東京大学、帝国大学となる。同月、南総の千葉頼太郎の誘いに応じ、次子廣と南総に遊び、梅花村荘に宿す。また町田桃林を謁、「南総応酬詩録」を著す。▼八月、佐野の人須永元及び在地の門人たちがその地に招いたため、近金山、道行山、唐沢山、磯山などを見、足利学校を見、日光山に遊んで帰る。その間一九日。「印須目録」を著す。同月、玉乃世履歿、六二歳。▼一〇月、東京学士会院にて「義利合一論」を講演。 |
| 二〇年 | (二八八七) | 五八歳 | 二月、東京学士会院にて「会人所聚日道の解」を講演。▼四月、山梨県、都留の人の招きに応じて谷村文墨会に赴き、西涼寺に宿し、二〇日に帰京。「南峽詩録」を著す。▼七月、故あって長子桂の戸主を廃止。中洲自身が戸主に戻る。同月、甲斐人の招きに依りて文墨会に赴き、巨摩溪に遊び、身延山に登る。富士川を下り、塔沢温泉に浴して帰る。「北峽詩録」を著す。▼十一月、東京学士会院にて「修身衛生理財一論」を講演。▼十二月二八日、廣、復の二子をつれて熱海温泉に遊ぶ。三月、大審院検事となる。奏任官三等。専ら新撰民法の編纂に従事。▼五月、東京学士会院にて「崇神論」を講演。▼八月、司法省の優命により熱海に避暑して民法を編纂。▼九月、熱海を発つて絵島に遊ぶ。これより先に文部省は学制を改革。このため都下で儒学を講じるものは多く節を屈したが、二松学舎は継続。中洲は在官のまま毎朝早くに講義してから出勤するという生活を続けた。この頃までの塾生およそ三〇〇〇。▼十二月、休みを乞うて池山温泉に浴す。この年、東大古典講習科全廃。 |
| 二一年 | (二八八八) | 五九歳 | 二月、明治憲法発布。▼四月、板倉勝静歿、六七歳。▼九月、大石隼雄の第六女を養女とし、一〇月に加賀人大城戸宗重に嫁がせる。▼十一月、東京学士会院にて「強肉弱食の説」を講演。同月、憲法発布記念章を賜う。 |
| 二二年 | (二八八九) | 六〇歳 | 四月、山田方谷の孫娘を養女とし旧松山藩人熊田鐵次郎に嫁がせる。▼五月、斯文学会にて「陽明四句訣の略解」を講演。同月、妹尾武太郎の妹信子(妻の姪)を養女とし、八月、備前人、児島献吉郎に嫁がせる。同月、河井継之助の碑文を撰文。▼一〇月、東京学士会院にて「古礼即今法の説」を講演。同月、判事に転じて休職する。同月、教育勅語を発布。▼十一月、明治憲法施行。▼十二月、皇太子に立太子の賀詩を献じ、皇太子より千歳菊を賜う。 |
| 二三年 | (二八九〇) | 六一歳 | 四月に病となるが半月で癒える。この年より髭を蓄えはじめる。▼六月、中村敬字歿、六〇歳。▼七月、長子桂がワシントン法律大学を卒業して帰国。東京学士会院にて「公論是凡論の説」を講演。▼九月、養女辰子が旧高梁藩人柳井貴三に嫁ぐ。▼十一月、桂、大隅重信の養女と結婚。この年元田永孚死去、七四歳。この年、東京専門学校(早稲田大学)講師となる。 |
| 二四年 | (二八九一) | 六二歳 | 一月、桂、離婚。▼二月、鎌田玄溪歿、七四歳。▼四月、斯文学会にて「競争謙讓相濟説」を講演。▼五月、東京学士会院にて「孔子自釈仁説」を講演。▼七月、桂、小永井小舟の娘と結婚。▼九月、国学院に出演。▼一〇月、復をつれて大磯と小田原に遊び、「遊湘小稿」を著す。 |
| 二五年 | (二八九二) | 六三歳 | 一月、東京学士会院にて「勤王在勤民の論」を講演。▼七月、廣、復の二子をつれて備中に帰り、祖先及び山田方谷の墓に参拝。兄弟、親戚を訪れ讃岐に遊ぶ。▼九月に帰京。「焜展日誌」を著す。▼十二月、東京学士会院にて「性の説」を講演。 |
| 二六年 | (二八九三) | 六四歳 | 七月、復と共に越後に遊び、門人数名を連れて佐渡にわたり鉾山を觀る。にわかには脳出血を患う。▼八月、越後赤倉に帰り、温泉に浴して病ほとんど治癒。同月、日清戦争始まる。▼九月帰京。「赤倉二十勝記」「擬陸遊誌」を著す。▼一〇月、東京専門学校(早稲田大学)講師を辞す。▼十二月、家産を三子にわけける。この年、次子廣、二松学舎舎長となる。 |
| 二七年 | (二八九四) | 六五歳 | 四月、日清戦争終結。▼五月、神崎貞三郎の第三女を養い、摂津人、久保雅友に嫁がせる。▼一〇月、帝国大学講師となる。東京学士会院にて「学問の標準」を講演。一月、復と大磯に遊ぶ。▼二月、川田剛歿、六七歳。これにより三月、東宮御用掛となる。勅任に準じる。帝国大学講師を辞す。▼六月、東宮侍講、勅任三等。三級俸となる。同月、天皇、皇后、皇太子より夏衣一函及び金若干を賜う。▼七月、正五位に任ず。皇太子に從い日光に避暑。同月、東京学士会院にて「仁齋学の話」を講演。▼八月、休みを賜い塩原温泉に浴す。九月、帰京。▼十一月、皇太子より少尉旧軍服及び菊章旧衣裳を賜う。▼十二月、天皇、皇后、皇太子より冬衣及び金若干を賜う。これより毎年夏冬にこれを賜う。二四日、皇太子沼津に避寒。中洲これに從う。 |
| 二八年 | (二八九五) | 六六歳 | 一月、皇太子、沼津行宮にて開講。▼三月、皇太子に從つて帰京。「沼津十六景記」を著す。▼四月、弘道会にて「三利説」を講演。▼六月、東京学士会院にて「孔子非守旧家弁」を講演。同月、勲四等、瑞宝章。▼七月下旬、暇を乞うて伊香保温泉に避暑。▼八月、板倉勝静の碑銘を撰文。八月三十一日、皇太子の一八回目の誕生日であり、葉山に赴きこれを賀す。皇太子より酒と物を賜う。数日間侍講して帰京。▼一〇月、桂、三番目の妻、満寿との間に、長子一、誕生。▼十一月、皇太子より久保田米僊の画幅を賜う。この年、板倉本支両家の家令を事実上辞す。明治四年に正式に家令職を辞したが実質はこの年まで続いていたものである。 |
| 二九年 | (二八九六) | 六七歳 | 一月、葉山にて侍講。▼四月、沼津にて侍講。▼五月、皇太子に從つて帰京。同月、川田剛の碑銘を撰文。▼六月、遠祖上田孫次郎実親の碑銘を撰文。山田村、鬼身城の麓、華光寺境内に建立。▼七月、皇太子に從つて沼津に赴く。▼八月、大宮浅間神社に詣で、名勝を採訪し、「猗蘿吟草」を著す。同月、島田重礼歿、六一歳。▼九月、沼津にて侍講。▼一〇月、皇太子が京都の先陵を拝すため出発。中洲は大磯駅まで見送る。同月、「中洲文稿第一集」発行。▼十一月一日、皇太子が帰京し、土産数種を賜う。 |
| 三〇年 | (二八九七) | 六八歳 | |
| 三一年 | (二八九八) | 六九歳 | |

| | | |
|-------------|-----|---|
| 三三二年 (二八九九) | 七〇歳 | 一月、講書始に「周易」を進講。皇太子に従って沼津に侍講。▼三月、子爵板倉勝達の第三男勝輝を仮子となし、更に備前野崎武吉郎の次女の婿となす。同月、兄の舒太郎歿、七三歳。廣が代りに会葬。同月、文学博士(根本通明、三上参次らと同時)。▼四月、皇太子に従って葉山に移る。▼五月、「中洲文稿」を天皇、皇后、皇太子に献す。皇太子より写真像を賜う。東宮侍講を命じられて以来、皇太子に従って東に西に赴く間に詩が一巻となり、「陪鶴余音」と名付ける。▼六月、古希の寿宴を上野公園梅川楼に開き、弟子が銅像を鑄造して献す。集う者一五〇人。同月、沼津に赴く。▼七月、帰京。同月、暇を乞い、箱根の湯に皮膚病を癒す。「蘆泉余滴」を著す。▼八月、日光の離宮にて侍講。同月、大石雄雄歿、七一歳。▼九月、東宮に従って帰京。播州舞子の行宮にて侍講。同月、兄の墓参に帰郷。 |
| 三三三年 (一九〇〇) | 七二歳 | ▼一〇月、重野安繹、三島中洲、吾妻兵治、松本正純ら、善隣訳書館を創立。日清提携の理念に基づき、日本が受容した西洋の「新法」を中国に提供することを目的とした。▼十一月、「舞子陪遊詩歴」を著す。同月、軍艦で沼津に帰る。▼十二月、軍艦に陪乗し、葉山に帰る。勅任二等、二級棒となる。 |
| 三三四年 (一九〇一) | 七二歳 | 一月、講書始に「大学」を進講。葉山に赴く。同月、秋月章軒歿、七七歳。▼三月、暇を乞うて帰京。古希の寿宴を芝紅葉館に開く。集う者三〇〇人。皇太子より寿詩及び菊章銀杯を、有栖川宮よりも寿詩及び銀製紙煙小巻を賜う。この日に贈られた詩文は数百。「従心寿言」と名付ける。同月、再び葉山に赴く。ある日、皇太子は王陽明の四句訣の簡易さを誉め座有に掲げるため、大書を命ず。▼四月、皇太子に従って沼津に赴き、五月、皇太子に従って帰京。同月、皇太子納妃典を挙げる。天皇より旭日中授章を賜う。皇太子には菊花三重銀杯及び白縮緬一匹を、妃からは白絹一匹及び魚価五〇円を賜う。▼七月、東京学士会院にて「学問唯知の説」を講演。▼八月、日光の離宮にて侍講。九月、帰京。▼九月二四日正午、千種殿にて天皇の陪食を賜う。▼十一月一日、天皇、皇后に従い、一七日に皇太子、妃に従って、赤坂御苑に菊を見、宴を賜う。同月、「中洲文稿第二集」発行。▼十二月、皇太子が九州巡遊し、土産数種を賜う。 |
| 三三五年 (一九〇二) | 七三歳 | 一月、沼津の離宮に赴く。▼三月、皇太子に従って帰京し、また皇太子に従って葉山に赴く。▼四月二九日夜、後の昭和天皇降誕の内宴。五月三日、皇太子に従って帰京。五月五日に命名式があり、裕仁と命名される。午後宮城に参賀、祝酒。▼六月、勲三等瑞宝章。同月、脳出血再発により休養。皇太子及び有栖川親王より慰問を賜う。▼七月、従四位。▼八月、皇太子魚価金三〇〇円の慰問を賜う。▼一〇月、病癒え、皇太子及び妃に拝謁。両殿下は病を憐れみ隔日の進講を命ず。鎌倉の行宮にて侍講。▼十一月、皇太子に従って葉山に移る。▼十二月、帰京。同月、復、野崎武吉郎の養女、大田美代と結婚。 |
| 三三六年 (一九〇三) | 七四歳 | 一月、講書始に「書経」を進講。葉山に赴く。八日、東宮開講。一七日、感冒にかかって帰京。▼二月、病癒えて再び葉山に赴く。▼三月、復、新婦と共に来訪翌日、共に舅の小野随陽翁を大磯に訪ねて絵島、鎌倉らの名勝を遊覧する。▼四月、皇太子に従って帰京。▼五月、郷友三浦泰一郎、復と牛島に藤を見る。同月、皇太子が七〇以上の老臣六人を召され、宴を賜う。▼六月、葉山に赴く。▼七月、涼宮命名式。酒及び物を賜う。同月、復が訪れたところ皇太子が特にこれを召され数種の物を賜う。▼八月、皇太子と共に塩原に赴く。▼九月、帰京。召命により再び塩原に赴き、皇太子と共に帰京。▼一〇月、皇太子に従って葉山に赴く。▼十一月、二等一級棒となる。 |
| 三三七年 (一九〇四) | 七五歳 | 一月、葉山に赴き、また沼津に赴く。▼三月、葉山に赴き、四月、帰京。▼五月下旬、皇太子及び妃、大阪の博覧会に出席され、六月月上旬に帰京され、土産を賜う。同月、生齒の碑を郷里の中島及び高梁に立てる。▼七月、門人が二松義会を設立し、資金を募る。同月、皇太子、塩原に避暑。塩原で侍講。▼八月、休みを賜わり帰京。▼十一月、皇太子は沼津に居り、召命により侍講。 |
| 三三八年 (一九〇五) | 七六歳 | 二月、沼津に赴く。同月、日露戦争始まる。▼三月、帰京。▼七月、復、東京帝国大学文科大學漢学科を卒業。▼一二月、沼津に赴く。 |
| 三三九年 (一九〇六) | 七七歳 | 一月、沼津離宮に赴く。▼二月、川北梅山歿、八四歳。中洲哭詩を以て追悼。後に墓碑銘及び遺稿の序を作る。▼四月、皇太子主催の賀宴に出席。両陛下の観桜御宴に陪席。同月、奉天会戦に勝利。▼八月、休みを乞うて夫人と箱根の湯に遊ぶ。九月三日、帰京。▼九月、日露戦争終結。▼一〇月、皇太子主催の日露戦争終結の賀宴に出席。▼十一月、感冒にかかると、皇太子及び妃鶏卵一箱を見舞いに下賜される。一二日癒えて進講。二二日、皇太子及び妃赤坂御苑にて観菊の宴を張り、中洲も陪席。皇太子伊勢神宮を拝し、土産を賜う。▼十二月、皇太子は呉軍港での進水式に臨み、土産を賜う。この年、根本通明死去、八五歳。この年、伊勢遊学時代から手がける七経の私録三八冊、完成。 |

▼二月一六日、帰京。二五日、再び葉山に赴く。▼三月、勅命により木戸公神道碑を撰文。▼五月、門人達が喜寿の祝宴を赤坂に設ける。二松学舎創立三〇周年、及び同門諸子の凱旋祝いを兼ねる。▼七月、正四位。▼一〇月、大蔵大臣阪谷芳郎、通信大臣山田伊三郎、文部大臣牧野伸顕が星岡茶寮に中洲を迎え、旧誼を謝す。中洲は一詩を作ってこれを謝す。この年、平塚雷鳥、日本女子大卒業後、二松学舎に入塾。

| | | | |
|------|--------|-----|---|
| 四〇年 | (一九〇七) | 七八歳 | 一月、口頭にできものができ、皇太子より王子一五〇個の慰問を賜う。二月に入っても完治せず、皇太子及び妃より再び慰問を賜う。▼二月、葉山に赴く。▼三月、帰京。▼五月、痛風にかかる。東宮に許しをえて湯河原温泉に行く。▼六月、帰京。同月、勅任一等となる。▼七月、皇太子より七〇歳以上の老臣一〇名に晩餐を賜う。中洲もその一人として同席。▼八月、那須温泉に行く。▼九月、帰京。同月、三七八年の労を賞し、金一五〇円を賜う。皇太子の征露文書への賛によるものである。▼十一月、贈位故賢記念会にて「中江藤樹、伊藤仁齋両先生」を講演。 |
| 四一年 | (一九〇八) | 七九歳 | 一月、葉山に赴き、三月帰京。▼四月、孔子祭典会(第二回)。中洲が祭主。▼六月、勲二等瑞宝章。▼八月、二松学舎夏季講習会にて「天地万物相食以生説」を講演。 |
| 四二年 | (一九〇九) | 八〇歳 | ▼一〇月、東宮、東北を巡遊し土産数種を賜う。▼十一月、「道德経済合一説」を哲学会で講演。この年「中洲文稿第三集」発行。 |
| 四三年 | (一九一〇) | 八一歳 | 二月、葉山離宮に赴く。▼四月、南摩羽峰歿。八七歳。同月、孔子祭典会にて「孔子兼内修外修説」を講演。▼五月、八〇歳賀宴。皇太子及び妃、銀製煙草入れ及び金一万円を賜う。▼一〇月、伊藤博文ハルビンで死す。中洲哭詩を以て追悼。▼十一月、「中洲講話」出版。同月、依田学海歿、七七歳。この年、復、二松学舎舎長となる。 |
| 四四年 | (一九一一) | 八二歳 | 一月、講書始に「論語」を進講。皇太子に「文武合一説」を進講。同月、東宮、葉山に避寒されこれに従う。▼四月一日、帰京。▼八月、諏訪、伊那、松本に遊び、「鵝湖漫藻」を著す。▼九月、帰京。同月、兄嫁多喜子歿、七九歳。▼十二月、重野成斎歿、八四歳。 |
| 四五年 | (一九一二) | 八三歳 | 一月、講書始に「周易」を進講。一三日、皇太子に「君子重言行」の一語を進講。東宮、この語を大書して賜う。同月、二松義会財団成る。このことを聞かれた皇太子より三百円を賜う。▼三月下旬、感冒にかかり、四月末になっても完治せず、皇太子より慰問品を賜う。五月に完治。▼八月一日、伊豆伊東温泉に行く、二九日に帰京。▼同月、従三位。▼一〇月、大阪の懷徳堂が中井竹山以下の記念祭を行い、名誉会員となる。山田方谷は佐藤一斎及び丸川松隠に学び、この二人はいずれも竹山に学んだ関係により、中洲の学もここに淵源をもつ故である。▼十二月二日、帝国教育会が中洲を名誉会員に推す。三日、二松学舎三五周年の宴を行う。参加者およそ一〇〇人。 |
| 大正二年 | (一九一三) | 八四歳 | 一月、皇太子は葉山に避寒されこれに従う。▼三月、帰京。▼四月、孔子祭典会(第六回)。中洲が祭主。▼五月七日、皇太子に召され晩餐を賜う。▼七月、明治天皇崩御。皇太子踐祚。▼九月、東宮侍講職をやめ、宮内省御用掛に変わるが、実質は侍講を職務とする。年金一五〇〇円に加えて恩給一〇〇〇円を賜う。▼十二月、明治天皇の遺品として金製鈕釦、銀製煙草入れを賜う。同月、妻沢子歿、七二歳。大正天皇、詩を以て弔問。 |
| 三年 | (一九一四) | 八五歳 | 七月二日、葉山離宮にある両陛下の召しに応じて侍講。二四日に帰京。二五日、車から落ちて負傷。大正天皇、詩で慰問。侍医頭に命じて往診。▼八月、傷は癒えるが疲れがとれず、両陛下より再び慰問の品を賜う。▼九月、暇を乞うて湯河原温泉に行く。▼一〇月、帰京。▼十一月より参内し天皇の政務の暇に侍講。 |
| 四年 | (一九一五) | 八六歳 | 一月、講書始に「書経」無逸篇首三節を進講。一三日、暇を乞うて湯河原温泉に行き、二六日に帰京。▼七月、明治天皇の遺品五品、水晶彫刻杖、赤間関彫竜石硯、大筆、彫竜唐墨、金制亀を賜う。二六日から発病、八月中旬まで伏す。▼九月、暇を乞うて湯河原温泉に行き、一〇月に帰京。▼十一月、孔子祭典会(第八回)の祭主。同月、再び発病、▼十二月に治癒。一三日、両陛下より雪中山水図、鯛一匹、金一万円を賜う。 |
| 五年 | (一九一六) | 八七歳 | 二月に感冒にかかりおよそ一か月で治癒。▼三月、湯河原温泉に行き、四月末に帰京。▼五月から毎日曜、月曜に進講。▼六月、進講のため参内した時、階段を踏み外して転倒。発語、歩行が不自由となる。▼七月、職を退く。宮中御用掛は以前と同じままで、宮中顧問官となる。特旨により一万円が下賜され、二松学舎資金にあてる。▼一月、大正天皇、京都にて即位。中洲は賀詩を献す。▼一月、勲一等瑞宝章、銀杯及び金二五〇〇円を賜う。 |
| 六年 | (一九一七) | 八八歳 | 一月、絵原村荘に避寒。▼三月、帰宅。▼七月、絵原村荘に避暑。▼八月、帰宅。この年、斎藤拙堂の碑銘を撰文。 |
| 八年 | (一九一九) | 九〇歳 | 六月、「中洲文稿第四集」発行。 一月、自撰の碑銘を撰文。四月、「絵原有声画集」編纂。▼五月二二日歿。正三位、旭日大授章。▼七月、妹増歿、八七歳。 |

(故三島正明氏作製の「三島中洲年譜」「三島中洲研究」一号所収二〇〇六を基に作製した。)

昨秋、図書館側から、年度初めに新入生歓迎をこめて大学資料展示室で三島中洲の企画展を行いたかったので、協力してほしいと依頼をうけた。五月の大学資料展示室運営委員会の場でも、委員長の館長から館蔵書簡の整理を委嘱され、七月に東アジア学術総合研究所の共同研究費を獲てその整理に着手した矢先でもあったから、かたがた時宜を得たものと思ひ、時間的に余裕がないとは思いつつお引き受けした。

いま振り返って、本学の長年にわたる学祖顕彰の取組み（山口角鷹氏の労作など）を詳悉した上で言うわけではないが、一九九六―九八年度の戸川芳郎名誉教授を代表とする文部省科研費による共同研究は、三島中洲の研究上に画期的な意味を持つたと思う。二〇〇四年五月、九段新校舎に資料展示室が開設されたことも、資料の継続的な収集・整理・公開を促進した。同月から故中村義・松川健二・故三島正明ら諸先生とともに、筆者も月例の三島中洲研究会を開催し、『三島中洲研究』を発行し、ゆかりの倉敷市・高梁市等の関係者各位とも交流を深めつつ、資料の発掘と研究を続けてきた。また一方では二〇〇七年から石川忠久顧問による中洲詩の全訳注の刊行が継続中である。加えて二〇一〇年三月には図書館の成田修一元部長を中心に学校法人二松学舎所蔵の資料目録を発行している。二一世紀COEプログラムの採択以来、継続してきた江戸明治漢学関係の書籍購入も研究環境の整備に役立ちつつある。

こうした諸活動によって、三島中洲を対象とする研究の現状と課題が、明治漢学の日本近代史における広がりや意義とともに、少しずつではあるが明らかになってきているように思う。少なくとも私自身について言えば、理解とともに中洲への敬意が深まったことは事実であり、そのありのままの姿を、学生諸君をはじめ、より多くの人に知ってもらいたいと思うようになった。

企画展「三島中洲と近代」は、三年間をめどに毎年この時期に、開催する計画である。第一回目の今回は、中洲の生涯を四期に分けて、その一生を概観できるように努めた。図書館には漢学塾の時代から引き継がれてきた資料のほかに、比較的近時

に収蔵された山田準文書・小野家文書・那智佐典文書などの関連資料が少なくないので、この機会に各種資料の整理と公開にも配慮したいと考えている。

こうして匆卒の間になんとか図録作成に漕ぎ着けられたのは、前述した研究蓄積の上に立ってのことである。展示の企画立案にあたっては、館長・副館長の理解はもとより、展示資料の選定・撮影に関して小林憲二氏・山口浩司氏、丸善の磯崎みつよ氏ら図書館の諸氏の協力を得た。また図録の解説作成にあたっては、詩文の訓読と翻訳に、三島中洲研究会の幹事であり、また共同研究のメンバーでもある牧角悦子教授の協力を得た。初めて紹介する資料も少なくないので、誤りなきを保し難いが、もとより文責はすべて筆者にある。大方のご意見・ご批判をいただき、より充実した内容にしていきたいと考えている。

二〇一三年三月二五日

文学部 准教授・大学資料展示室運営委員 町泉寿郎

三島中洲と近代 ―其一―

発行日 平成二五年三月三一日

編集者 大学資料展示室運営委員会

発行者 二松学舎大学附属図書館

〒一〇二―八三三六

東京都千代田区三番町六一一六

印刷
本刷
株式会社 サンセイ

